

越 前 市 地 域 防 災 計 画

〈 震 災 対 策 編 〉

越 前 市 防 災 会 議

平成18年	3月	作成
平成20年	3月	修正
平成21年	3月	修正
平成22年	3月	修正
平成23年	3月	修正
平成25年	3月	修正
平成26年	3月	修正
平成27年	1月	修正
平成28年	3月	修正
平成29年	3月	修正
平成30年	3月	修正
平成30年11月		修正
令和元年11月		修正
令和2年11月		修正
令和3年	9月	修正
令和4年	9月	修正
令和5年	10月	修正
令和6年	8月	修正
令和7年	8月	修正
令和8年	8月	修正

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	越前市の概況	2
第3節	防災関係機関の事務または業務の大綱	10
第4節	被害想定	18

第2章 災害応急対策計画

第1項 応急活動体制

第1節	応急活動体制計画	23
第2節	広域的応援対応計画	44
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	48
第4節	ボランティア受入れ計画	53
第5節	要員確保計画	57

第2項 情報の収集伝達

第1節	通信運用・情報収集伝達計画	60
第2節	広報計画	66

第3項 緊急活動

第1節	避難計画	70
第2節	被災者の救出計画	90
第3節	要配慮者応急対策計画	93
第4節	医療救護計画	95
第5節	消防応急対策計画	99
第6節	災害警備計画	104
第7節	緊急輸送および障害物の除去計画	111
第8節	危険物施設等応急対策計画	115

第4項 市民生活の安定

第1節	飲料水、食糧品、生活必需品の供給計画	117
第2節	住宅応急対策計画	132
第3節	廃棄物処理計画	136
第4節	防疫・食品衛生計画	139
第5節	遺体の搜索、処置、埋葬計画	144
第6節	教育再開計画	146

第5項 ライフライン対策

第1節	交通施設応急対策計画	149
第2節	上下水道施設および浄化槽応急対策計画	157
第3節	ガス施設応急対策計画	161
第4節	電力施設応急対策計画	164
第5節	通信および放送施設応急対策計画	166

第6項 被災者の支援

第1節	義援金、救援物資の受入れおよび配分計画	168
第2節	災害救助法の適用に関する計画	170

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	179
第2節	激甚災害の指定計画	181
第3節	民生安定計画	186
第4節	経済秩序安定計画	193
第5節	復興計画	194

第 1 章 総 則

第1章	総則	第1節	計画の目的
		第2節	越前市の概況
		第3節	防災関係機関の事務または業務の大綱
		第4節	被害想定

第 1 節 計画の目的

「越前市地域防災計画」は、市民の生命と財産を災害から守るため「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき定めるものであり、震災対策編は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、防災体制の一層の強化を図るために、越前市の地域に係る震災対策について、震災応急対策計画および災害復旧計画に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的として定める。

第2節 越前市の概況

第1 位置

本市は、福井県のほぼ中央に位置し、鉄道では北陸新幹線、福井鉄道およびハピラインふくいが、道路では一般国道8号、北陸自動車道が、市の中央部を南北に通過している。

県庁所在地の福井市へは北へ約 20 km、経済・文化の交流圏域である名古屋ならびに大阪へはともに約 170 km、J Rでそれぞれ 1 時間 35 分、1 時間 45 分の距離にある。また、首都東京までは、新幹線利用で 3 時間 9 分の位置にある。

北緯 35 度の位置にあり、総面積は 230.70km²、県面積（4,188.99 km²）の 5.5%を占め、海拔は市庁舎前で約 34mである。

第2 地勢

本市は、東部の越前中央山地、西部の丹生山地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など 400～700m 級の山々に囲まれた武生盆地の中心部に市街地を形成し、その周囲および山沿いに多くの集落が点在している。

武生盆地の中央を県内三大河川の一つである日野川が南北に貫流し、旧今立町内を流れる五つの川は鞍谷川に合流したあと福井市内で日野川に合流し、九頭竜川本川として日本海に注いでいる。

第3 地 質

越前中央山地は、主に新第三紀中新世の糸生累層に属する西谷流紋岩と変朽安山岩類からなる。

また、丹生山地の南半分には主に中生代後期の石英粗面岩や凝灰岩が分布し、越前市広瀬、大虫付近にはその下位の古生層やこれを貫く花崗岩がみられる。吉野瀬川断層以南の南条山地には、南に古い岩層が露出し、北あるいは東に新期の岩層が発達している。

一方、これらの基盤岩の谷部にある盆地内の台地や低地は第四系からなっている。基盤岩の深度は明らかではないが、孤立丘の分布状況からすると、基盤岩上面の起伏はかなり複雑なようである。

越前市街地を中心とする日野川沿いの地域は、沖積世のいわゆる武生扇状地礫層が分布し、その基底深度から 10～25m程度と考えられている。この礫層中の地下水は豊富で水質も良好である。

第４ 地 震

（１）地震災害の履歴

「武生市史」では、市域に被害が及んだ地震として明治 24 年（1891）の濃尾地震があげられている。味真野地区での被害が最も大きく、一週間以上も屋外の仮住居に避難し、余震毎に山崩れが起こっていた事が記録され、警察署管内の被害は、家屋の全壊 1 戸、半壊 3 戸、大破 17 戸、破損 55 戸、傾斜 13 戸、道路の亀裂 44 箇所、堤防の亀裂 14 箇所に及んでいる。

また、福井地震（昭和 23 年、M7. 1）の際には、現在の越前市域で死者 8 名、負傷者 50 名、住家の倒壊 14 戸、半壊 184 戸との記録が残されている。（福井震災誌：S24 福井県）

震源の位置から、越前市域に影響を及ぼしたと推定される過去の主要な地震の一覧と、その地震による越前市での推定震度を表－１に整理した。

表－１

主要な地震（１）

震央（地震名）	発生年月日	マグニチュード	死者・行方不明（人）	倒壊・焼失家屋（戸）	その他
東海道沖 （安政東海地震）	嘉永 7 年 11 月 4 日 （1854. 12. 23）	8. 4	死者 2,000～3,000	倒壊・焼失 30,000 以上	大地震あり この地震により、年号は 「安政」となった
南海道 （安政南海地震）	嘉永 7 年 11 月 5 日 （1854. 12. 24）	8. 4			
江戸 （江戸地震）	安政 2 年 10 月 2 日 （1855. 11. 11）	6. 9	死者 7,000 以上	倒壊・焼失 15,000 以上	大火災
石見・浜田 （浜田地震）	明治 5 年 2 月 6 日 （1872. 3. 14）	7. 1	死者 555	倒壊 4,527	
岐阜県南西部 （濃尾地震）	明治 24 年 10 月 28 日 （1891. 10. 28）	8. 0	死者 7,273	倒壊 142,177	横尾谷断層を生じる
羽前・羽後 （庄内地震）	明治 27 年 10 月 22 日 （1894. 10. 22）	7. 0	死者 726	倒壊 3,858 焼失 2,148	
三陸沖 （明治三陸地震津波）	明治 29 年 6 月 15 日 （1896. 6. 15）	6. 8 * 8 1/2	死者 22,072	倒壊 10,393	大津波あり （最大 24.4m） * 津波から求めた規模

主要な地震（２）

震央（地震名）	発生年月日	マグニチュード	死者・行方不明（人）	倒壊・焼失家屋（戸）	その他
関東南部 （関東大震災）	大正 12 年 9 月 1 日 （1923. 9. 1）	7. 9	死者 99,331 行方不明 43,476	倒壊 128,266 焼失 447,128	
兵庫県北部 （北但馬地震）	大正 14 年 5 月 23 日 （1925. 5. 23）	6. 8	死者 428	倒壊 1,295 焼失 2,180	
京都府北部 （北丹後地震）	昭和 2 年 3 月 7 日 （1927. 3. 7）	7. 3	死者 2,925	倒壊 12,584 焼失 9,151	
静岡県東部 （北伊豆地震）	昭和 5 年 11 月 26 日 （1930. 11. 26）	7. 3	死者 272	倒壊 2,165	丹那断層 （ズレ 2～3m）
三陸沖 （三陸地震津波）	昭和 8 年 3 月 3 日 （1933. 3. 3）	8. 1	死者 1,522 行方不明 1,542	流失 4,034	大津波 （最大 28.7m）
鳥取付近 （鳥取地震）	昭和 18 年 9 月 10 日 （1943. 9. 10）	7. 2	死者 1,083	倒壊 7,485	断層・地割れ・山崩れ 多し
東海道沖 （東南海地震）	昭和 19 年 12 月 7 日 （1944. 12. 7）	7. 9	死者 998	倒壊 26,130 流失 3,059	大津波（最大 10m）
愛知県南部 （三河地震）	昭和 20 年 1 月 13 日 （1945. 1. 13）	6. 8	死者 1,961	倒壊 5,539	断層を生ず
南海道沖 （南海地震）	昭和 21 年 12 月 21 日 （1946. 12. 21）	8. 0	死者 1,330 行方不明 113	倒壊 11,591	大津波（最大 4～6m）
福井平野 （福井地震）	昭和 23 年 6 月 28 日 （1948. 6. 28）	7. 1	死者 3,769	倒壊 36,184 焼失 3,851	断層を生ず
十勝沖 （十勝沖地震）	昭和 27 年 3 月 4 日 （1952. 3. 4）	8. 2	死者・行方不明 33	倒壊 815	津波
チリ沖 （※チリ地震津波）	昭和 35 年 5 月 23 日 （1960. 5. 23）	9. 5	死者 122 行方不明 20	倒壊 1,599	大津波 （最大 5～6m）
福井・岐阜県境 （※北美濃地震）	昭和 36 年 8 月 19 日 （1961. 8. 19）	7. 0	死者 8	倒壊 12	道路損壊 120 山崩れ 99
宮城県北部 （※宮城県北部地震）	昭和 37 年 4 月 30 日 （1962. 4. 30）	6. 5	死者 3	倒壊 340	
福井県沖 （※越前岬沖地震）	昭和 38 年 3 月 27 日 （1963. 3. 27）	6. 9		倒壊 5	
新潟県沖 （※新潟地震）	昭和 39 年 6 月 16 日 （1964. 6. 16）	7. 5	死者 26	倒壊 1,960	地盤液状化
松代付近 （※松代群発地震）	昭和 40 年 8 月 3 日 （1965. 8. 3）	最大 5. 4		倒壊 10	1970 年末までに松代有 感 62,821 回 （震度 5 級：9 回）

主要な地震（３）

震央（地震名）	発生年月日	マグニチュード	死者・行方不明（人）	倒壊・焼失家屋（戸）	その他
霧島山北麓 （※えびの地震）	昭和 43 年 2 月 21 日 （1968. 2. 21）	6. 1	死者 3	倒壊 368	M5.7 の前震あり、 余震でも被害を出す
日向灘 （※1968 年日向灘地震）	昭和 43 年 4 月 1 日 （1968. 4. 1）	7. 5		倒壊 1	小津波あり
青森県東方沖 （※1968 年十勝沖地震）	昭和 43 年 5 月 16 日 （1968. 5. 16）	7. 9	死者 52	倒壊 673	津波（最大 3～5m）
八丈島近海 （※1972 年 12 月 4 日 八丈島東方沖地震）	昭和 47 年 12 月 4 日 （1972. 12. 4）	7. 2			小津波あり
根室半島南東沖 （※1973 年 6 月 17 日 根室半島沖地震）	昭和 48 年 6 月 17 日 （1973. 6. 17）	7. 4		倒壊 2	小津波あり
伊豆半島南端 （※1974 年伊豆半島沖の地震）	昭和 49 年 5 月 9 日 （1974. 5. 9）	6. 9	死者 0	倒壊 134	津波あり
伊豆大島近海 （※1978 年伊豆大島近海の地震）	昭和 53 年 1 月 14 日 （1978. 1. 14）	7. 0	死者 25	倒壊 96	前震顕著、 津波あり
宮城県沖 （※1978 年宮城県沖地震）	昭和 53 年 6 月 12 日 （1978. 6. 12）	7. 4	死者 28	倒壊 1,183	道路損壊 888 山崩れ 529
浦河沖 （※昭和 57 年（1982 年） 浦 河沖地震）	昭和 57 年 3 月 21 日 （1982. 3. 21）	7. 1		倒壊 9	小津波あり
秋田・青森県沖 （※昭和 58 年（1983 年） 日本海中部地震）	昭和 58 年 5 月 26 日 （1983. 5. 26）	7. 7	死者 104	倒壊 934	大津波（最大 6m 以上）
長野県西部 （※昭和 59 年（1984 年） 長野県西部地震）	昭和 59 年 9 月 14 日 （1984. 9. 14）	6. 8	死者 29	倒壊・流失 14	山崩れ多数
釧路沖 （※平成 5 年（1993 年） 釧路沖地震）	平成 5 年 1 月 15 日 （1993. 1. 15）	7. 8	死者 2	倒壊 53	道路損壊 1,591 崖くずれ 14
北海道南西沖 （※平成 5 年（1993 年） 北海道南西沖地震）	平成 5 年 7 月 12 日 （1993. 7. 12）	7. 8	死者 201 行方不明 29	倒壊・流失 594	大津波（29m） 道路損壊 621
北海道東方沖 （※平成 6 年（1994 年） 北海道東方沖地震）	平成 6 年 10 月 4 日 （1994. 10. 4）	8. 2	負傷者 437	倒壊 61	津波（最大 1.73m）
三陸はるか沖 （※平成 6 年（1994 年） 三陸はるか沖地震）	平成 6 年 12 月 28 日 （1994. 12. 28）	7. 6	死者 3 負傷者 788	倒壊 72	津波（最大 55 c m） 被害は平成 7 年 1 月 12 日現在

主要な地震（４）

震央（地震名）	発生年月日	マグニチュード	死者・行方不明（人）	倒壊・焼失家屋（戸）	その他
淡路島 （※平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震） 【阪神・淡路大震災】	平成 7 年 1 月 17 日 (1995. 1. 17)	7. 3	死者 6,432 行方不明 3	倒壊 104,906	断層を生ずる被害は 平成 13 年 1 月 17 日 現在
鳥取県西部 （※平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震）	平成 12 年 10 月 6 日 (2000. 10. 6)	7. 3	負傷者 182	倒壊 435	崖くずれ 367 道路損壊 667
安芸灘 （※平成 13 年(2001 年) 芸予地震）	平成 13 年 3 月 24 日 (2001. 3. 24)	6. 7	死者 2 負傷者 288	倒壊 70	崖くずれ 35 道路損壊 787
十勝沖 （※平成 15 年(2003 年) 十勝沖地震）	平成 15 年 9 月 26 日 (2003. 9. 26)	8. 0	死者 1 行方不明 1 負傷者 849	倒壊 116	半壊家屋 368
新潟県中越地方 （※平成 16 年(2004 年) 新潟県中越地震）	平成 16 年 10 月 23 日 (2004. 10. 23)	6. 8	死者 68 負傷者 4,805	倒壊 3,175	半壊家屋 13,810
能登半島沖 （※平成 19 年(2007 年) 能登半島地震）	平成 19 年 3 月 25 日 (2007. 3. 25)	6. 9	死者 1 負傷者 356	倒壊 686	半壊家屋 1,740
新潟県上中越沖 （※平成 19 年(2007 年) 新潟県中越沖地震）	平成 19 年 7 月 16 日 (2007. 7. 16)	6. 8	死者 15 負傷者 2,346	倒壊 1,331	半壊家屋 5,710 一部破損 37,633
岩手県内陸南部 （※平成 20 年(2008 年) 岩手・宮城内陸地震）	平成 20 年 6 月 14 日 (2008. 6. 14)	7. 2	死者 17 行方不明 6 負傷者 426	倒壊 30	半壊家屋 146
三陸沖 （※平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖地震） 【東日本大震災】	平成 23 年 3 月 11 日 (2011. 3. 11)	9. 0	死者 19,729 行方不明 2,559 負傷者 6,233	倒壊 121,996	半壊家屋 282,941 一部破損 748,461
熊本県熊本地方など （※平成 28 年(2016 年) 熊本地震）	平成 28 年 4 月 14 日	最大 7. 3	死者 273 負傷者 2,809	倒壊 8,667	半壊家屋 34,719 一部破損 162,500
胆振地方中東部 （※平成 30 年北海道胆振 東部地震）	平成 30 年 9 月 6 日	6. 7	死者 43 負傷者 782	倒壊 469	半壊家屋 1,660 一部破損 13,849
石川県能登地方 （※令和 6 年能登半島地 震）	令和 6 年 1 月 1 日	7. 6	死者 241 負傷者 1,299	倒壊 8,789	半壊家屋 18,813 一部破損 83,154

（参考：気象庁資料）

注 1 表の作成基準は、死者・行方不明者数による。

大正 15 年まで・・・100 人以上、昭和元年以降・・・10 人以上

注 2 ※は、特別名称のついた地震を示す（上記作成基準に該当しないものを掲記した。）。

（２）地震発生のメカニズム

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が地震波として周囲に広がり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

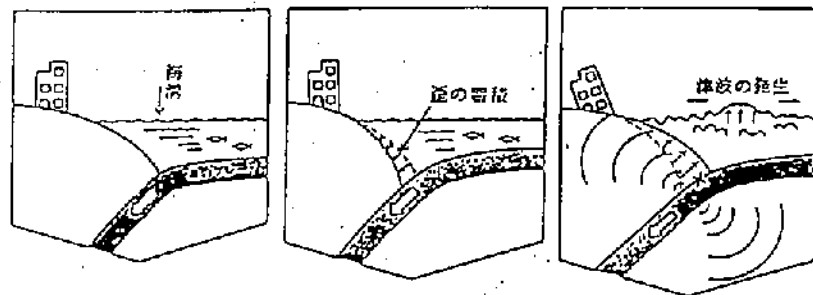
日本ではこうした地震の発生メカニズムは、大別して２つの型がある。

① 海溝型地震

海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因するもの。

プレートの沈み込む境界では、海のプレートの沈み込みに伴い、陸のプレートが少しずつ引きずり込まれていく。この引きずり込みが長期間進行すると、やがてひずみが限界に達して、両プレートの境界が破壊される。この瞬間に、海のプレートが一気に下方にずれ動き、陸のプレートが跳ね上がる。その規模は最大でマグニチュード８クラスである。

プレートの運動は、最近の地質時代を通じて、ほぼ一定の方向・速さを保ってきたと考えられるので、海溝型地震は同じ場所に繰り返し発生することになり、その間隔はおおよそ 100～200 年程度である。



図－２ 海溝型巨大地震発生のメカニズム

② 内陸型地震（直下型地震）

プレートの圧縮作業に起因するもの。

内陸部は海のプレートが押し寄せるために、常に水平方向の圧縮力にさらされている。この圧縮力によって地殻の弱い箇所が断層破壊を起こすのが内陸の地震である。その規模は海溝型地震よりやや小さく、最大でマグニチュード７クラスであるが、都市の真下で起これば、いわゆる直下型地震として大きな被害を及ぼすという危険性がある。

一度断層破壊を起こした場所は、弱い傷跡として残り、繰り返し地震を起こす。こうして長い地質時代に断層のずれが蓄積され、断層地形が発達する。第四紀（約 200 万年前から現在まで）に活動した証拠のある断層は活断層とよばれ、活断層は内陸地震の発生候補地といえる。

越前市に被害を及ぼすおそれのある地震は、内陸型地震と呼ばれるもので、海溝型巨大地震に比べて規模は小さいが、震源が内陸部で浅いことから、局地的に大きな被害を及ぼすおそれがある。

(3) 活断層の状況

越前市に直接係る活断層は、西部の丹生山地に分布する蟬口断層や小曾原断層、北部の鯖江断層が挙げられる。これらの活動度はB～C級で南北性の縦ずれ断層である。また、市域周辺には温見断層、甲楽城断層、柳ヶ瀬断層のように確実度、活動度の高い断層が分布し、特に温見断層は 1891 年の濃尾地震（M 8.0）時にその一部が活動し、越前市域にも被害を及ぼしたことが記録されている。

また、越前市は地震予知連絡会の設定した特定観測地域（名古屋・京都・大阪・神戸地区）の北縁部に位置している。

越前市およびその周辺の活断層と分布状況を表－2、図－3に示した。

表－2 越前市域周辺の活断層

断 層 名	番号	確実度	活動度	長 さ (km)	走 向	断 層 変 位		平均変位 速 度 m/10 ³ 年
						上下成分隆 起側 (m)	横ずれ成分 むき (m)	
温見断層	11	I～II	A～B	39	NW	N, S	L500－3000	
殿上山断層	23	II	B～C	6	ENE	S	R50－300	
金草岳断層	24	I～II	B	11	NE	E	R150－1100	
鯖江断層	31	II	B	8	NS	W>10		
宝泉寺断層	32	II	B～C	4	NNW	W	L	
蟬口断層	33	II	B～C	10	NS	W		
小曾原断層	34	II	B	3	NE	W10		
甲楽城断層	35	II	B	16	NW	E		
山中断層	36	II	C	5	NW		L100－300	
柳ヶ瀬断層	38	I～III	B	37	NNW	E>75, W8	L75－1000	
鯖江台地西縁	58	II	B	8	NS	E10		
朝日断層	59	II	B	6	NE	W		
笹川断層	60	II		7	NE	W20		

注) 確実度 I : 活断層であることが確実なもの

II : 活断層であると推定されるもの

III : 活断層の可能性のあるもの

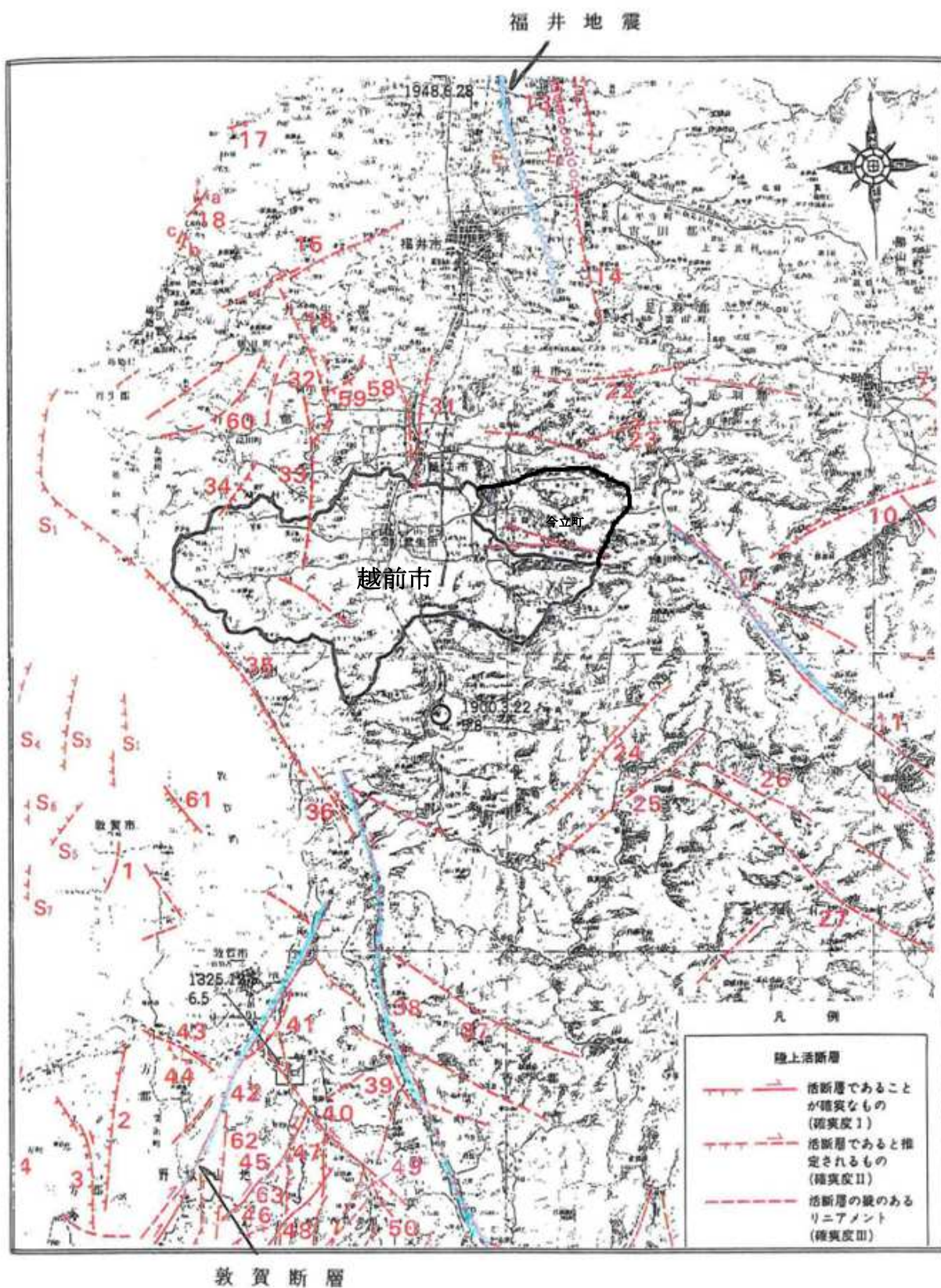
活動度 A : 平均変位速度が 1 m/1000 年のオーダー

B : 平均変位速度が 0.1m/1000 年のオーダー

C : 平均変位速度が 0.01m/1000 年のオーダー

(資料 : 新編日本の活断層、1991)

図－3 越前市域周辺の活断層分付図



(資料：新編日本の活断層、1991)

第3節 防災関係機関の事務または業務の大綱

第1 各機関の責務

(1) 越前市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体および市民の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 福井県

県は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町および指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市および県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(6) 市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他の防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分の身は自分で守る」という意識のもと、自らの判断で避難行動をとり、市民自らが被害の事前防止および拡大防止に努めるものとする。

（７）自主防災組織

自主防災組織は、町内会等も含め、地域の実情に即した組織を整備し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと主体的に自主防災活動を行うものとする。

（８）事業所

事業所は、事業所内の従業員および利用者等の安全を確保するために計画的な防災体制の充実を図るとともに、地域の防災活動への積極的な協力を行うものとする。

（９）公的機関等の業務継続性の確保

市および県等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第２ 各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

あわせて国、県、市町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することにより、国、県、市町、事業者、住民等が一体となって防災対策を推進するものとする。

また、市は男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が災害対応について連絡調整を行い、平時および災害時における市男女共同参画センターの役割について明確化しておくよう努めるものとする。

第3 処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 越前市

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(1) 越前市	1 越前市防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備 3 防災上必要な教育および訓練 4 防災思想の普及 5 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 6 災害の予防と拡大防止 7 救難、救助、防疫等被災者の救護 8 災害応急対策および災害復旧資材の確保 9 災害対策要員の動員、借上げ 10 災害時における交通、輸送の確保 11 災害時における文教対策 12 被災施設の復旧 13 被災市営施設の応急対策 14 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15 義援金、義援物資の受入れおよび配分
(2) 南越消防組合	1 災害の予防、警戒、鎮圧および住民の生命、身体および財産の保護 2 風水火災、地震等の災害による被害の軽減 3 風水火災、地震等の災害時における救助、救出および避難の誘導
(3) 南越清掃組合	災害時におけるごみおよびし尿等の処理

(2) 福井県

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(1) 福井県	1 防災に関する施設、組織の整備 2 防災上必要な教育および訓練 3 防災思想の普及 4 災害に関する被害の調査報告と情報の収集 5 災害の予防と拡大防止 6 救難、救助、防疫等被災者の救護 7 災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 8 災害時における交通、輸送の確保 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安警備 11 被災産業に対する融資等の対策 12 被災施設の復旧 13 被害県営施設の応急対策 14 被害に対する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 15 市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 16 福井県防災会議に関する事務 17 災害救助法の適用における諸対応 18 自衛隊の災害派遣の要請 19 義援金、義援物資の受入れおよび配分
(2) 丹南健康福祉センター	1 災害時における防疫、救護等の実施 2 災害時における公衆衛生の向上、増進 3 医薬品および防疫用薬剤等の調達
(3) 丹南土木事務所	1 道路、橋梁、河川、砂防および防災施設の新設・改良および維持管理ならびに被災施設の復旧 2 応急仮設住宅の建設
(4) 越前警察署	1 災害時における住民の生命、身体および財産の保護 2 社会公共秩序の維持と安全の保持 3 災害の予防と拡大防止 4 災害時における交通の確保と交通規制 5 情報収集と広報活動
(5) 丹南農林総合事務所	1 農地、農業施設の防災指導 2 農地、農業施設の災害応急対策の指導 3 農作物の災害応急対策の指導 4 治山、林道整備 5 林産物の防災および災害応急対策の指導
(6) 広野・榊谷ダム統合管理事務所	1 河川流量調節 2 放流に関する通報
(7) 福井県税事務所	災害時における県税の特別措置
(8) 日野川地区水道管理事務所	1 災害時の飲料水確保 2 管内間の水道用水の供給変更

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(1) 近畿管区行政評価局 (福井行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設
(2) 北陸総合通信局	1 電波の監理および有線電気通信の確保 2 災害時における非常通信の確保
(3) 北陸財務局 (福井財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 2 災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 3 災害時における金融機関の緊急措置の指示 4 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 5 避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舍）の 情報収集および情報提供
(4) 福井労働局 武生労働基準監督署	1 事業場における災害防止の監督指導 2 事業場における災害発生の原因調査と事故対策の指導
(5) 福井労働局 武生公共職業安定所	災害時における一般労働者の供給
(6) 北陸農政局 (福井県拠点)	1 農地および農業施設の緊急査定 2 災害時における米穀等主要食糧の確保と引渡 3 災害対策用備蓄乾パン等応急用食料の要請、運送および引渡
(7) 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 災害対策用復旧用材の供給 5 林野火災の予防
(8) 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所)	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3 国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4 直轄公共土木施設の災害復旧 5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による緊急を要すると認め られる場合の災害緊急対応の実施
(9) 中部運輸局 (福井運輸支局)	1 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 2 災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運 送調整 3 災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導 4 所轄する交通施設及び設備の整備についての指導 5 災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6 特に必要があると認める場合の輸送命令
(10) 東京管区气象台 (福井地方气象台)	1 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達 および解説 3 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
(11) 国土地理院 (北陸地方測量部)	1 災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 2 地理情報システムの活用に関すること 3 公共測量の技術的助言

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	災害時における人命、財産保護のための部隊の派遣

(５) 指定公共機関および指定地方公共機関等

(指定公共機関)

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(１) 電気通信関係機関 NTT 西日本㈱福井支店 (株)NTT ドコモ北陸支社 KDDI(株)北陸総支社 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	1 電気通信施設の整備および防災監理 2 災害時における優先通信の確保 3 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
(２) 日本赤十字社 (福井県支部)	1 災害時における被災者の医療救護およびこころのケア 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集および配分 4 血液製剤の供給
(３) 北陸電力(株)丹南支店 北陸電力送配電(株)福井支社	1 施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給の確保 3 災害対策の実施と被災施設の復旧
(４) 鉄道軌道機関 (西日本旅客鉄道(株)) (日本貨物鉄道(株))	1 施設等の整備および安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
(５) 日本通運(株)福井支店	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資等の輸送 3 転落車両の救出等
(６) 中日本高速道路(株) 金沢支社福井保全・ サービスセンター	1 道路および防災施設の維持管理 2 被害施設の復旧 3 交通安全の確保
(７) 日本銀行福井事務所	1 災害時における現地金融機関の指導 2 災害時における金融措置 3 災害時における損傷銀行券の引き換え 4 災害時における国庫事務関係の措置
(８) 日本郵便(株)北陸支社 (各郵便局)	1 災害時における郵便業務の確保 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策 3 災害時における郵便局の窓口業務の維持
(９) 報道機関 (日本放送協会)	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

(指定地方公共機関等)

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(１) 鉄道軌道機関 (福井鉄道(株)) (株)ハピラインふくい	1 施設等の整備および安全輸送の確保 2 災害時における輸送の確保 3 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4 被災施設の復旧
(２) 越前市土地改良事業 推進協議会	1 土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2 災害復旧事業ならびに各種防災事業の調査および計画推進
(３) 報道機関 (福井放送(株)) (福井テレビジョン放送(株))	1 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速な周知 2 市民に対する災害応急等の周知 3 社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力

(福井エフエム放送(株)) (福井新聞社(株)) (丹南ケーブルテレビ(株))	
(4) 福井県医師会	災害時における医療救護活動の実施
(5) 社団法人福井県エルピー ガス協会	1 消費者への安全供給と保安啓発 2 災害時の迅速かつ正確な連絡ルートの確保 3 二次災害発生の防止および呼びかけの推進

(6) 公共的団体および防災上必要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
(1) 越前市建設業会	市が行う応急対策、復旧への協力
(2) 越前たけふ農業協同組合 福井県農業協同組合	1 市が行う被害状況調査および応急対策の協力 2 農作物の災害応急対策の指導 3 被災農家に対する融資、斡旋 4 農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5 農作物の需給調整
(3) 越前福井森林組合 (武生支所・南越支所)	1 市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2 被災組合員に対する融資またはその斡旋
(4) 武生商工会議所 越前市商工会	1 商工業者に対する融資斡旋実施 2 災害時における中央資金源の導入 3 物価安定についての協力 4 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
(5) 武生医師会病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における病人等の収容および保護 3 災害時における負傷者等の治療、助産、救助
(6) 社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施 2 災害時における収容者の保護
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
(8) 文化事業団体	市等の応急対策に協力
(9) 危険物関係施設の管理者	1 危険物施設の防護施設の設置 2 安全管理の徹底
(10) 学校法人	1 避難施設の整備および避難訓練の実施 2 被災時における応急教育対策計画の確立と実施 3 被災施設の災害復旧
(11) 各町内区長	1 町内の防災活動の指揮 2 町内の自主防災組織等の育成、強化 3 市の応急対策活動等との連携 4 町内緊急連絡網の整備 5 町内緊急連絡網を用いた災害情報の町民周知 6 区長間の連携
(12) 自主防災組織	1 町内単位の自警消防隊を核とする防災啓発活動の実施 2 町内の相互扶助活動 3 救難、救助等被災者の救護 4 防災資機材の整備
(13) 越前市自治連合会	1 地区単位の自主防災組織として防災啓発活動の実施 2 地区における相互扶助活動 3 市の応急対策活動等との連携 4 防災資機材の整備 5 地区自治振興会間の連携
(14) 越前エネライン(株)	1 ガスの供給

(7) 防災関係機関の協力事項

①各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努めるものとする。

- | | |
|---|------------------------|
| ア | 気象に関する情報 |
| イ | 災害に関する情報 |
| ウ | 住民からの通報のうち防災に関するもの |
| エ | 住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 |
| オ | 住民の生命および財産に関する被害状況 |
| カ | 各機関の職員の出勤状況 |
| キ | 住民に対する広報活動 |

②各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項につきそれぞれ協力するものとする。

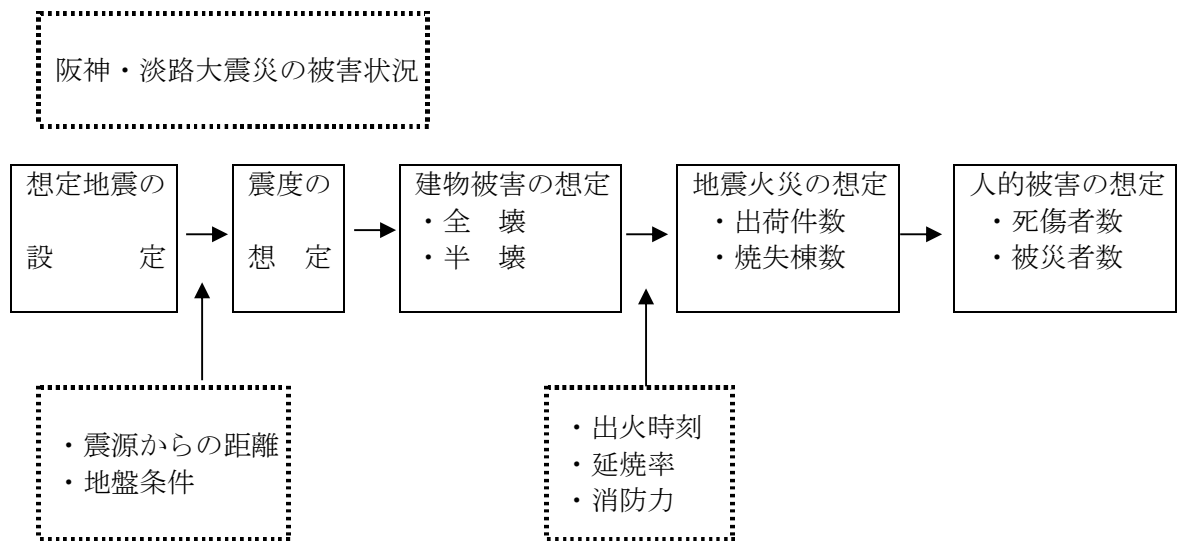
- | | |
|---|----------------|
| ア | 職員の派遣 |
| イ | 車両等資機材の貸与または提供 |
| ウ | 各種資料の提供 |
| エ | その他必要なもの |

第4節 被害想定

第1 想定地震

想定地震は、越前市の東部に位置する温見断層と、越前市南部に位置する柳ヶ瀬断層が動くことによって起きる地震とし、規模はそれぞれマグニチュード7.5とする。

〔想定方法〕



第2 想定地震による被害予測

（1）震度予測

本市が実施した防災アセスメントにおいては、震度6クラスの揺れが生じるものと算定される。

（2）被害予測

防災アセスメントの結果から、温見断層、柳ヶ瀬断層が動くことによって起きる地震の被害予測を以下に示す。

〔地震被害予測結果一覧表〕

			温見断層系地震	柳ヶ瀬断層系地震
現象	規模		マグニチュード 7.5	マグニチュード 7.5
	震度		5 弱 ～ 6 強	5 弱 ～ 6 強
	液状化		日野川右岸側で液状化発生危険度が高い。	温見断層系地震に比べ液状化の危険度は低い。
被害	建物	全壊棟数	9,055 棟	7,082 棟
		半壊棟数	10,688 棟	10,967 棟
	火災	出火件数	22 箇所	19 箇所
		延焼	3,214 棟	2,681 棟
	人的	死者	935 人	829 人
		負傷者	1,669 人	1,486 人
		避難者	23,121 人	20,406 人
	ライフライン	水道	1,932 箇所	1,377 箇所
		下水道	108 箇所	108 箇所
		ガス	619 箇所	318 箇所
		電柱	130 本	74 本
		電話柱	25 本	11 本

＜参考＞ 福井県地震被害予測結果一覧表

想定地震		福井地震断層			敦賀断層地震		
震度分布		4 + ～ 6 -			4 + ～ 6 -		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性があり、時に鯖江市境で可能性が高い。			日野川流域で市中央部において可能性があるが低い。		
建築物被害	構造種別	木 造	R C 造	S 造	木 造	R C 造	S 造
	現況（棟）	42,995	1,368	7,949	42,995	1,368	7,949
	大破数（棟）	8,674	71	617	4,009	37	319
	大破率（％）	20.2	5.2	7.8	9.3	2.7	4
	中破数（棟）	11,502	58	436	11,090	22	212
	中破率（％）	26.8	4.2	5.5	25.8	1.6	2.7
	中破数以上（棟）	20,176	129	1,053	15,099	59	531
	中破以上率（％）	46.9	9.4	13.2	35.1	4.3	6.6
季節・時刻の条件		冬(17～18時)		春秋(15～16時)	冬(17～18時)		春秋(15～16時)
火災被害	焼失棟数（棟）	2,015		1,288	1,773		10
	死者（人） 負傷者（人）	447 3,317		386 3,055	230 1,987		53 742
人的被害	罹災者（人） 避難者（人）	14,171 31,314		12,984 30,127	10,653 25,881		7,211 22,939
	人口 現況（人） 世帯数 現況（件）	8 4 , 8 4 8 2 3 , 3 4 5					

（出典：福井県地震被害予測調査結果 平成8年5月）

第3 想定地震設定の考え方

越前市に最も大きな被害をもたらす内陸活断層による地震を想定する。

(1) 越前市周辺の主な活断層

越前市および近傍の主な活断層を以下に示す。

断 層 名	確実度	活動度	長 さ (km)	備 考
温見断層	I	A～B	39	
根尾谷断層	I	A～B	37	
甲楽城断層	II	B	16	
柳ヶ瀬断層	I	B	37	
敦賀断層	I	B	25	県想定
福井地震断層			30	県想定

出典：「新編 日本の活断層」（1991, 東大出版会）

日本の地震断層パラメーター・ハンドブック」（1989, 鹿島出版会）

《確実度》

I：活断層であることが確実なもの

II：活断層であると推定されるもの

III：活断層の疑いのあるリニアメント

《活動度》

A：平均変位速度が 1.0m/1,000 年以上 10m/1,000 年未満のもの

B：平均変位速度が 0.1m/1,000 年以上 1 m/1,000 年未満のもの

C：平均変位速度が 0.01m/1,000 年以上 0.1m/1,000 年未満のもの

[]：第四紀後期の約 50 万年間に活動しなかったと思われるもの

(2) 推定地震規模

防災アセスメントによる越前市周辺の主な活断層の推定地震規模を、以下に示す。

断 層 名	断層の 長 さ (km)	地震の規模		
		マグニチュード		想定震度
		松田式	佐藤式	
温見断層	39	7.50	7.00	6 強
柳ヶ瀬断層	37	7.50	6.90	6 強

《地震規模推定式》

地震規模推定式は、以下による。

$$[\text{松田式}] \quad M = (\text{Log}L + 2.90) / 0.6$$

$$[\text{佐藤式}] \quad M = (\text{Log}L + 1.88) / 0.5$$

M：地震規模（マグニチュード）

L：断層の長さ（km）

(3) 想定地震断層

以上の結果から、越前市に最も大きな被害をもたらす内陸活断層による想定地震断層は、断層の位置、推定地震規模、活動度等から「温見断層」とする。

第2章 災害応急対策計画

この章は、地震が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第1項 応急活動体制

第1項 応急活動体制	第1節	応急活動体制計画
	第2節	広域的応援対応計画
	第3節	自衛隊災害派遣要請計画
	第4節	ボランティア受入れ計画
	第5節	要員確保計画

第1節 応急活動体制計画

第1 計画の方針

市は、地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合、あらゆる業務に優先して、迅速かつ的確に災害応急対策を実施する。

第2 市の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備の基準および人員は、次のとおりとする。

	配備時期	配備内容
地震第1次配備	1 越前市で震度4の地震が発生したとき。 2 本部長が必要と認めたとき。	1 開庁時 ・警戒体制を整える 2 閉庁時 ・関係本部員連絡会議開催および警戒本部設置の検討 ・本部班、災害対策本部準備運営班は本庁集合 ・各部班長は各勤務施設に集合 ・今立総合支所班長は支所に集合
地震第2次配備	1 越前市で震度5弱または5強の地震が発生したとき。 2 管内で局地に、地震による災害が発生したとき。	1 開庁時 ・災害対策本部の設置 ・広域避難場所、地区拠点基地の開設 ・各部班長、班員は職場待機 2 閉庁時 ・災害対策本部の設置 ・広域避難場所、地区拠点基地の開設 ・本部班、災害対策本部準備運営班は本庁に集合 ・地区担当班は広域避難場所に集合 ・指定の上下水道班（水道班）は村国浄水場に集合 ・指定の上下水道班（浄化センター班）は家久浄化センターに集合 ・今立総合支所班は支所に集合 ・上記以外の職員は各勤務施設に集合し、避難施設に指定されている施設については避難施設を開設
地震第3次配備	1 越前市で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 管内全般に、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断されたとき。	1 開庁時 ◎ 地震第2配備と同様 2 閉庁時 ◎ 全ての職員の動員 別表1

別表1

地震第3配備かつ閉庁時の配備内容

災害発生直後	1 災害対策本部員、本部班、広報班、総務班、避難誘導班、災害対策本部準備運営班は本庁に集合する。 2 地区担当班は広域避難場所に集合し、地区内の被災情報の収集にあたる。 3 教育班は災害対策本部の指示により広域避難場所の開設を行う。 4 1～4以外の職員は本庁舎もしくは各勤務施設に集合。
災害発生3時間後で、周辺に火災発生がないとき	1 地区担当班は、現場の状況を把握して災害対策本部に報告するとともに、現地災害対策本部の設置について本部と協議する。 2 その他、各班事務分掌に基づく本部機能の遂行。
その他	本部との連絡不通の避難施設にあっても、本部との連絡を除き、上記規定を準用する。

(2) 配備体制の決定

① 活動体制の確立

越前市で震度4の地震が発生したときまたは本部長が必要と認めたときは、防災関係職員は直ちに初動活動を実施する。

ア 情報の収集

県、福井地方気象台からの地震情報等の収集

所轄警察署、南越消防組合からの被災情報の収集

帰庁者、登庁者からの被災情報の収集

テレビ、ラジオの視聴による地震情報、被災情報の収集

イ 本部員会議の開催

総務部長は、必要に応じて、上記により収集した情報をもとに関係本部員連絡会議（関係する本部員で組織され、副市長が招集する。）を開催し、災害対策本部の設置等について協議する。

(3) 緊急参集および非常招集

職員は、災害応急対策活動を迅速確実に実施するため、次により参集および招集するものとする。

① 緊急参集

ア 防災に関係ある課の職員および災害対策本部準備運営班

防災に関係ある課の職員および市庁舎近隣で構成する災害対策本部準備運営班の職員は、勤務時間以外または休日等において災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに、自己の判断で登庁するものとする。なお、遠隔地にあつて交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、所属長（班長）の指示に従い行動するものとする。

《災害対策本部準備運営班》

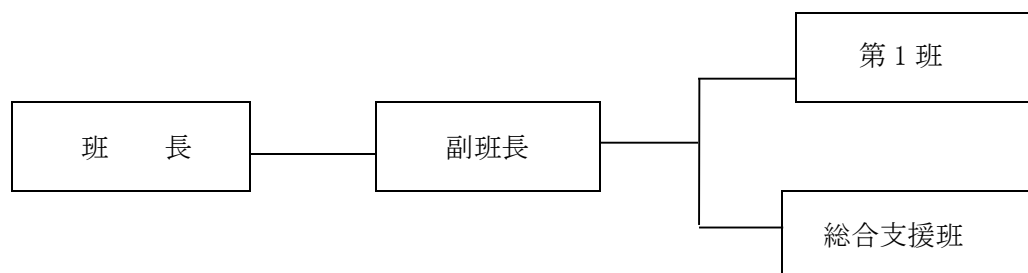
- ① 市全域の広範囲に被害が予測される地震災害等が勤務時間外に発生した際に、早期に対応するため、災害対策本部準備運営班を選任し、市庁舎近辺の職員10名程度で編成する。
- ② 災害対策本部準備運営班の選任については、ライフラインなど災害時に緊急を要する部署の職員を除いた職員から選任し、原則固定とする。（毎年見直しを行う。）なお、班員が不足する場合は、総務班に要請を行い、総務班は状況に応じて総合支援班からの追加配置を行う。
- ③ 災害対策本部準備運営班の職員は、災害対策本部立ちあげ、情報収集および外国人市民への災害情報発信の業務等に従事する。

イ 地区担当班

地区担当班の職員は、災害が発生しまたは予測される時、総務班の指示により各地区の拠点基地と広域避難場所において業務に従事する。

また、班長に事故あるときは、副班長、次に上席職員が職務を代理する。やむを得ず登庁できない場合は、地区担当班長もしくは、総務班長の指示に従い行動するものとする。地区担当班員が不足する場合は、班長が総務班に要請を行い、総務班は状況に応じて地区担当班相互の支援により別の地区担当班からの人員派遣、もしくは総合支援班からの追加配置の指示を行う。

また、地区で実施される防災訓練等に、企画段階から参画に努めるものとする。



《地区担当班》

- ① 各地区に居住する職員を含む、概ね5名程度で地区担当班を構成する。
- ② 地区担当班は指定された地区拠点基地、広域避難場所および自主避難場所を開設、運営する。
- ③ 地区担当班のうち、班長または副班長を含む2名程度で拠点基地を開設し、被害情報の収集等、災害対策本部との連絡調整業務に従事する。
- ④ 地区担当班の職員の選任については、ライフラインなど災害時に緊急を要する部署職員を除いた職員から選任し、原則固定とする。（毎年見直しを行う。）
- ⑤ 地区担当班の班長・副班長は、原則管理職とする。
- ⑥ 地区担当班に総合支援班を設け、班長等の要請により災害状況に応じて適切な配置を行う。
- ⑦ 地区担当班の間で相互支援の体制を構築し、班長等の要請により災害状況に応じて適切な配置を行う。
- ⑧ 班長・副班長は当該地区で実施される防災訓練等に企画段階から参画に努める。

ウ 地区担当班担当職員（地震第3次配備）

町内毎の集合場所（一次避難場所）または区長宅に立ち寄り、区長と連絡をとり、町内の被害状況等の情報収集の上、広域避難場所に集合し、地区担当班長の指示にて業務に従事する。

エ その他の職員

勤務時間外または休日等において大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに所属長（班長）に連絡し参集の可否を確認して登庁するものとする。

なお、所属長（班長）と連絡がとれない場合は自己の判断で登庁するものとする。遠隔地にあつて交通の遮断等によりやむを得ず登庁できない場合は、所属長（班長）の指示に従い行動するものとする。

② 非常招集

ア 招集体制の整備

各課においては、勤務時間以外または休日等においても、注意報、警報が発せられた場合には、遅滞なく職員の招集が行われるようあらかじめ職員を自宅待機させるとともに職員の招集順位、連絡方法等招集体制を整備しておくものとする。

イ 招集の実施者

各部庁内等の招集は、各部長が行うものとする。

ウ 招集の方法

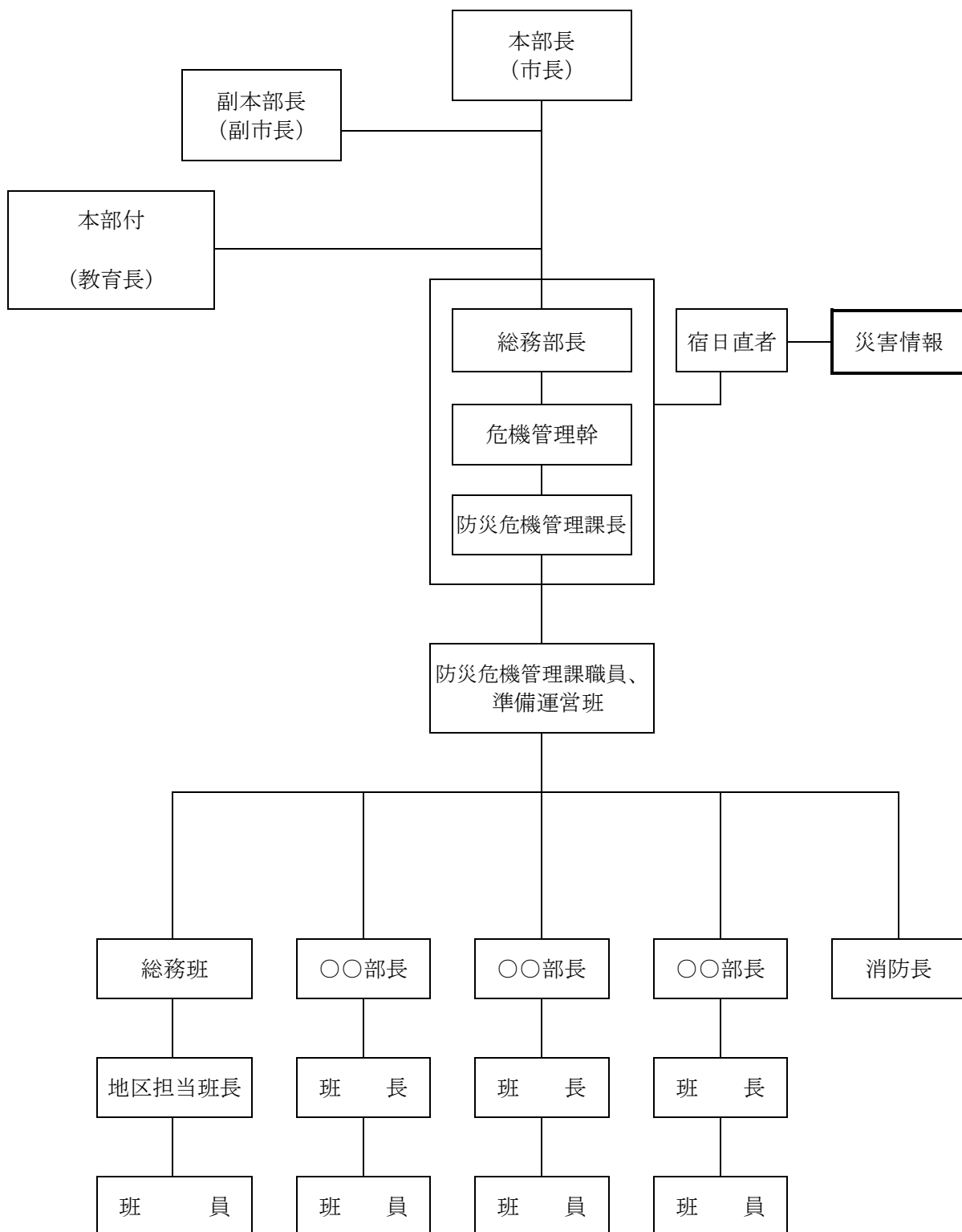
職員の招集にあたっては、電話やメールまたは急使を派遣する等の方法によるものとする。

《伝達経路図》

災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令等の経路および伝達方法について定めるものとし、伝達経路は次による。

ただし、勤務時間中については、この経路によらず庁内におけるあらゆる伝達方法を用いて情報の伝達を行うこととする。

〔休日または勤務時間外の伝達経路図〕



③ 参集場所

ア 所属参集

職員は所属する勤務場所に参集することを基本とする。

イ 指定参集

ア) 各部の長よりあらかじめ各部の業務を遂行するため、災害時に参集する場所を指定された者は、指定場所に参集する。

イ) 本部機能を早期に確立するため、市庁舎近辺に居住する職員のうちあらかじめ指定された者は、本部事務局部に参集する。〔災害対策本部準備運営班〕

ウ) 初期の情報収集等のため、当該地区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者は、各避難所に参集して、班長の指示に従う。〔地区担当班〕

④ 職員の心構え

ア 職員はあらゆる業務に優先して災害対応業務にあたること。また、その所属長は、職員が災害応急対策を実施するにあたり最大限の配慮をすること。

イ 職員は、あらかじめ定められた配備体制および自己の任務を十分習熟しておくこと。

ウ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ、携帯電話への防災情報一斉配信システム等によって情報を得るとともに各部の本部連絡員等への電話照会等によって災害の状況、防災指令の発令等を知るように努めること。

エ 職員は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあるときは、防災指令やその他配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた部署へ自主参集すること。

オ 服装および携行品は、応急活動に便利で安全な服装とし、帽子またはヘルメットを着用し、手袋、タオル、食糧、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を持参する。

カ 参集途上の緊急措置として、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合は、付近住民に協力し、消火・救助を第一とするとともに、最寄りの消防署、連絡所等に通報する。

キ 参集途上で知りえた被害状況等を所属長または参集場所の責任者に報告する。

ク 交通の遮断等にて登庁できない時は、電話等にて班長（所属長）の指示を受けて行動する。

ケ 地震の場合、道路の損壊、交通の渋滞が予想される時はオートバイ、自転車または徒歩にて登庁する。

⑤ 職員用物資の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策に必要な物資・機材等のほか、災害対策にあたる職員用の食糧、飲料水、仮設トイレ、寝袋等物資の入手が困難となることが予想されることから、平時から計画的に必要な量の備蓄に努める。

また、平時から職員に対して、非常食や飲料水の職場での個人備蓄を行うよう、あわせて推進する。

⑥ 職員の健康管理・安全管理

市職員および応援職員を適切に配置し、職員の健康の保持および業務の安全性の確保に努める。

ア 職員の健康管理・安全管理

災害対策活動に従事する職員等は、発災直後から過酷な状況において支援活動に従事しなければならないことから、休養が確保できる勤務体制・安全管理体制を早期に確立する。

イ 災害対応従事者のこころのケア

災害対応に当たる職員等は、発災直後から過酷な状況の中、様々な支援活動に従事する事が求められ、このような特殊な環境のもとでの支援活動はオーバーワークになりがちで、身体的にも精神的にも疲弊を来しやすい状況下となることが想定される。

このことから、災害対応従事者が健康相談や個別カウンセリングを受けられる体制を構築するよう努めるものとする。

(4) 応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各部課(班)の職員では不足する場合は、当該部長は、市長(本部長)に対し応援のための動員を求めるものとする。この場合、市長(本部長)は、余剰人員、会計年度任用職員およびその他の職員に応援を命ずるものとする。

① 防災関係機関との応援協力

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、必要があるときは、防災関係機関の人員の応援を要請する。市以外の防災関係機関から災害応急対策を実施するにあたり、人員の応援についての要請があった場合は、本部長はこれに協力するため市職員を派遣することができる。

ア 消防団の動員

災害の状況により災害対策要員の不足が生じるとき、または大規模な災害が発生したときならびに発生するおそれがあるときは、消防団の出場を求めるものとする。消防団員は、市内の秩序維持・避難命令の伝達、誘導避難および救出、救護、負傷者の応急手当などに関することを行う。

イ 防災関係機関および協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令・防災業務計画等の定めるところにより、その所管事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市が実施する災害応急対策について、必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

また、協力団体は自らの災害応急処置の実施の遂行に支障のない限り、市の実施する災害応急対策業務に協力するものとする。

② 県の指示による応援協力の内容

災害が県内に発生し、多数の死傷者や要救援者が生じるおそれのある場合に、県災害対策本部長からの指示により越前市が行うべき業務は、概ね次のとおりである。

ア 広報活動

情報の混乱防止の上での必要から行う広報について、県災害対策本部長と連絡調整のうえ実施するものとする。

イ 広域避難場所の開設、提供

避難施設のうち、最適の広域避難場所を開設し、避難地区所在市町民の避難場所として提供する。

ウ 避難地区所在市町民の避難誘導のため避難誘導実施責任者を定め、避難誘導実施責任者は誘導責任者を統括する、（第4章第3項第1節「避難計画」）

避難地区所在市町民が、負傷等により自力で避難できない場合には、避難者の輸送を行う。（第4章第3項第6節「災害警備計画および緊急輸送計画」）

（５）設置場所

本部は、市役所３階大会議室に設置する。

（６）災害対策本部を設置した場合の防災関係機関等への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県（危機管理課）および防災関係機関等にその旨を通知または報告する。

〔通知先〕

機関名		電話	県防災行政無線	連絡窓口
福井県	危機管理課	代 0776-21-1111 内線 2172	61-2171～2173	
	危機管理・国民保護G 原子力防災対策G 防災情報通信G	直 0776-20-0308 0776-20-0236 0776-20-0311	災害対策本部室 (災害時のみ) 170	
	丹南土木事務所	0778-23-4966	75-5360	
消 防	南越消防組合	0778-21-0119	(355) 1-342	警防課
警 察	越前警察署	0778-24-0110		警備課 内線 460
清 掃	南越清掃組合	0778-47-2553	---	
国	国土交通省近畿地方整備局 福井河川国道事務所	0776-35-2661		調査第一課 (河川防災関係) 道路管理課 (道路防災関係)
	福井地方気象台	0776-24-0069	452-2	
民間	災害協力協定締結事業者 ・団体	---	---	各事業所・団体の 連絡窓口

(7) 設置の公表

本部を設置したときは、直ちに県、所轄警察署等防災関係機関へ通報するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表し、本部の標識を設置施設入口に掲示する。

(8) 本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策が概ね終了したと認めるときは、本部を廃止する。

(9) 組織および事務分掌

- ① 本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長（副市長）は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは総務部長とし、以下は機構順列とする。
- ③ 本部に本部付を置き、教育長をあてる。
- ④ 本部に次の部を置き、各部長は次に掲げる者をあて、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ⑤ 本部員となる南越消防組合次長および南越清掃組合管理事務所長は、併任とする。
- ⑥ 各部に班を置き、その主な事務分掌は別表のとおりとする。
- ⑦ 本部に本部長、副本部長、本部付、本部員およびその他の職員で構成する本部員会議を置く。

〔本部の組織〕

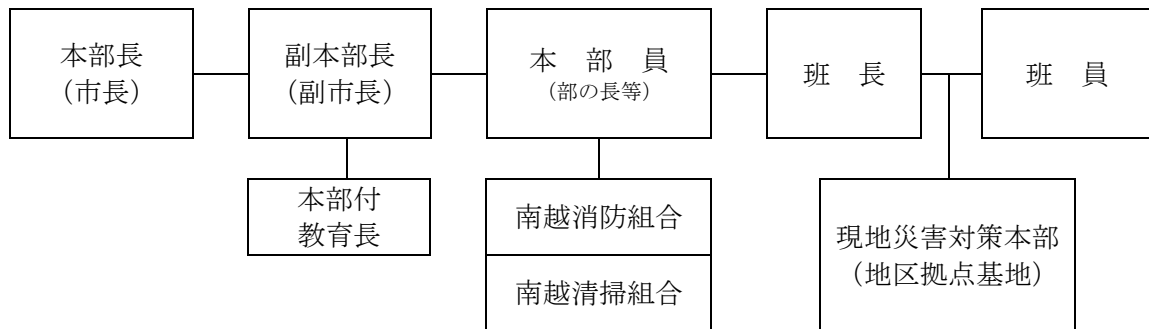
本部長	市長
副本部長	副市長
本部付	教育長
本部員	総合政策部長、総務部長、市民活躍推進監、危機管理幹、市民福祉部長、産業観光部長、環境農林部長、建設部長、まちづくり政策監、今立総合支所長、議会事務局長、教育委員会事務局長、南越消防組合消防次長、南越清掃組合管理事務所長

災害対策本部 設置時の部名	部局長名	災害対策本部 設置時の部名	部局長名
総合政策部	総合政策部長	今立総合支所部	今立総合支所長
総務部	総務部長 市民活躍推進監 危機管理幹	議会部	議会事務局長
市民福祉部	市民福祉部長	教育部	教育委員会事務局長
産業観光部	産業観光部長	消防部	南越消防組合消防次長
環境農林部	環境農林部長	清掃部	南越清掃組合管理事務 所長
建設部	建設部長 まちづくり政策監		

〔本部員会議の協議事項〕

- ア 被害状況の把握および災害応急対策実施状況
- イ 本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
- ウ 各部および現地災害対策本部相互の調整に関する事項
- エ 防災関係機関との連携推進に関する事項
- オ 他団体に対する応援要請に関する事項
- カ その他重要な災害応急対策に関する事項
- キ 南越消防組合警防本部との災害対応に関する連絡・調整

〈組織図〉



別表 〔越前市災害対策本部事務分掌（震災対策編）〕

部 名	班 名	分 掌 事 務
総合政策部 (総合政策部長)	総合政策・ 秘書広報班 (財務企画課長) (経営戦略室長) (地域交通課長)	1. 県内他市町の災害情報収集および連絡調整に関する事 こと。 2. 他市町村からの救援隊の受入れならびに編成、義援金 の受入れならびに配分等に関する事 こと。 3. 関係省庁および県に対する陳情資料等の作成に関する 事 こと。 4. 公共交通機関との連絡調整、情報収集に関する事 こと。 5. 本部長および副本部長の特命に関する事 こと。 6. 協定都市への応援要請に関する事 こと。 7. 本部班と連携して、市民への災害状況等の広報に関す る事 こと。 8. 報道機関との連絡調整、情報提供に関する事 こと。 9. 災害広報写真、広報資料等の収集、保存、提供に関す る事 こと。 10. 市民からの相談・要望の窓口に関する事 こと。 11. その他総合政策部内の支援に関する事 こと。
	会計班 (会計課長)	1. 避難誘導班の応援に関する事 こと。 2. 救援資金の保管および災害対策に係る現金の出納に関 する事 こと。 3. その他、各部・班の支援に関する事 こと。
	情報班 (デジタル政策課 長)	1. 災对本部の周辺機器の設置等の業務支援、通信機能の 確保（インターネット外部通信および庁内情報伝達手段） に関する事 こと。 2. 情報部門の業務の継続性の確保に関する事 こと。 3. その他総合政策部内の応援に関する事 こと。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関する事 こと。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関 する事 こと。
総務部 (総務部長) (危機管理幹)	総務班 (人事・法制課 長)	1. 職員の招集、安否確認および被災職員の対応に関する 事 こと。 2. 緊急時の人員輸送に関する事 こと。 3. 各班の人員調整に関する事 こと。 4. 職員の健康管理・安全管理に関する事 こと。 5. 災害対応従事者のこころのケアに関する事 こと。 6. 職員用物資の調達に関する事 こと。 7. 総務部内の庶務および支援に関する事 こと。
	本部班 (防災危機管理課 長)	1. 災害指令の伝達および災害情報の通信連絡に関する事 こと。 2. 本部の開設（関係職員の出動）および廃止に関する事 こと。 3. 避難場所の開設決定（地区担当班の出動）に関する事 こと。 4. 避難場所の避難者数および避難状況等の集約に関する 事 こと。 5. 南越消防本部および警察署との連絡調整に関する事 こと。 6. 自衛隊の派遣要請に関する事 こと。 7. 現地災害対策本部の設置および連絡調整に関する事 こと。

		と。 8. 防犯隊、交通指導員との連絡調整に関する事 9. 被害結果の取りまとめ、県に対する報告に関する事 10. 災害対策の総合企画立案に関する事。
	財産管理班 (財産管理課長)	1. 庁舎の被害状況の把握および応急対策に関する事。 2. 災害時の緊急物資調達に関する事。 3. 公用車の管理および車両等の借上げに関する事。 4. 市有財産(各所管に属する行政財産は除く。)の被害状況の把握および復旧に関する事。
	避難誘導班 (税務課長)	1. 本部と連携した被害状況の調査収集に関する事。 2. 広域避難場所への住民の誘導に関する事。 3. 罹災証明書等に関する事。 4. 税の減免に関する事。
	ボランティア班 (市民協働課長)	1. 避難指示等の対象区長、振興会長への連絡調整に関する事。 2. 災害ボランティアセンター連絡会に関する事。 3. ボランティアセンターの設置・運営および防災組織等との連絡調整に関する事。 4. その他総務部内の支援に関する事。
	災害対策本部 準備運営班	1. 本部の準備、運営に関する事。 2. 本部の各種災害情報の収集に関する事。
	地区担当班	1. 広域避難場所、自主避難場所および地区拠点基地の設置・運営に関する事。 2. 災害対策本部および現地災害対策本部との連絡調整に関する事。 ※担当避難場所が開設対象でない場合、所属班の業務に従事
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内および今立総合支所部内の災害情報収集および連絡調整に関する事。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達(今立総合支所部も含む)に関する事。
市民福祉部 (市民福祉部長)	市民生活・物資調整班 (窓口サービス課長)	1. 市民の相談に関する事。 2. 外国人市民への広報について、総合政策・秘書広報班の応援に関する事。 3. 避難住民への必要な物資等の状況把握に関する事。 4. 財産管理班および福祉班と連携して広域避難場所等への緊急物資配布計画に関する事。 5. 物資輸送班との連絡・調整に関する事。 6. 遺体の火葬調整に関する事。
	福祉班 (社会福祉課長) (長寿福祉課長)	1. 要支援者の避難支援に関する事。 2. 被災福祉施設の被害調査および応急対策に関する事。 3. 福祉避難所の開設、廃止に関する事。 4. 赤十字奉仕団との連絡調整(炊出し、救護)に関する事。 5. 緊急物資(福祉関係団体)の受領・管理および災害弔慰金(見舞金)の支給に関する事。 6. 部内の庶務および職員の動員に関する事。
	保育児童班 (こども未来課長)	1. 認定こども園・保育園等所管施設における避難等に関する事。 2. 認定こども園・保育園の保護者会への協力依頼に関する事。

		ること。 3. 認定こども園・保育園等所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 4. その他市民福祉部内の支援に関すること。
	医療保健班 (健康増進課長)	1. 広域避難場所への巡回健康相談や応急救護・感染症予防活動に関すること。 2. 医師会等との調整による医療、助産施設の確保に関すること。 3. 医療品等の調達・供給など医療機関との連絡調整に関すること。 4. 避難行動要支援者や急病患者の措置および防疫、食品衛生に関すること。 5. その他市民福祉部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
産業観光部 (産業観光部長)	商工班 (産業政策課長) (観光誘客課長) (にぎわい創出課長) (和紙・打刃物・たんす課長)	1. 商工業関係の被害状況の調査収集に関すること。 2. 部内の庶務および職員の動員に関すること。 3. 緊急物資(流通業会、製造等)の確保に関すること。 4. 観光関係の被害状況の調査、収集に関すること。 5. その他産業環境部内の応援に関すること。 6. 観光客への情報提供に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
環境農林部 (環境農林部長)	農林班 (農政課長) (農林整備課長)	1. 農業関係の被害状況の調査収集に関すること。 2. 米穀等の調達供給および緊急輸送に関すること。 3. 農作物の災害防止対策に関すること。 4. 被災農作物の応急技術に関すること。 5. 家畜の伝染病予防、防疫に関すること。 6. 所管施設の被害調査および応急対策に関すること。 7. 農地および農業・林業用施設の被害状況の確認に関すること。 8. 排水施設等の管理・保全・運転に関すること。 9. 農業用水利の調整に関すること。 10. 農地および農業・林業用施設の災害予防、応急対策、復旧に関すること。
	避難広報班 (環境政策課長)	1. 広報車による避難情報等の広報活動に関すること。 2. 消防団と連携して避難情報および避難所等への各種情報(生活情報、復旧状況等)の広報に関すること。 3. 災害地域の廃棄物の処理体制に関すること。 4. 環境の美化、保全に関すること。 5. 災害時における犬、猫等ペットに関すること。
	監査班 (監査委員事務局次長)	1. 避難広報班の支援に関すること。 2. その他、各部・班の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。

建設部 (建設部長)	建設班 (都市計画課長) (都市整備課長)	1. 道路、河川および橋梁の通行の確保と応急対策に関すること。 2. 交通規制および交通規制に係る避難路の指示に関すること。 3. 所管排水施設の運転・管理・保全など水防応急対策に関すること。 4. 建設関係団体等への協力要請に関すること。 5. 公共土木施設等の被害調査および応急対策に関すること。 6. 道路の除排雪全般に関すること。 7. ヘリポートの設置に関すること。
	建築住宅班 (建築住宅課長)	1. 市営住宅の被害調査、応急対策に関すること。 2. 市有建築物の屋根雪下ろしに関すること。 3. 被災建築物の応急対策に関すること。 4. 応急仮設住宅に関すること。 5. 被災建築物応急危険度判定に関すること。 6. その他建設部内の支援に関すること。
	上下水道班 (上下水道課長)	1. 水道施設等の被害調査に関すること。 2. 水道水の供給確保および応急給水に関すること。 3. 下水道施設等および浄化槽の被害調査に関すること。 4. 下水道施設および浄化槽の保全、応急対策に関すること。 5. その他建設部内の支援に関すること。
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関すること。 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関すること。
今立総合支所部 (今立総合支所長)	今立総合支所班 (今立総合支所次長)	1. 所管区域における災害情報の収集および応急対策に関すること。 2. 災害対策本部との連絡調整に関すること。 3. 所管区域を対象とした現地災害対策本部としての対応に関すること。
教育部 (教育委員会事務局長)	教育班 (教育振興課長) (学校教育課長)	1. 学校（小中幼）施設の被害調査および応急修理・復旧に関すること。 2. 被災園児、児童、生徒に対する教育対策に関すること。 3. 避難場所（学校施設）の校長との開閉に係る調整に関すること。 4. 園児、児童、生徒の避難の指示等に関すること。 5. 学用品、教科書の教材等の調達および配分に関すること。 6. 学校給食の確保に関すること。 7. 部内の庶務および職員の動員に関すること。
	物資輸送班 (生涯学習・文化財課長) (図書館長) (スポーツ交流課長) (文化県都推進課長) ※スポーツ交流課	1. 地区拠点基地および自主避難場所（公民館）の公民館長との開閉に係る調整に関すること。 2. 市民生活・物資調整班との調整による緊急物資の輸送（配送および回収）に関すること。 3. 所管施設の被害調査および応急修理、復旧に関すること。 4. 避難所である所管施設（スポーツ施設、文化施設）の開閉に関すること。

	および文化県都推進課は総務部所属であるが、物資輸送班としての災害対応は教育部の指揮で行う。	
	調整班 (政策推進幹)	1. 部内の災害情報収集および連絡調整に関する事 2. 本部に陪席し、本部決定事項の各班への指示伝達に関する事。
議会部 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局長次)	1. 市議会との連絡調整に関する事。 2. 中央省庁等の視察団または調査団の受入れに関する事。 3. その他、各部・班の支援に関する事。
消防部 (消防次長) ※消防長は警防本部の指揮	南越消防組合 (警防課) ※本部職員	1. 火災の予防、鎮圧に関する事。 2. 救急および救助活動に関する事。 3. 緊急避難の伝達、広報および誘導に関する事。 4. 水防活動に関する事。 5. 災害情報の収集に関する事。 6. 警防本部と災害対策本部との連絡調整に関する事。
清掃部 (管理事務所長)	南越清掃組合 (第1清掃課長) (第2清掃課長)	1. 災害時・冬期間におけるごみ等の特別収集に関する事。 2. 災害地域の一般廃棄物の処理に関する事。

※令和7年4月1日 人事異動による組織・機構の見直しにより変更

※班の代表について：各班の代表者は、原則各課長とする。統括・担当理事が課長兼務の場合は、課長として記載する。その他の場合は、部付とする。室長は、課扱いの室のみ記載し、課内室の室長は班付する。

※選挙投開票時の対応について：円滑な初動体制を確保するため、防災危機管理課課長、副課長、防災危機管理課職員を原則全ての選挙における選挙期日の投開票業務から外すと共に、災害対策本部設置準備段階で、地区担当班の班長もしくは副班長を災対本部指揮下に置き、広域避難場所への派遣を行う。投開票業務終了後は、速やかに通常の災害対応体制に移行する。

第3 現地災害対策本部

- (1) 第2次配備、第3次配備体制を敷いたとき、今立総合支所等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、当該地区の応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く。）を行うとともに、災害対策本部長（市長）に応急対策の実施状況を報告する。なお、現地本部の廃止は、状況に応じ本部長（市長）が決定する。
- (2) 現地本部は、今立総合支所にあつては支所長を現地災害対策本部長として総合支所班が従事するものとし、その他にあつてはその都度本部長が決定する。
- (3) 現地本部の業務は、次のとおりとする。

ア 本部および拠点基地との連絡調整に関すること。

(注) 通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

- ・ 現地本部を設置したとき
- ・ 現地本部を設置してから開設準備が終了した時点
- ・ その他重要な情報を入手したとき

イ 被害現地区長等関係者との連絡調整に関すること。

ウ 被害現地の被害状況等の情報収集に関すること。

エ 被害現地の応急対策活動の実施に関すること。

オ その他現地本部の運営に関すること。

第4 地区拠点基地の開設と拠点基地運営本部の設置等

(1) 地区拠点基地の開設

市災害対策本部が設置され、地区において災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合において、地区の災害対策や災害が発生した地区に対する支援対策（以下「地区の災害対策等」という。）を、迅速かつ適切に講じていくための地区の拠点施設として、広域避難場所または地区公民館等に地区拠点基地（以下「拠点基地」という。）を開設する。

(2) 拠点基地運営本部の設置

「拠点基地」が開設された場合において、市災害対策本部が実施する災害応急対策や災害復旧対策と連動し、地区の災害対策等が円滑に進められるために、「拠点基地」に地区拠点基地運営本部（以下「運営本部」という。）を設置する。

(3) 拠点基地の業務は、次のとおりとする。

ア 本部および現地本部との連絡調整に関すること。

(注) 通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

- ・ 拠点基地を設置したとき
- ・ 拠点基地を設置してから開設準備が終了した時点
- ・ その他重要な情報を入手したとき

イ 自治振興会、地区内区長関係者との連絡調整に関すること。

ウ 地区内避難所の開設および連絡調整に関すること。

エ 地区内の被害状況等の情報収集に関すること。

オ この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。

カ その他拠点基地の運営に関すること。

(4) 地区公民館職員配置と対応

災害対策本部が設置された場合は本部の指示に従うとともに、地区公民館に「拠点基地」が開設された場合は、所管班長（生涯学習・文化財課長）の指示に従い、市職員（地区担当班）と連携して当該地区の「運営本部」における災害対応に従事する。

第5 自主防災組織間の相互協力、連携

(1) 「運営本部」が有効に機能するために、市防災計画に掲げる自主防災組織のあり方を前提として、町内単位と地区単位の自主防災組織間において、相互に協力、連携が図られるものとする。

① 町内単位の自主防災組織

自主防災組織の基礎単位である町内においては、区長指揮のもと、自警消防隊を核として町内ぐるみで防災活動を行う。

② 地区単位の自主防災組織

自主防災組織の中核単位である地区においては、自治振興会を自主防災組織として位置付け、町内単位の自主防災組織と連携しながら、地区住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時には市と連携し「拠点基地」（「運営本部」）での情報収集等に努めるものとする。

③ 事業所との連携

自主防災組織は、日頃より地域事業所と連携を深め、災害時において共同した防災活動が図られるような体制づくりを目指すものとする。

(2) 「運営本部」の組織構成

① 「運営本部」は、市職員による地区担当班、公民館職員および自治振興会、区長等の地区関係者等で構成するものとし、相互に協力、連携するものとする。

② 「運営本部」には、地区内の統率を図り、業務を円滑に進めるために、地区代表者等による運営本部長、運営本部長代行、運営副本部長を置くものとし、運営本部員とともにあらかじめ地区関係者の中から定めておくものとする。

ア 運営本部長は、「運営本部」の業務を総括し、運営本部関係者等を指揮監督する。

イ 運営本部長代行は、運営本部長に事故あるとき、その職務を代行する。

ウ 運営副本部長は、運営本部長を助けるものとする。

③ 運営本部長は、あらかじめ運営本部員等の連絡先や連絡網など、災害時における迅速な連絡・招集体制の整備に努める。

④ 運営本部員は、「運営本部」で決められた任務にあたるものとし、収集した各種情報については速やかに運営本部長に伝達する。

⑤ 「運営本部」に集められた各種情報等については、市災害対策本部との相互共有化に努めることとする。

- ⑥ 大規模災害により同時多発的に大きな被害が発生し、または想定される場合等（以下「大規模災害等」という。）の非常配備体制においては、市災害対策本部の機能維持を図りながら、市災害対策本部長が指名する災害対策本部員を運営本部統括（以下「派遣職員」という。）として、すみやかに「運営本部」に派遣するものとする。

（３）「運営本部」の業務

① 警戒配備体制時

- ア 地区の災害対策等を円滑に進めるために、地区内の被災状況等の情報収集ならびに市災害対策本部、広域避難場所および現地災害対策本部等との連絡調整を行う。
- イ 広域避難場所が開設された場合においては、市職員による地区担当班と協調、連携し、避難住民の対応にあたる。
- ウ 一次避難場所、広域避難場所等での地区内避難住民、要配慮者等の情報収集に努める。
- エ 「拠点基地」となる公民館等を、要支援者の避難場所に提供するなど、地区の災害対策の適切な対応に努める。
- オ その他、必要と考えられる業務

② 非常配備体制時

- ア 市災害対策本部との連携において、現地災害対策本部等との連絡調整を行うとともに、被災町内への支援対策の検討を行う。
- イ 大規模災害等において、地区内での完結した対応が求められる場合においては、「派遣職員」は「運営本部」の総括として、運営本部長等と協働と連携を図りながら地区の災害対策等にあたるものとする。ただし、「派遣職員」が「運営本部」に加わるまでの間は、「運営本部」において対応するものとする。
- ウ 防犯隊や交通指導員等は、通常の指揮命令系統により活動することが困難な場合においては、必要に応じ「運営本部」の指示の下において行動するものとする。
- エ その他、必要と考えられる業務

（４）市災害対策本部等との情報連絡手段

① 「運営本部」と災害対策本部との間

- ア 固定電話（施設）および携帯電話（職員）

イ 学校・公民館のパソコンによる Microsoft365 Teams 等での情報共有

② 「運営本部」と広域避難場所との間

ア 固定電話（施設）、携帯電話（職員）およびトランシーバー（地区担当班）

イ 学校・公民館のパソコンによる Microsoft365 Teams 等での情報共有

（５）「運営本部」の業務を円滑に進めるために

地区担当班員は、「運営本部」の業務が円滑に進められるために、日頃から、地域の地理的特性や想定される災害特性を把握に努めるとともに、運営本部関係者、広域避難場所の施設管理者等と連絡を取り、「拠点基地」となる公民館、広域避難場所等の状況把握、確保等に努めるものとする。

第２節 広域的応援対応計画

第１ 計画の方針

地震による災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になることから、実効性の確保に留意し、広域の応援に対応できる体制を整える。加えて、被災市区町村応援職員確保システムに基づく全国の被災市区町村への応援や、応援協定市および県内他市区町で災害が発生した場合の相互応援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県および市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。県および市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第２ 広域応援要請

（１）応援要請の判断

市が、応援要請の判断をすることを原則とする。ただし、地震被害が市域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から県が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

（２）応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

① 県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市区町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定、福井県防災ヘリコプター応援協定に基づく要請を行う。

② 県外からの応援

県外からの応援については、応援協定市に相互応援協定に基づく要請を行う。

また、必要に応じて隣接府県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定（北陸３県、中部９県１市、近畿２府７県、岐阜県との県の協定）に基づく要請を県に対し行う。

〔応援協定市一覧表〕

	協定市	所在地	TEL	連絡窓口
			FAX	
1	高山市	岐阜県高山市花岡町 2-18	0577-35-3345 0575-35-3174	危機管理課
2	本巣市	岐阜県本巣市早野 255	058-323-5191 058-323-1156	総務課 防災安全係
3	栗東市	滋賀県栗東市安養寺一丁目 13-33	077-551-0109 077-518-9833	危機管理課
4	碧南市	愛知県碧南市松本町 28	0566-95-9874 0566-41-5412	危機管理課
5	砺波市	富山県砺波市栄町 7-3	0763-33-1247 0763-33-7330	総務課 防災・危機管理室
6	七尾市	石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25	0767-53-6880 0767-53-8411	危機対策課
7	宇治市	京都府宇治市宇治琵琶 33	0774-39-9421 0774-39-9422	危機管理室
8	三条市	新潟県三条市旭町 2-3-1	0256-34-5517 0256-34-5691	行政課 防災対策室
9	関市	岐阜県関市若草通 3 丁目 1	0575-23-7753 0575-24-4119	危機管理課
10	高岡市	富山県高岡市広小路 7-50	0766-20-1229 0766-20-1549	危機管理課
11	小松市	石川県小松市小馬出町 91	0761-24-8150 0761-24-8153	危機管理課
12	能美市	石川県能美市来丸町 1110	0761-58-2201 0761-51-5119	危機管理課

（３）受入れ体制

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

- ① 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れる。
- ② 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受入れる。
- ③ 自治体およびボランティアの受入れは、市および県が行う。

第3 防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための活動拠点、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を確保する。

第4 防災関係機関の応援等

(1) 災害対策基本法に基づく応援等

① 市町の応援要請

市長は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき県内の市町に応援を求める。

ア	災害の状況および応援を求める理由
イ	応援を希望する機関名
ウ	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人員
エ	応援を必要とする場所および活動の具体的内容

② 県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

③ 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

ア 災害救助法の適用	・災害発生の日時および場所 ・災害の原因および被害の状況 ・適用を要請する理由 ・適用を必要とする期間 ・既に行った救助処置および行おうとする救助処置
イ 被災者の他地区への移送要請	・移送を必要とする被災者の数 ・希望する移送先と被災者を収容する期間
ウ 県への応援要請または応急処置の実施要請（基本法 68 条）	・災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量 ・応援を必要とする場所、期間

④ 指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

・災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量 ・応援を必要とする場所、期間

⑤ 民間企業・団体等に対する要請

市長は、災害時における応急対策のため、民間企業との間で災害時の協力関係について整備を図り、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間企業・団体等に協力を要請する。

(2) 消防の応援

南越消防組合は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、災害の規模に応じて以下の消防相互応援を要請する。

① 福井県広域消防相互応援協定に基づく県内消防機関に対する応援要請

② 他都道府県消防機関に対する応援要請

ア 滋賀県湖北消防組合および岐阜県揖斐郡消防組合との消防相互応援協定に基づく応援要請

イ 消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に対する緊急消防援助隊の出動等を要請

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、災害の発生に際し、市民の生命および財産を保護するため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

【資料編】

1 1 - 3 災害時相互応援協定および災害時協力協定締結事業所・団体一覧

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

第1 計画の方針

市は、地震に際して、人命および財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続、受入れ等を定める。

第2 派遣要請基準

応急対策の実施にあたり、市の組織等を高度に活用しても、なお事態を収拾することができない場合、または事態が急迫し緊急を要する状況にある場合、市は自衛隊の派遣を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命救助のため応援を必要とするとき。② 水害等の災害または災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。③ 市内で大規模な災害が発生し、応急措置のため、応援を必要とするとき。④ 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき。⑤ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。⑥ 応急措置のため医療、給水および通信支援などの応援を必要とするとき。 |
|---|

第3 派遣の業務内容

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し、決定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 被害状況の把握のための偵察イ 避難の援助ウ 遭難者等の捜索救助エ 水防活動の支援オ 道路または水路の啓開カ 応急医療、救護および防疫キ 人員および物資の緊急輸送ク 消防活動（空中消火を含む。）ケ 危険物の保安および除去コ 給食および給水サ 入浴支援シ 救助物資の無償貸与または譲与ス その他 |
|---|

第4 自衛隊の情報収集

福井県内において震度5弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機、地上偵察等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第5 派遣要請の手続

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。

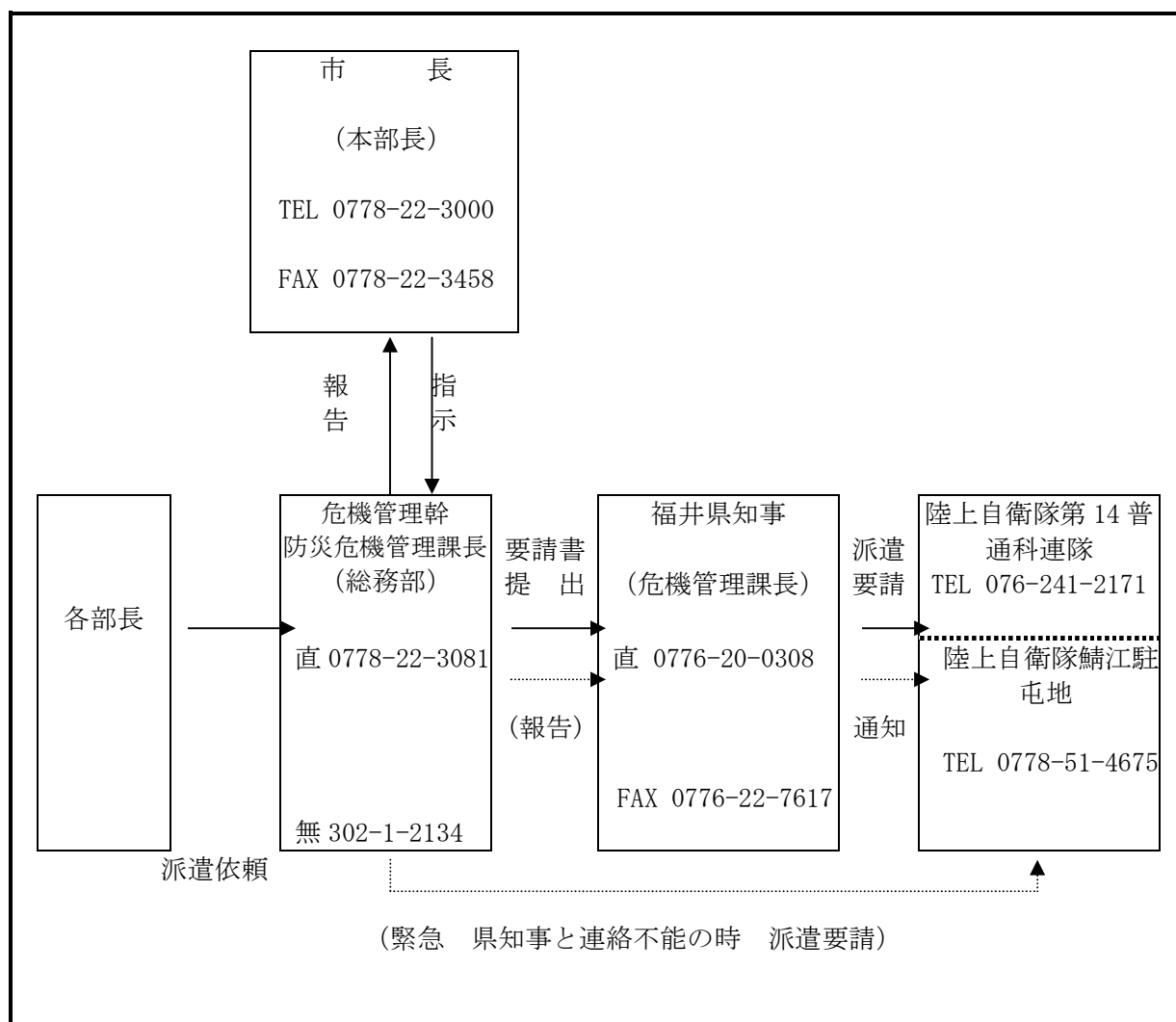
なお、この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および当該市町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

ただし、事態が急を要する場合における市長から知事、知事から関係部隊への要請は、電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

（１）口頭で要請する場合の連絡事項

- | | |
|---|-------------------|
| ア | 災害の状況および派遣を要請する理由 |
| イ | 派遣を希望する期間 |
| ウ | 派遣を希望する区域および活動内容 |
| エ | その他参考となるべき事項 |

《要請経路》



（２）派遣要請先および通知先

	機関名	所在地	電話番号	連絡窓口
	陸上自衛隊 第 14 普通科連隊	金沢市野田町 1-8	076-241-2171	第三科
	海上自衛隊 舞鶴地方総監部	舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250	第三幕僚室
	航空自衛隊第 6 航空団	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101	司令部防衛部
※	陸上自衛隊鯖江駐屯地 陸上自衛隊第 372 施設中隊	鯖江市吉江町 4-1	0778-51-4675	第 372 施設中隊
※	自衛隊福井地方協力本部	福井市春山 1 丁目 1-54	0776-23-1910	総務課
※	自衛隊越前地域事務所	越前市新町 8-1-12	0778-22-6139	

※は通知先

（３）留意事項

市長は、知事に災害派遣を要請する場合、特に次の事項に留意すること。

- ①自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第 2 項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
- ②災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
- ③災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を要請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡するものとする。

第 6 市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合など知事に要請する暇がない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続をとる。

第 7 自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

- （１）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- （２）災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。
- （３）災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(4) その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。

(5) 庁舎、営舎その他防衛庁の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第8 派遣部隊の受入れ体制

(1) 関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して県、所轄警察署、南越消防組合と緊密に連絡し協力しあう。

(2) 作業計画および資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を樹立するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ、諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮するものとする。

(3) 派遣部隊との連絡調整

- ① 派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。
- ② 被派遣部隊の連絡調整事項

ア	日時および場所
イ	人員
ウ	救援内容
エ	救護に必要な資機材

(4) 派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 自衛隊連絡員室を市庁舎内に設置し、机、椅子を配備する。② 宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当たり1畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難民との関係を十分に検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。③ 災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。④ 材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。⑤ 駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。⑥ ヘリポートの設置等<ol style="list-style-type: none">ア 被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。イ 吹き流し、発煙筒、Hの標示、警戒人員を配備する。ウ 通信筒投下のとき、+（長さ10m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cmで通信筒を受取つ |
|--|

たときの日印し)を準備する。
エ 孤立地区偵察のときの赤旗(急病人が発生しているとき)、青旗(食糧が不足しているとき)を準備する。
(ヘリポート適地箇所……一般対策編第3章第2項第1節「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」参照)

第9 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長および派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

(1) 撤収要請事項

ア 撤収日時
イ 撤収要請の自由
ウ 事故の有無
エ その他

第10 救援隊の受入れ等

災害の状況により、県または隣接市町から救援隊を受入れる場合は、宿舎、食糧供給等は次により万全を期する。

救援隊の宿舎	「第2章第3項第1節 避難計画」の避難所により対応。
救援隊の食糧の供給	「第2章第4項第1節 飲料水、食糧品、生活必需品の供給計画」による。
資機材等の確保	「第2章第3項第2節 被災者の救出計画」による。

第11 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として越前市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- ① 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ料
- ② 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
- ③ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第4節 ボランティア受入れ計画

第1 計画の方針

震災時には、行政のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティア等による活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動環境を整備する。

第2 ボランティアの受入れ体制

(1) 県の支援

県は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

(2) 市の支援

市は、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。

また、当該ニーズに応じて県にボランティアの要請を行うとともに、市ボランティアセンターの設置および活動の支援を行う。

(3) 受入れ経費

県または県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第3 ボランティアの活動体制および活動拠点

市は、被災地におけるボランティアニーズについて、あらかじめ福井県災害ボランティア本部に情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりを行う。

また、ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、災害の位置や規模、復旧体制の規模等を勘案し、必要に応じ地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点にするなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう

支援を行う。

（１）作業計画および資機材等の準備

市は、自治振興会等と連絡を密にし、被災者のニーズの受付・調査を実施し、効率的な計画を作成する。また、必要な資機材等が提供できる場合は準備する。救援隊受入れ班は、ボランティアセンター長と協議し、運営体制を決める。また、個人単位のボランティアはあらかじめリーダーを決め、その指揮下に入ってもらうこととする。

（２）越前市災害ボランティアセンターとの連絡調整

ボランティアの受入れおよび活動を円滑に行うため、救援隊受入れ班は、毎日作業前と終了後あらかじめ定めた時間にボランティアセンター長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

（３）情報共有会議の推進

市は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

（４）災害ボランティアセンターの運営

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターとの役割分担等を定めるよう努めるものとする。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、次の２箇所とする。ただし、開設場所については、活動先への距離や交通の利便性を考慮し、状況に合わせ柔軟に判断を行うものとする。

＜災害ボランティアセンター設置予定場所＞

- ・越前市役所 庁舎前ひろば
- ・あいば一く今立

第４ 奉仕団等の編成および活動

災害時には、日本赤十字社福井県支部および日赤越前市地区のほか、自治連合会、女性、壮年等の各種団体および民間組織の協力を得て、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

（１）日本赤十字社福井県支部の協力

- ① 日本赤十字社福井県支部は、発生した地震について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、越前市の市域に避難救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。
- ② 日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限

りこれに協力するものとする。

日本赤十字社福井県支部	福井市月見2丁目4-1
	TEL 0776-36-3640 FAX 0776-34-6299

(2) 日赤越前市地区の協力

日赤越前市地区は、市長から災害応急対策の活動要請があった時はこれに協力し、また越前市赤十字奉仕団に協力を要請する。

(3) 民間奉仕団体および活動範囲

① 奉仕団の編成

奉仕団は、各団体別に編成する。

奉仕団に名称を付し、団長、班長等をおき、平時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

ア 赤十字奉仕団	赤十字奉仕団は、市の区域に地域赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集 厚生指導等災害救助活動に協力する。
イ 自治振興会、町内会	(ア) 局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力するものとする。 (イ) 市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。 (ウ) 自治振興会は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。
ウ その他各種団体および有志者	女性、壮年等の各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

② 奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長および班長等を置き奉仕協力活動の実態に即した編成をするものとする。

③ 奉仕団の協力活動範囲

ア 炊出し
イ 被災者の避難誘導
ウ 被災者の救出および保護
エ 被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し
オ 清掃および防疫
カ 災害応急対策用物資、資材の輸送および配分その他災害救助活動への協力
キ 食糧、衣料等の物資の配給
ク 救援物資の受付、整理、輸送
ケ 被災者の家財の監視
コ 救援隊、自衛隊に対する協力
サ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
シ その他応急対策活動の協力

④ 奉仕記録

奉仕団の奉仕を受けたときは、次の事項について記録し、整備しておかなければならない。

- | | |
|---|------------------|
| ア | 奉仕団の名称および人員または氏名 |
| イ | 奉仕した作業内容および期間 |
| ウ | その他参考事項 |

第5 その他

ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。市は、ボランティアセンターの設置に伴い、市社会福祉協議会を通じて、県社会福祉協議会に連絡し、ボランティア保険の加入について協力を要請する。また、ボランティア活動に関しては、安全の確保や衛生管理の徹底を図る。

第5節 要員確保計画

第1 計画の方針

市は、地震時に災害応急対策活動に必要な要員を確保する。

第2 労務者等の雇用

(1) 労務者の雇用の方法

震災応急対策実施のため労務者等の雇用を必要と認めるとき、市長は、職業安定所等から斡旋を受け雇用する。

福井労働局 武生公共職業安定所	越前市府中一丁目 11-2
	TEL 0778-22-4078（職業相談部門）

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- ③ 公共職業安定所の斡旋供給による動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による動員

(2) 賃金の基準および支給方法

- ① 賃金の基準額は、職業安定所の業種別標準賃金の例による。
- ② 賃金の支給は、各部において支払うものとし、原則として作業現場で当日労務者に対し直接支払う。

(3) 労務者雇上げの作業基準

雇用した労務者等の主な作業は、次のとおりとする。

- ① 被災者の避難誘導
- ② 被災者の医療施設および助産施設等への移送
- ③ 被災者を救出するため、および被災者救出に必要な機械器具、資材の操作または後始末
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の支給
- ⑥ 遺体の搜索
- ⑦ 遺体の処理

第3 相互応援協力

市は、災害において災害応急対策を実施するために必要とするときは、隣接市町等と相互に応援協力を
行い、実効性の確保に留意し、活動の万全を期するものとする。

(1) 他の市町等に対する応援の要請等

市長は、市の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、
災害対策基本法第 67 条の規定による「県・市町村災害応援協定」に基づき、他の市町に対し応援を求める
こととする。

(2) 知事に対する応援の要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、
知事に対して応援を求め、または、応急措置の実施を要請するものとする。

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定
行政機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上段の要求ができない場合には、その旨および当該市町の地域における災害の状況を指定行政機
関または指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関ま
たは指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められる
ときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

(3) 応援要請の方法

前第(2)項により応援を求める場合には、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとす
る。但し、事態が急迫して文書によることができない場合には電話または電信によるものとするが、事後
速やかに文書を提出するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の状況および応援を求める理由② 応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名および数量③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所、機関④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑤ その他必要な事項 |
|--|

(4) 他の市町に対する応援協力

市長は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町から応援を求められたとき、および同法第

72 条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援隊を組織し、派遣するものとする。

第 4 奉仕団等の編成および活動

(1) 奉仕団の編成

- ア 日本赤十字社奉仕団
- イ 町内会、自治振興会
- ウ 女性団体
- エ 各種団体
- オ その他有志者

奉仕団は、各団体別に編成し、奉仕団に名称を付し、団長、班長等をおき、平時の組織等を考慮し、災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

(2) 奉仕団の作業

- ① 炊出し
- ② 清掃および防疫
- ③ 応急対策用物資、資材の輸送および配分その他災害救助活動への協力
- ④ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑤ 救援隊、自衛隊への協力
- ⑥ その他上記作業に類した作業

(3) 奉仕記録

- ① 奉仕団の名称および人員または氏名
- ② 奉仕した作業内容および期間
- ③ その他参考事項

第2項 情報の収集伝達

第2項 情報の収集伝達	第1節 通信運用・情報収集伝達計画
	第2節 広報計画

第1節 通信運用・情報収集伝達計画

第1 計画の方針

震災に関する各種の情報収集は、災害応急対策を樹立するための基本となるものであるので、市および防災関係機関のそれぞれの組織は、より迅速かつ正確に行える体制を整える。

第2 震災に関する情報の収集および伝達

(1) 情報収集

- ① 火災の発生の状況
- ② 建物の倒壊状況
- ③ 死者、負傷者の人的被害の発生状況
- ④ 電気・水道等の被害状況
- ⑤ 道路、橋梁の被害状況
- ⑥ 住民の動向
- ⑦ その他必要な事項

(2) 情報伝達

収集した情報は必要に応じ速やかに広報するものとする。なお広報計画は次節に定めるとおりとする。

また、市および各防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、災害応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

(3) 調査方法

- 被害の状況調査は、「越前市被害状況報告要領」に基づいて行うものとし、市民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について、各班、地区拠点基地が調査し本部班が集計するものとする。
- ① 被害の程度の調査にあたっては、各班、地区拠点基地の連絡を密にして、相違や重複のある被害状況については調整するものとする。
 - ② 被災世帯人員等については、現地調査のみではなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認しなければならない。
 - ③ 全壊・半壊等により死者および負傷者が出た場合は、その氏名、住所および年齢等を速やかに確認するものとする。

（４）参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を本部班に報告する。

（５）通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線局、インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

（６）情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

（７）県、市町および防災関係機関の協力

県、市町および防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、または相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

（８）孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、県に連絡するものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第３ 異常現象発見者の通報義務

- （１）災害対策基本法第 54 条の規定により、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見したものは、遅滞なくその旨を市長に通報し、市長は速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報しなければならない。

（２）市長が通報すべき事項

- | |
|---|
| ① 異常な河川水位等があったとき。
② 震度 4 以上の地震があったとき。
③ 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。 |
|---|

（３）福井地方気象台への通報方法

加入電話（0776-24-0009）または電報	FAX 0776-24-1252	技術課
-------------------------	------------------	-----

第4 被害状況報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により報告するものとする。

（1）報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部総務部長とし、災害対策本部が設置されていない場合は、防災危機管理課長とする。

（2）報告の基準

被害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合に報告するものとする。

- | |
|---|
| ① 災害救助法の適用基準に合致するもの |
| ② 市が災害対策本部を設置したとき |
| ③ 災害が2市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一被害で大きな被害を生じているもの |
| ④ 災害による被害に対し、国・県の特別の財政援助を要するもの |
| ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の条件に該当する被害に発展するおそれがあるもの |
| ⑥ 地震が発生し、市内の区域内で震度4以上を記録したもの。 |
| ⑦ その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの |
| ⑧ 注意報・警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの |
| ⑨ その他特に報告の指示があったもの。 |

（3）報告の種類

① 災害即報	災害が発生したときに直ちに災害状況を報告する
② 災害確定報告	応急対策が終了した後10日以内に報告する
③ 災害年報	1月1日から12月31日までの災害状況について翌年4月15日までに災害毎に報告する

(4) 報告の方法および報告先

災害即報は、県防災安全部危機管理課に対して、災害の概況・被害の状況および応急対策の状況を福井県防災行政無線または一般加入電話により報告するものとし、災害確定報告および災害年報は、被害状況の詳細について文書で報告するものとする。

《収集すべき情報項目および情報収集源》

(1) 発災段階（地震発生直後における情報項目および収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
発災情報	火災発生状況 建物の倒壊状況 工場、化学施設内の発災状況 発災による物的、人的被害に関する情報 ライフラインの被災状況	市、消防機関等の職員、住民 各施設管理者 各ライフライン関係機関
住民の避難状況	避難実施状況	避難所の町内代表者、住民

(2) 復旧段階（災害復旧段階における情報項目および収集源）

情報項目	情報の内容	収集源
全体的な被害状況 住民の避難に関する状況	物的、人的被害の確定値 避難所周辺の状況、開設された避難所名、収容人員等	市各部 避難所の町内代表者
ライフライン等の復旧見通し 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	各ライフラインの復旧状況 応急復旧工事等の進捗状況 食糧物資等の調達支給状況 環境対策情報等	各ライフライン関係機関 各防災関係機関

(5) 災害情報等の流れ

① 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

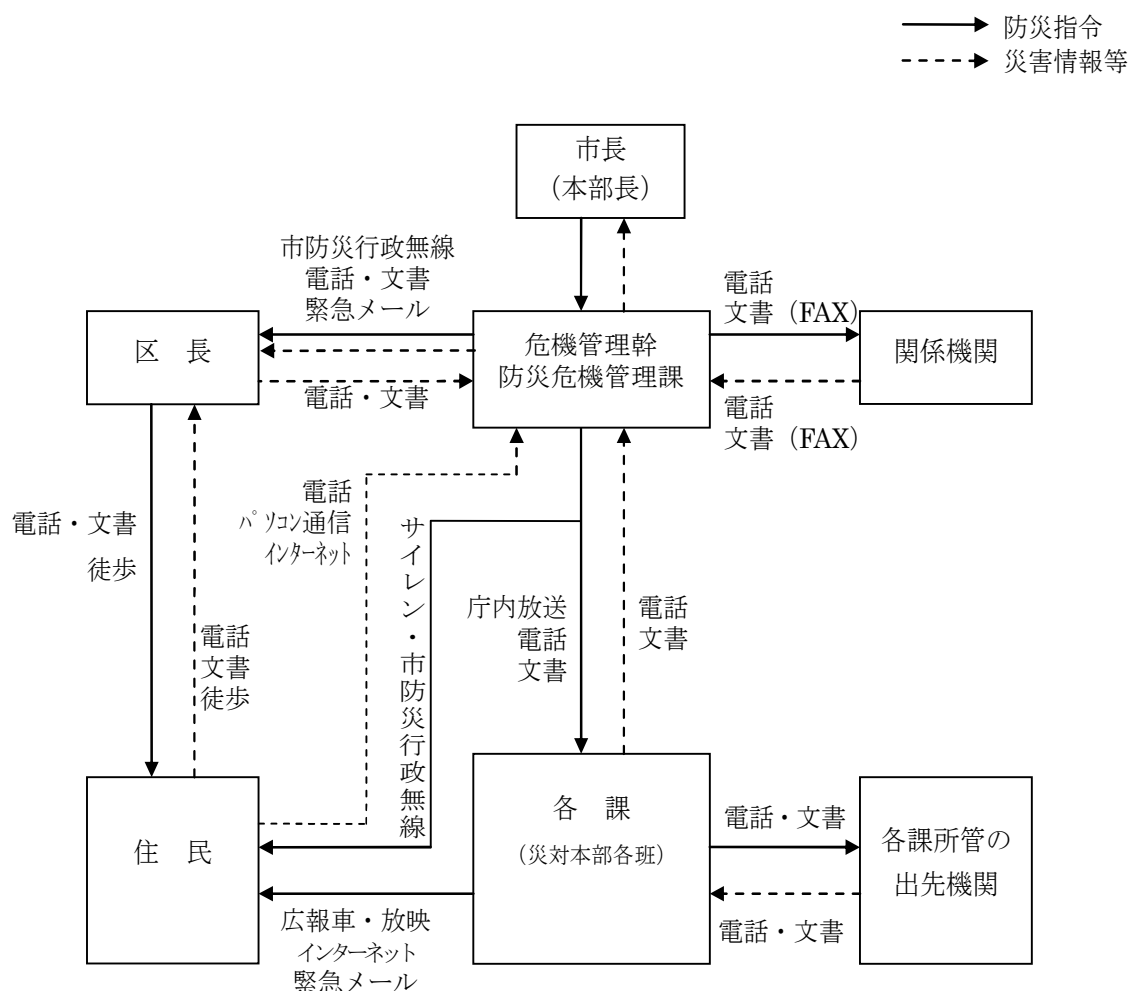
② 情報の利用および推進体制としては次の通りである。

1. 気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。
2. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入することにより、住民に対して迅速な情報提供を行う。
3. 市民や事業者の緊急地震速報について、広報などによる周知により理解を深める。
4. 市民に対してテレビ、ラジオなど、一般的に情報を入手できる方法等について周知を行う。
5. 住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達を行う。

<越前市内に設置されている震度計>

所 在		管 理 者	備 考
越前市高瀬二丁目地係	中央公園内	気 象 庁	観測データは市庁舎正面玄関に表示される
越前市栗田部町地係	総合支所東側	県	観測データは支所 1 階に表示される
越前市村国二丁目地係	村国浄水場内	文部科学省	

② 防災指令および災害情報等の伝達系統



第5 地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、使者を派遣して通信の確保を図る。

第6 通信手段の確保

（1）災害時の通信連絡

市および防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、または防災行政無線通信、防災情報一斉配信システム、緊急速報（エリア）メール、Lアラート（災害情報共有システム）により速やかに行う。また、携帯電話の不感地域で、道路の寸断や電話回線の途絶等により孤立化することが予想される集落について事前に把握するとともに、衛星携帯電話の配備など、情報収集伝達手段の確保を図るものとする。

（2）通信の統制

地震発生時には、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

【資料編】

1 1 - 1 被害程度の基準等

1 1 - 2 報告担当課（班）が調査および報告すべき事項

第2節 広報計画

第1 計画の方針

市は、地震発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し速やかに正確な情報を提供し、人心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第2 災害広報活動の実施

総合政策・秘書広報班は、各班と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。

(1) 報道機関に対する情報発表

あらかじめ記者発表室を設置し、収集した災害に関係する情報や対策等は、原則として広報担当者を通じて定期的（概ね4時間毎）に各報道機関に報道するものとする。ただし、重要な情報は必要に応じて発表するものとする。

(2) 市民に対する情報

① 地震発生直後の広報

- ア 地震等に伴う二次災害の予測
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難の勧告・指示
- エ 出火防止の呼びかけ
- オ 人命救助の協力呼びかけ
- カ 被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
- キ 応急対策実施状況
- ク ガス漏れ・電線の感電注意等留意事項の広報
- ケ 不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ
- コ その他必要な事項

② 災害の状況が静穏化した段階の広報

- ア 地震等に伴う二次災害の現況
- イ 被害情報および応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ デマ・流言の打消情報
- オ 生活関連情報
 - (ア) 電気・ガス・上下水道・電話の復旧状況
 - (イ) 食糧、生活必需品の供給状況
- カ 通信施設の復旧状況
- キ 道路交通状況
- ク 交通機関の運行状況
- ケ 医療機関の活動状況
- コ その他必要な事項

③ 避難施設避難者への情報伝達

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約、避難者への情報伝達など、効率的な避難所運営に努めるものとする。

ア	防災行政無線（同報系）
イ	C A T V
ウ	インターネット（メール、HP、防災アプリ等）
エ	電話・文書（F A X）

（３）災害広報資料の収集および保存

各部は、災害に関する資料・写真を積極的に収集し、総合政策・秘書広報班に提供するものとする。

総合政策・秘書広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて冊子・災害写真・災害ビデオ等を作成し、有効的に活用するように努めるものとする。

（４）県、関係諸官庁に対する広報

被害状況、被害映像、情報、報告および要望事項等を、県および関係諸官庁に対して広報する。

第3 指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施するものとする。重要な事項の広報については、事前に県、市および関係防災機関に通報する。

広 報		担当部班	総合政策・ 秘書広報班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災	■ 住民広報 ① 危険地域住民への呼びかけ ② 余震、二次災害危険の見通し ③ ガス漏れ、火気使用注意、電線の感電注意等の注意事項の呼びかけ ④ 不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ ■ 放送局への放送依頼（県を通じて） ① 避難の勧告、指示 ② 避難施設の指定 ■ その他関係機関（電気、交通機関等）への広報依頼および 情報提供依頼	
	3 時間後	■ 住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ① デマ、流言の打消情報 ② 道路交通情報 ③ 上水道飲用注意 ④ 炊出しの案内（避難施設毎に区長を通して広報） ⑤ 電気、電話等の復旧見込み ⑥ 医療機関情報 ■ 報道機関への対応 ① 記者発表室の設置 ② 被害状況の発表、報道依頼 ③ 発表ルールの明確化 記者発表室を設置し、定期的（概ね4時間毎）に発表 ■ 広報部隊の派遣	
	24 時間後		
2 日 目 か ら 3 日 目		■ 住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ① 安否情報 ② 生活必需品配布情報 ■ ボランティアへの広報 ① 受付場所 ② 必要人員、業務内容	
	72 時間後		

《広報用放送文例（地震の場合）》

発生直後	こちらは、越前市役所です。ただ今、〇〇に大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 まず、火の始末をしてください。 ガスの元栓をしめてください。 電気ブレーカーを落としてください。 ラジオをつけて、今後の放送に十分注意してください。
発生から数時間	こちらは、越前市役所です。さきほどの地震は震度〇と発表されました。 ゆれは次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。 電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにしてください。 ラジオをつけて、今後の放送に十分注意してください。
避難誘導	こちらは、越前市の災害対策本部です。 ただ今の地震により、〇〇地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。 〇〇地区のみなさん、△△公園へ避難してください。 避難する際は、次の事に注意してください。 荷物は最小限にしてください。 車を道路に乗り捨てないでください。 警察官等の指示にしたがってください。
被害状況	こちらは、越前市の災害対策本部です。 〇〇地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。 現在、地震のため、電気、水道、電話が各所で分断されています。 ラジオをつけて、今後の放送に十分注意してください。

第3項 緊急活動

第3項 緊急活動	第1節	避難計画
	第2節	被災者の救出計画
	第3節	災害時要援護者応急対策計画
	第4節	医療救護計画
	第5節	消防応急対策計画
	第6節	災害警備計画
	第7節	緊急輸送および障害物の除去計画
	第8節	危険物施設等応急対策計画

第1節 避難計画

第1 計画の方針

住民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第2 避難態勢

(1) 避難を必要とする場合

- ① 地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合
- ② 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ③ 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

(2) 避難態勢

① 避難の指示

市長は、建築物の倒壊、火災、崖崩れ、津波等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの指示を行う。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

② 避難指示の内容

避難指示を行う者は、以下の事項を明示する。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ 避難時の注意事項等

③ 避難措置の周知等

ア 関係機関への通知

避難の指示を行った者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等 避難	市 長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【連鎖による土砂災害の場合】 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、県の土砂災害警戒情報（補足情報）がレベル2に到達した場合等
避難指示	市 長 （災害対策基本法 60 条）	立退きの指示および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【連鎖による土砂災害の場合】 ・「土砂災害警戒情報」が発表された場合等
	・知事およびその命を受けた県職員 ・水防管理者（水防法 29 条）	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事およびその命を受けた県職員（地すべり等防止法 25 条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 （災害対策基本法 61 条）	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法 4 条）	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法 94 条）	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

緊急安全確保	市長	緊急安全確保措置 (高所への移動、 近隣の堅固な建物への退避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 【連鎖による土砂災害の場合】 ・大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ・土砂災害が発生したとき等
	知事およびその命を受けた県職員 水防管理者 (水防法 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事およびその命を受けた県職員 (地すべり等防止法 25 条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 海上保安官 (災害対策基本法 61 条)	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。市長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法 4 条)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法 94 条)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

イ 住民への周知

県および市は、自ら避難の指示を行った場合あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して同報無線、広報車および放送等による広報やその他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

④ 避難指示等の実施責任者および代理者等

避難指示等の実施責任者は市長である。実施責任者に事故があり職務を遂行できないときは副市長を代理者とする。また、副市長に事故があり職務を遂行できないときは総務部長とし、以下は機構順列とする。

⑤ 避難の誘導

市職員は、警察官または消防職（団）員等避難措置の実施者や、地区自治振興会、町内会の防災リーダー等避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治振興会および町内会ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して誘導する。

第3 避難所開設

(1) 市長（災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長）は、避難が行なわれるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。また市長は、避難所の開設状況について速やかに知事および関係機関に情報提供または通報するとともに、開設した指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

また、市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

さらに、市長は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(2) 市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

① 避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

市は、夏季および冬季の災害発生に備え、広域避難場所に空調設備を設置するよう努めるものとする。また、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。加えて、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるものとするとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理、健康のための入浴施設の設置等についても必要な措置を講ずるものとする。

また、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に

努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、避難者の健康状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

② 避難所開設状況連絡

市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりであり、さしあたり電話または電報で情報提供する。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 避難所開設の日時および場所 |
| イ | 箇所数および収容人員 |
| ウ | 開設期間の見込み |

第4 避難所の管理、運営

(1) 管理責任者

避難所には、運営管理責任者およびその他の職員を配置するものとし、運営管理責任者は原則として地区担当班の人員があたるものとする。また、災害対策本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安または二次災害を防止するため避難所の安全管理に万全を期し、自治振興会等と連携し避難所の運営にあたる。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。なお、避難所に係る記録・報告書の作成その他については、災害救助法の定めるところによる。

(2) 避難所における業務

地区担当班は、避難所を開設したときは、施設の管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務または記録をし、災害対策本部長に報告しなければならない。

① 一般的業務

- | | |
|---|--------------------------------|
| ア | 避難者の受付 |
| イ | 避難者の組織編成 |
| ウ | 避難個所の決定 |
| エ | 避難所に配布された食糧等物資の管理 |
| オ | 避難者に対する情報の伝達 |
| カ | 救助食糧等の配布、米飯の炊出し、給食時刻の調整 |
| キ | 施設、便所その他不衛生な場所の消毒および施設の保全、清掃管理 |
| ク | 救護所の設置場所の選定 |
| ケ | ボランティアコーナーの設置 |
| コ | 避難行動要支援者のための窓口の設置 |
| サ | 避難者の健康状態の確認 |

② 避難が長期にわたる場合の業務

- ア 避難所の一部を利用して、臨時教育および保育所を開設する。避難所が狭小の場合は、近くの寺院や公民館等を利用するほか、仮設建物を急造する。
- イ 避難所に社会教育関係者、女性団体関係者等を配置し民心安定を図る。
- ウ こころのケア体制を確立し、相談所を設ける。

③ 記録に関すること

- ア 職員の避難所勤務状況の記入
- イ 日誌の記入
- ウ 物品の受け払い簿の記入
- エ 避難者名簿の調整
- オ 避難状況調書の記入

④ 報告に関すること

- ア 避難所の開設および閉鎖の日時の報告
- イ 避難所状況の報告
- ウ 給食済、見込人員報告
- エ その他情報の随時報告
- オ 防災情報システムによる避難所関連情報の発信（インターネット）
- カ 発熱者や体調不良者が発生した場合の報告

（３）避難所の運営

① 避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

② 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

③ 市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

④ 保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。あわせて、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など

にも努めるものとする。

- ⑤ 特に、避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。
- ⑥ 県および市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（P T S D）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。
- ⑦ 県および市は避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮や、こども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- ⑧ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

- ⑨ 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ⑩ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ⑪ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- ⑫ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。
- 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- ⑬ 避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。

ア 維持管理体制の確立

市は、避難所維持管理責任者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

イ 行政と自治組織等との連携

避難所運営上の諸問題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設ける。

ウ 平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模縮小・統合・廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

避難所の管理		担当部班	本部班、避難誘導班、地区担当班、福祉班、医療保健班、避難広報班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 避難所開設の準備 ① 災害の状況、要避難状況の把握 ② 広報の調整 ③ 避難所の開設要領（（3）のとおり）	
	24 時間後	■ 需要の把握 ① 避難者数の把握 ■ 避難者の受入れ ① 備蓄物資の蔵出し ② 各班との協議 ・ 給食 ・ 生活必需品等 ・ 給水 ・ 医療救護 ・ 廃棄物処理 ■ 人員および物資の配置	
2 日 目 か ら 3 日 目	72 時間後	■ 救援物資の受入れ 地区拠点基地へ必要物資の請求	

第5 警戒区域の設定

(1) 市長の措置（災害対策基本法第63条）

市長は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、人命または身体に対する危険を防止するため、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官の措置（災害対策基本法第63条）

警察官は、市長もしくは警戒区域の設定等を行うことについて委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、または市長等から要求があったときは、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。

この場合、警察官は、速やかにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官の措置（災害対策基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれに基づく立入り制限、禁止および退去命令の措置をとる。

第6 避難の事前準備留意事項

(1) 事前準備

地震による建物倒壊や人命危険の発生する要因をなくすため、日頃から次の事項について指導する。

- ① 火気の手扱いに注意し、避難に際しては必ず火気、電気、その他危険物の始末を完全に行うこと。
- ② 家屋の補強を行うとともに、重量な家財等は上階に置かないこと。
- ③ 会社、工場等事業所にあつては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、万全の措置を講じておくこと。
- ④ 流失拡散のおそれがある油脂類等危険物の安全管理および電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。
- ⑤ 盗難等の予防に十分備えておくこと。

(2) 避難時の留意事項

- ① 避難にあたっては、玄関先に消火器もしくはバケツを出しておくこと。
- ② 避難にあたっては、ガスの元栓を締め、電気ブレーカーを落とすこと。
- ③ 避難の誘導にあつては、高齢者、幼児、病人、障がい者等の要配慮者を優先させ、徒歩により行わせること。
- ④ 避難にあたっては、非常持ち出し袋、食糧、水筒、手拭、チリ紙、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑、マスク、消毒薬、体温計等を携行すること。
- ⑤ 服装はできるだけ軽装とし、必ず帽子等をつけ、大量の荷物は持ち出さないこと。
- ⑥ 季節によっては防雨、防寒衣を携帯すること。

（３）退避の際の処置

住民が避難したときは、状況に応じ自衛措置を講じ、防犯隊に遺留財産の保護、犯罪の予防等の活動を要請するものとする。

（４）避難中の心得

避難にあたっては、基本的に区長等を中心とした町内単位で安否確認を行い、避難路の安全と避難中の住民の安全を確認しながらの移動を指導する。

第７ 学校の避難計画

（１）避難措置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市内各学校の校（園）長は、園児・児童・生徒を安全な地域に移動させ、人的被害を防止しまたは軽減するために学校ごとに避難計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童および生徒に周知徹底させるものとする。

登校（登園）前、下校（降園）後においては、一般計画の避難計画に定めるところとし、在校（園）中は、学校（園）ごとの避難計画に基づき避難を実施し、災害の状況によっては保護者に連絡して地区ごとに避難させる等の措置を講じるものとする。

（２）第１次避難

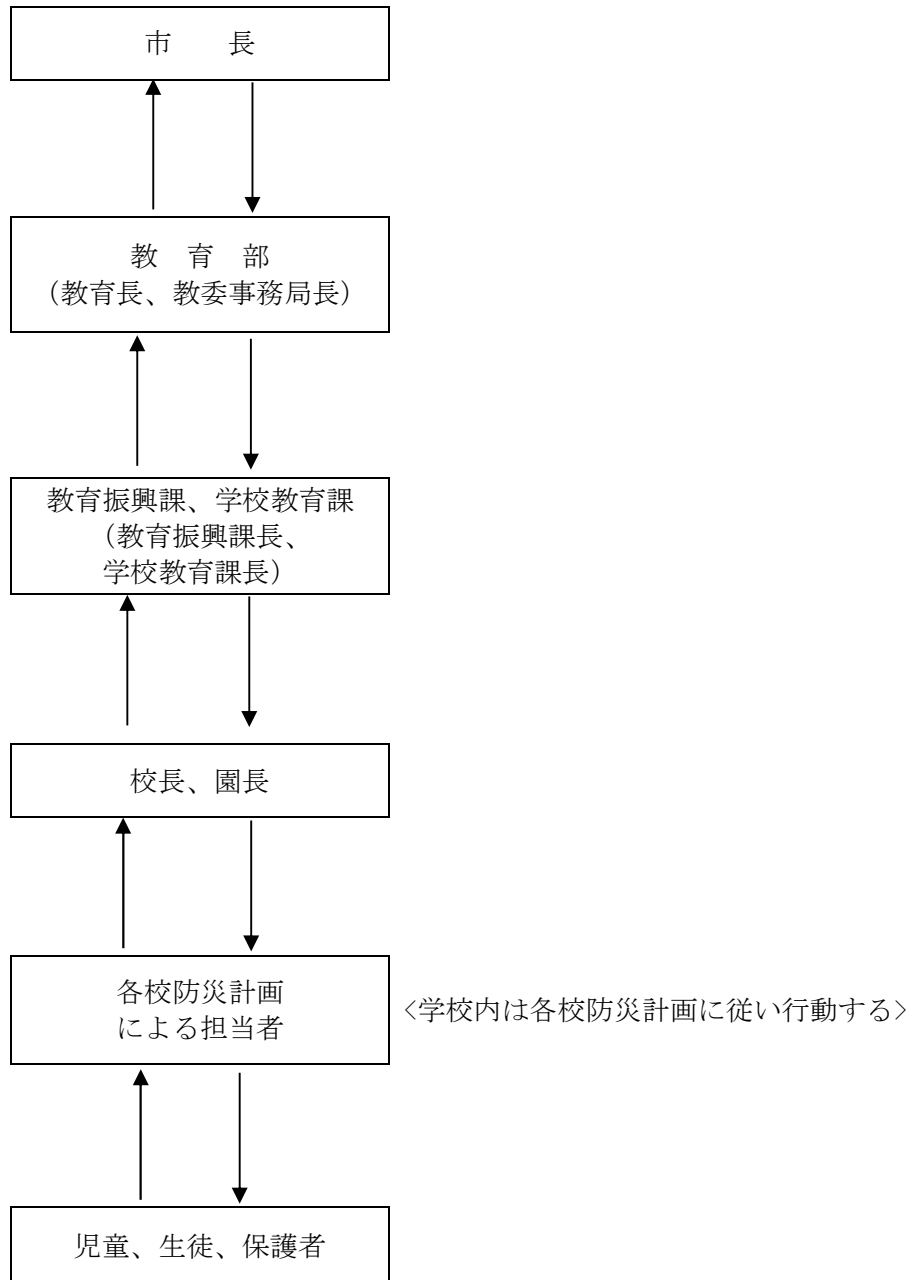
消防法に基づく学校の消防計画および避難計画により避難を行うものとし、常に非常出口を明示し、災害の場合児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

（３）第２次避難

災害が学校を含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、警察署および市教育委員会と連絡を密にし、公共施設避難所に避難させ収容する。

地震発災時マニュアル

〔緊急連絡体制〕



文教対策		担当部班	教育班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 避難状況の把握 ① 被害状況報告の指示 ② 調理場、実習室、実験室等の火気（危険物）の始末 ■ 学校施設の緊急使用のための関係者との協議 ① 施設管理者の招集 ② 施設の開放 ③ 避難民の受入れ	
2 日 目 か ら 3 日 目	24 時間後	■ 休校等応急措置の指示 ① 学校の避難民、災害復旧機関への優先的開放 ② 休校 ③ 児童、生徒の安全確保 ④ 通学路の被害状況等の確認 ⑤ 保護者への引渡し、集団下校 ⑥ 避難者数の把握	
	72 時間後	■ 応急復旧作業の調査 ■ 応急授業の準備 ① 避難施設管理者との協議 ② 校舎の補強、安全確認 ③ 応急教育施設の確保 ④ 通学路の安全確認および変更 ⑤ 教職員の確保 ⑥ 児童、生徒への通知 ⑦ 学用品、教科書の被害状況調査	

第8 保育園等社会福祉施設

(1) 避難措置

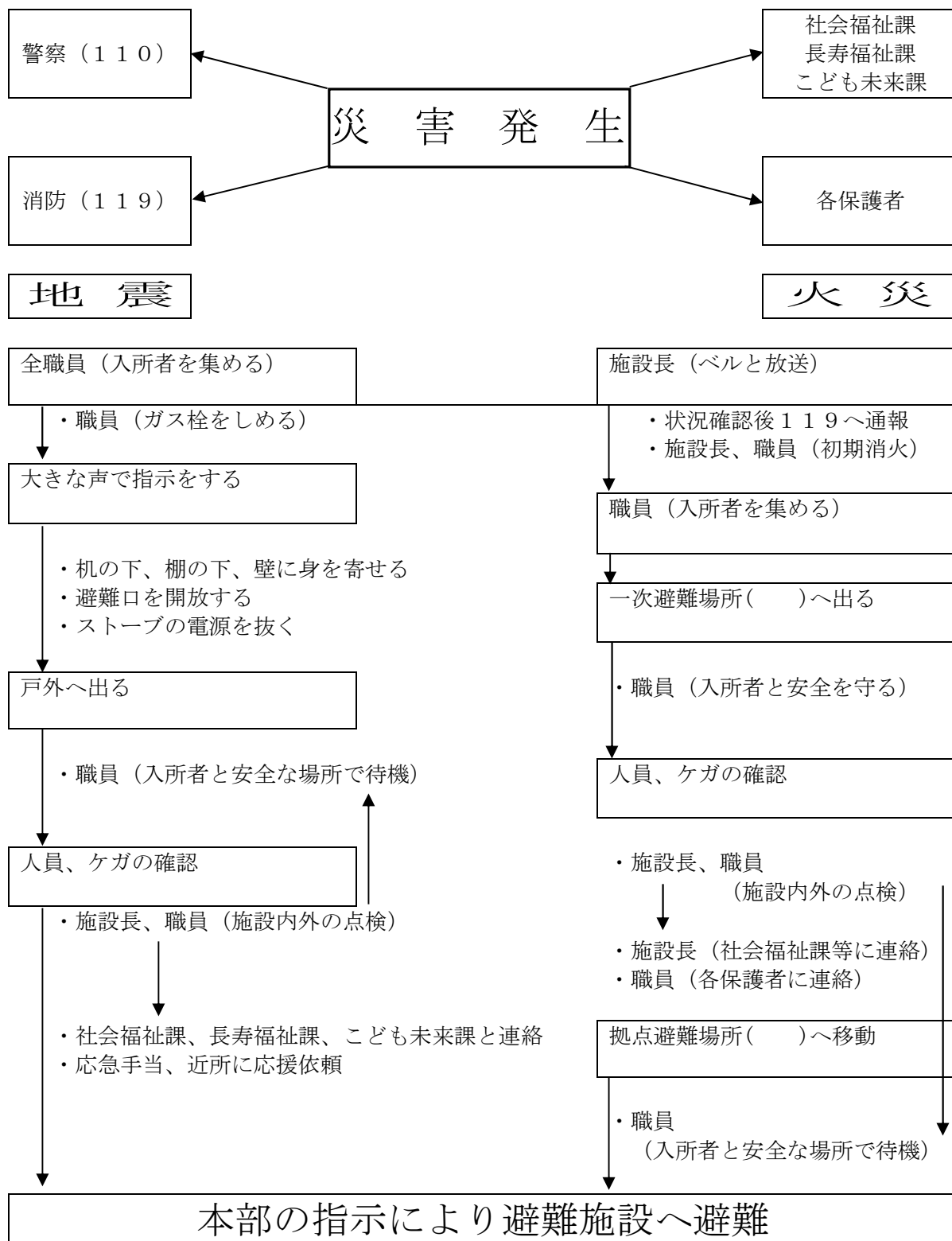
消防法に基づく各施設の消防計画により、その施設建物を利用する乳幼児、高齢者、妊産婦、障がい者等に対する避難については、年2回以上避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、学校避難の要領で、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

特に、避難行動要支援者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等を検討し、熟知していなければならない。

① 地震発生時

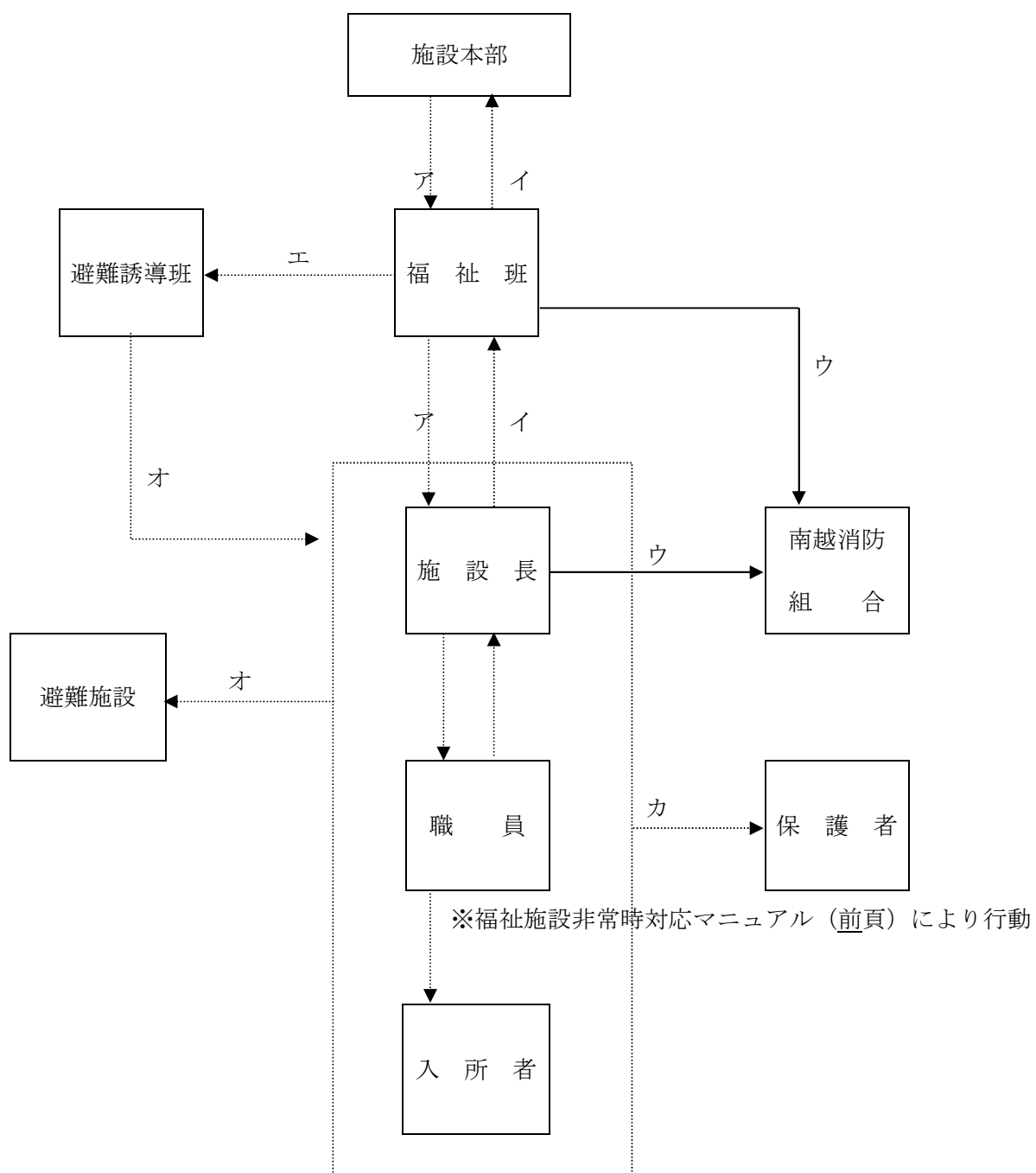
※福祉施設非常時対応マニュアルにより行動

福祉施設非常時対応マニュアル



② 地震発生により被害が出た場合

- ア 負傷者および建物等被害状況確認
 イ 負傷者および建物等被害状況報告
 ウ 南越消防組合へ通報
 エ 各指定避難施設までの移送車両および誘導依頼
 オ 各福祉施設等の避難救護班、福祉班の誘導により、指定避難施設へ移動
 カ 各保護者へ連絡



第9 病院等医療施設

消防法に基づく消防計画により、年2回以上避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

第10 その他の施設

公共建物等多数人の集合する施設については、消防法に基づく消防計画により避難訓練を行い、災害発生に際し必要と認める場合、まずその勤務職員の誘導により第1次避難を行い、必要に応じ第2次避難を行う。

第11 避難の周知徹底

(1) 関係機関への通知および連絡

市長は、高齢者等避難、避難指示および緊急安全確保を発令したときは、速やかに関係機関に通知または連絡するものとする。

市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

(2) 住民に対する周知

市長は、避難のための立退きの万全を図るため避難所、経路および心得をあらかじめ住民に周知徹底を図るものとする。

特に転入者に対しては、転入手続時に新居住地の一次避難場所、広域避難場所およびサイレン吹鳴パターン情報などの避難情報を周知する。なお、外国人転入者に対する中国語、ポルトガル語翻訳版等を予め用意する。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。また、避難情報を発令する前であっても自主避難場所を開設した場合にあっては、Ｌアラート等の手段を用いて迅速に周知するよう努めるものとする。

(3) 住民への防災情報伝達体制の整備

市長は、避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、防災行政無線（同報系無線）による情報伝達を行うとともに、非常用サイレン、広報車、CATV、防災情報一斉配信システム、緊急速報（エリア）メール、Ｌアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

また、市長は、住民に限らず、防災情報の入手が困難な観光客等一時滞在者に対する情報伝達体制の整備にも努めるものとする。

（４）放送事業者等への防災情報提供体制の整備

市長は、放送事業者に対して情報を迅速かつ確実に提供できる情報提供体制の整備に努めるものとする。

第 12 防災信号および避難についての連絡

避難についての連絡方法は、サイレン、警鐘、標識等によるほか通信情報計画および災害広報計画に定める伝達方法により行うとともに警察、消防、地元区長等の協力を得て組織的な伝達および避難誘導等に努めるものとする。

第 13 公共交通機関の避難対策

公共交通機関（鉄道、バス等）の乗客の災害や事故による避難については、乗務員の誘導を含め、消防機関や警察署と相互に連携のうえ、運行の管理者に対し防災計画について誘導するものとする。

第 14 要配慮者等の避難対策

市および防災関係機関は、以下により障がい者、高齢者等の要配慮者に対して実情を把握するよう努め、災害時における避難等において、支援体制を整えておかなければならない。

（１）実情把握

市は、個別避難計画により、居住地、家族構成、緊急連絡先等の情報をあらかじめ把握しておくものとする。

（２）援助、支援体制

市は区長や民生委員と連携し、これらの情報について共有を図るとともに、自主防災組織等の育成に努め、町内単位での支援体制を整えておくものとする。

（３）避難時の配慮

避難行動要支援者の避難については、災害の状況や広域避難場所までの距離、障がいの状態等により避難が困難な場合、町内のコンクリート造りなどの強固な建造物に一時避難するなど、配慮に努める。

（４）福祉避難所の開設および運営等

- ① 市は、広域避難場所等の一般避難所において生活が困難となった避難行動要支援者（以下「対象者」という。）を把握した場合は、福祉避難所の設置運営について協定を結んだ社会福祉施設（以下

「協定施設」という。) に対して福祉避難所の開設を要請する。

- ② 要請を受けた協定施設は、速やかに福祉避難所を開設するとともに、市に対し受入れ可能人数を報告する。
- ③ 市は、対象者または家族・支援者等に対し指定された福祉避難所への避難を指示するとともに、当該協定施設に対し対象者の氏名・心身の状況・身元引受人など必要な情報を提供する。
- ④ 対象者の移送は原則として家族または支援者が行うこととするが、これが困難な場合は、福祉有償運送事業者等に依頼し行う。
- ⑤ 市は、避難の長期化により協定施設本来の業務に支障が生じないように介護職員などの応援要員の派遣に努めるとともに対象者の県内外施設への緊急入所措置を講じることとする。
- ⑥ 多数の対象者が把握され協定施設のみでは受入れが困難となった場合は、公共施設を福祉避難所として指定し管理職員、ホームヘルパー等の介護職員、介護ボランティア等を配置し避難所運営を行う。

第 15 被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県および市町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し、必要な対応を講ずるものとする。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第 16 広域避難の調整

（１）地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

（２）災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

被災市町は、災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

また、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

県は市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要求を待ついとまがないときは、市町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行うものとする。

市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域一次滞在用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県および市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(3) 情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市、事業者は、避難のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

【資料編】

7－2 市内社会福祉施設一覧

7－3 福祉避難所協定施設一覧

10－2 町内会別一次避難場所および消防水利等一覧

10－3 地区別公共施設避難所一覧

10－5 自主防災組織の現況

第2節 被災者の救出計画

第1 計画の方針

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、市は、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

県・市、県警察本部、敦賀海上保安部等は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

第2 対象者

救出の対象となる被害者は、災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 火災の際に火中に取り残された者② 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者③ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された者④ なだれ、山崩れ等で生き埋めになった者⑤ 災害のため生死不明の状態にある者 |
|--|

第3 救出の方法

- (1) 南越消防組合等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、所轄警察署および防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。
- (2) 二次災害のおそれがある場合は、危険区域内の住民を避難させるとともに、十分な監視体制のもとで迅速な救出にあたる。
- (3) ヘリコプターを活用した救出を行うため、市はあらかじめヘリポートの指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的なヘリコプターの活用を図る。

＜ヘリコプター要請先一覧表＞

要 請 先	所 在 地	T E L
県防災ヘリコプター	坂井市春江町江留中 50-1-2 福井空港内福井県防災航空事務所	TEL 0776-51-6945 FAX 0776-51-6947 夜間 県危機管理課 0776-20-0742
県警察ヘリコプター	坂井市春江町江留中 50-1-2 福井空港内県警防犯部地域課航空隊	県警本部 0776-22-2880 内線 2456
福井県ドクターヘリ	福井市四ツ井 2 丁目 8-1 福井県立病院屋上ヘリポート	TEL 0776-43-6781 FAX 0776-43-6782
航空自衛隊第 6 航空団	小松市向本折町 戊 267	0761-22-2101 防衛部
陸上自衛隊第 10 師団 司令部第 3 部航空班	名古屋市守山区守山 3 丁目 12-1	052-791-2191

（４）特に災害が甚大である場合または上記の機関のみで救出できないときは知事に対し、相互応援協定に基づいて隣接市町、警察、自衛隊等の派遣要請を行うものとする。

この場合、必要に応じて第 2 章第 1 項第 2 節「広域的応援対応計画」による支援を要請するものとする。

第 4 行方不明者の搜索

- （１）消防、警察および地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。
- （２）行方不明者の搜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等および地域住民の協力を得て実施する。
- （３）行方不明者の搜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過してもなお搜索を要する場合には、期間を延長することができる。

救出・救助		担当部班	南越消防組合
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災	■ 救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握 ① 危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） ② 消防、警察、区長等からの情報入手	
	3 時間後	■ 関係機関への応援要請等 ① 必要人員、資機材の見積り ② 県、近隣市町等への応援要請	
	24 時間後	■ 救出、救助用資機材の調達、搬送の支援 救出、救助活動は、南越消防組合が中心となっていく。 ① 搬送ルートを選定 ② 搬送	
2 日 目 か ら 3 日 目	72 時間後	■ 行方不明者の早期特定の支援 ① 現場情報の収集 ・ 地元住民からの収集 ・ 現場関係者からの収集 ・ 事業所からの収集 ② 住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定	

第3節 要配慮者応急対策計画

第1 計画の方針

市は、地震発生時において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者は、特に大きな影響を受けやすいことから、避難行動要支援者避難支援計画による個別避難計画により、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の迅速な避難に努めるものとする。

第2 迅速な避難

避難行動要支援者の避難誘導は、個別避難計画に基づき避難支援者や、町内ぐるみの自主防災組織で協力支援する。

市は、災害時において、避難行動要支援者および避難支援等関係者に避難情報を的確に伝えるため、防災行政無線（戸別受信機および屋外スピーカー）による放送、非常用サイレンの吹鳴をはじめ、広報車、CATV、防災情報一斉配信システム、緊急速報（エリア）メール等の多様な情報伝達手段の活用を図るものとする。

市は、障害の種類および程度に応じて障害者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類および程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3 避難行動要支援者への対応

市は、越前市避難行動要支援者避難支援計画により避難支援者や自主防災組織、民生委員、児童委員、市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、速やかに被災状況の把握と支援業務を実施する。

- ① 災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿および個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
- ② ひとり暮らし老人、障がい者、難病患者等、避難行動要支援者の迅速な把握に努め、個別避難計画により必要に応じ社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。
- ③ 要配慮者に対し、生活必需品の支給や利用可能な施設および福祉サービスに関する情報等の提供をする。
- ④ 社会福祉施設の早期再開を図り、高齢者や障がい者等に対する支援業務の充実に努める。
- ⑤ 社会福祉施設に対する電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が得られるよう各事業者に要請する。
- ⑥ 時間経過とともに、人的体制、業務内容の見直しを行い、各段階におけるニーズに合わせた対策

を講じる。

- ⑦ 避難場所において、障がい者、高齢者等の要配慮者および外国人被災者などを対象とした相談窓口の開設、福祉避難所への移動が必要な対象者の把握および入所の手配
- ⑧ 民生委員、児童委員等による避難所の巡回での要配慮者の生活状況確認、健康・生活相談の実施

第4 児童への対応

- ① 民生委員・児童委員、地域住民等の通報に基づき孤児や遺児等の実態把握に努め、児童相談所等関係機関と協力して、保護・生活支援等必要な措置を講じる。
- ② 被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所等の協力を得て、心のケアを実施する。

第5 高齢者、障がい者等への対応

- ① 高齢者や障がい者等に対しては、周辺住民を中心とした地域の協力のもと、きめ細かな援護体制を確立し、早期に相談窓口を開設する。
- ② 福祉施設は要介護高齢者や障がい者にとって不可欠な施設であるため、被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。
- ③ 災害時要援護者に対する迅速正確な情報の提供を行うため、関係団体やボランティア等の協力を得て、広報連絡体制の整備を図る。
- ④ 高齢者や障がい者のための緊急通報システムの活用を図る。

第6 外国人への対応

市内に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

- ① 日本語の不自由な外国人のため、外国人受入れ企業連絡会と連携を図り、英語、ポルトガル語、中国語等数ヶ国語による防災手引きや案内、やさしい日本語によるインターネット等を活用した情報提供などの支援を行う。また、外国人市民防災リーダーによる避難場所や避難情報の発信を行う。
- ② ボランティア等の協力を得て、外国人被災者を対象とした相談窓口を開設する。
- ③ 転入者に対し、転入手続時に新居住地の一次避難場所、広域避難場所およびサイレン吹鳴パターン情報について、避難情報チラシを用いて周知する。
- ④ 国際交流協会を通じ、防災情報の周知に努める。
- ⑤ 外国人市民防災リーダーは、避難場所で通訳活動などを行い外国人避難者と避難所職員との情報の共有を図る。

【資料編】

7-4 要配慮者の現況

第4節 医療救護計画

第1 計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第2 医療救護活動体制の確立

市は、負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配等必要な措置を講ずる。

(1) 実施対象者

医療を受ける者	応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
助産を受ける者	災害発生の日以前または、以後7日以内に分娩した者で助産の途を失った者

(2) 救護班の編成

市は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき武生医師会に救護班の派遣を要請する。また、市職員および赤十字奉仕団員を応援要員として救護班に加える。

救護班の編成は、原則として次のとおりとする。

班長	1人（医師会が指名する医師）
看護職	2人（指名された医師が所属する医療機関の看護師または市職員（看護職））
応援要員	2人（市職員または赤十字奉仕団員）

(3) 救護所の設置

市は、災害の規模および負傷者等の発生状況に応じて、開設された避難所等の中で適切な場所に救護所を設置する。

また、被害が甚大な場合または医療機関から遠隔地で災害が発生した場合は、民家の借上げまたはテント等による仮設救護所を設置する。

救護所では、救護班によるトリアージ、診断、治療、応急処置、救急病院への転送の要否及び転送順位の決定等を行う。また、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。

(4) 医療および助産の実施

医療および助産は、原則として救護班が救護所において実施する。

医療の範囲	ア 診療 イ 薬剤または治療材料の支給 ウ 処置、手術、その他の治療および施術 エ 病院または診療所への収容 オ 看護
助産の範囲	ア 分娩の介助

	イ 分娩前および分娩後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
--	--

(5) 患者搬送等

応急処置後、さらに医療を必要とする者については、消防機関の救急車、市有車両等により医療機関へ搬送する。

また、必要に応じて市職員、ボランティア等による臨時搬送班を編成し、市有車両、社会福祉施設所有の福祉車両等を活用するほか、県に対し防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

助産を必要とする者については、産科医療機関への搬送および助産師の協力確保に努める。

(6) 広域医療救護活動の要請

市のみでは十分な医療救護活動の実施が困難な場合は、県および日本赤十字社福井県支部等に対し、救護班の派遣、救護所の設置、医薬品、医療器具および衛生材料の手配、災害拠点病院等への広域搬送体制の確保等を要請する。

(7) 費用および実施期間

費用の算定は、災害救助法その他関係法令の定めによる。

実施期間は、原則として次のとおりとする。

医療	災害発生の日から 14 日以内
助産	災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内

第 3 医療救護資機材の確保

- ① 医療救護活動に必要な医薬品等は、従事する医療関係者（医療機関）の手持医薬品等を繰替使用する。
- ② 市は、医薬品等が当該地域において確保不能または困難であるときは、県または関係業者に対し、調達・あつせんを要請する。
- ③ 県は、市から要請があったとき、または必要と認めたときは、医薬品等を提供、または関係業者を通じ調達する。

第 4 患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

第5 こころのケア体制の確立

市は、災害時におけるこころのケアにも十分配慮し、必要に応じ、県に対して災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請し、救護班と連携し精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。

医療保健		担当部班	福祉班、医療保健班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握 ① 医師会からの情報 ② 警察、消防署から情報 ③ EMIS、丹南健康福祉センターからの情報	
	24 時間後	■ 医療救護需要の把握 ① 警察、消防署から情報収集 ② 区長、避難施設からの情報収集 ■ 医薬品等の調達可能量の把握および手配 ■ 負傷者等の搬送 ① 搬送体制の確立 ② ヘリコプター等の手配 ■ 医療救護体制の確立 ① 医療救護班の編成、医療救護の実施	
2 日 目 か ら 3 日 目	72 時間後	★ 仮設救護施設、医療施設における医療活動に関する情報の収集 伝達 ① 負傷者診療状況の把握 ② 診療機能の把握 ★ 医療救護の実施 ① 避難救護班の編成、役割分担の明確化 ② 医療救護班の再編成 ③ 避難施設等の巡回診療・巡回地域の決定	

【資料編】

7-1 県内災害拠点病院（災害医療センター）一覧表

第5節 消防急対策計画

第1 計画の方針

南越消防組合は、保有消防力を最大限に活用するとともに、関係機関および自主防災組織と協力して火災を予防し、および鎮圧し、市民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、地震等の災害による被害の軽減に努めるほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う。なお、具体的消防活動は、南越消防組合が定める各種活動要綱等による。

第2 消防の任務

消防は、その施設および人員を活用して、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水災または地震等の災害を防除し、およびこれらの災害による被害を軽減するほか災害等における傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第3 組織

南越消防組合における非常災害時の事務機構および部隊編成は、広域消防体制を活用した消防活動を主眼として、次のとおり定めるものとする。

（1）消防本部および消防署の非常災害時の事務機構および部隊編成

消防本部および消防署については、配置職員および施設、装備を総合的に活用し、組織力を最大限に発揮するため、災害の規模に応じて、消防本部に「警防本部」、消防署に「大隊本部」を設け、次の事項を基本としてその機構等を定めるものとする。

① 警防本部の組織

ア 本部長は、消防長、副本部長は次長とし、必要な幕僚等を配置する。

イ 警防本部には、統制、総務（総務班、渉外班）、情報（広報班、指導班、情報班）、警防（補給班、指揮班）、通信（管制班）を設置し、消防活動を統括する。

② 大隊本部の組織

ア 本部長は、消防署長とし、必要な幕僚等を配置する。

イ 大隊本部には、指揮班、情報庶務班、警防班を配置し、管轄区域内の消防活動を統括する。

（２）消防団の組織および部隊編成

消防団の組織および部隊編成は、地域における防災組織の中核として、その大量動員性と、組織力、および地域密着性を活用するため、次のとおりとする。

① 消防団は、警防本部の指揮の下に組織的な活動を行うものとし、正副団長は警防本部の統制班に参画する。

② 分団の担当区域は、次のとおりとする。

分団区分	担当区域	分団区分	担当区域	分団区分	担当区域
東分団	東地区	坂口分団	坂口地区	岡本分団	岡本地区
西分団	西地区	王子保分団	王子保地区	南中山分団	南中山地区
南分団	南地区	北日野分団	北日野地区	服間分団	服間地区
神山分団	神山地区	北新庄分団	北新庄地区	式部さくら	越前市内全域
吉野分団	吉野地区	味真野分団	味真野地区		
国高分団	国高地区	白山分団	白山地区		
大虫分団	大虫地区	栗田部分団	栗田部地区		

③ 各分団は分団毎に車両班１～２小隊、徒歩班２～３小隊を編成し、大隊本部または警防本部の指揮により消防活動に従事する。

（３）自警消防組織

自警消防隊等は、地域内における出火防止の広報を行うとともに、地域住民と協力して初期消火および救出活動に努め、消防機関が到着した場合は情報等を伝達し、消防活動等に協力する。

第４ 火災警戒

大規模地震発生時は、同時多発火災が危惧されることから、次により警戒を行う。

（１）消防団各分団は、速やかに担当区域内を巡回し、車載放送設備、ハンドマイク等を用いて各家庭からの出火防止および自警消防隊等の出場を呼びかける。

（２）自警消防隊等は、速やかに所有する小型ポンプの点検等を行うとともに、警鐘、ハンドマイク等を用いて担当区域内を巡回する。

（３）消防団員および自警消防隊員等は、巡回中に見聞した火災の発生状況、道路、水道等の損壊、建物倒壊、救出、救護者の有無等の情報を消防無線、電話等により速やかに警防本部等に報告する。

第5 招 集

南越消防組合管内において震度5弱以上の地震が発生したときは、消防で定める計画により全消防職・団員の非常招集を行い、招集を受けた消防職・団員は直ちに消防本部（消防署）、所属分団詰所に集合する。

なお、消防職・団員は、震度5弱以上の地震が発生したことを知ったときは、自発的に集合するものとする。

第6 火災防御

南越消防組合は、保有する消防力を最大限に活用するとともに、自警消防隊等の自主防災組織に協力を要請し、次により迅速かつ効果的な防御活動を行う。

（1）事前準備

大規模地震が発生したときは、住民による出火防止措置と火災発生時の初期消火活動が不可欠であるので、日頃から地震発生直後は隣近所同士で出火防止措置を相互に確認することや、出火時は自警消防隊が中心となって協力して初期消火を実施する等の活動を確実に実施するための自主防災体制および活動要領等について指導する。

（2）火災防御活動

大規模地震が発生したときは、同時多発火災が懸念される上、道路等の損壊により消防隊の緊急通行に支障が出ることが懸念され、更に水道管損傷による消火栓使用不能等のおそれもある。

このため、南越消防組合は、収集した情報から臨機に活動方針および出場の優先順位を決定し、出場部隊の選定等を行い、各火災現場においては使用可能な消防水利を統制する中で、保有する消防ポンプ車を最大限に運用する外、自警消防隊、自衛消防隊等の出場を要請する等、管内の全消防力の積極的な運用を図る。

特に消防署の部隊は、人命危険が特に高い対象物の火災、特殊な資機材等を必要とする火災、延焼のおそれ大きい木造密集地域の火災等に主力を注ぎ、これ以外の火災は消防団、自主防災組織等により被害軽減を図る。

更に、火災が拡大し住民に危険があるときは、飛火警戒体制の強化、防火帯の設定等を行うとともに、積極的に消防警戒区域を設定して迅速に住民の避難を行うなどの措置をとるものとし、具体的には南越消防組合が定める「特殊災害消防活動要領（地震編）」による。

第7 救急、救助活動

大規模地震が発生したときは、家具の下敷きになるなど多数の負傷者等が発生することが懸念され、また、家屋倒壊や崖崩れなどにより救助活動が必要となる可能性があることから、南越消防組合は保有する救急車、救助工作車のほかに代替車の設定、民間等からの借り上げにより車両の確保を図る。また、必要に応じて消防団員の出場および自警消防隊員など付近民の協力をも要請し、医療機関との連絡調整を行い、関係機関と協力して、より迅速な救急、救助活動を実施することとし、具体的には南越消防組合の特殊災害消防活動要領（地震編）による。

第8 相互応援要請等

（1）消防の相互応援

地震により火災が延焼拡大し、南越消防組合のみでは対応の見込がたたないと判断される場合は、第2章第1項第2節第4（2）に準じて応援を求め被害の軽減に努めるものとする。また、これらの応援を受けるときは「南越消防組合広域消防受援・応援実施計画」および「南越消防組合緊急消防援助隊受援計画」による。

（2）県防災ヘリコプターの要請

大規模特殊災害等でヘリコプターを活用することが極めて有効であると考えられる場合は、福井県に対し防災ヘリコプターの出場を要請するものとする。

（3）警察官との相互協力

警察官および消防機関は放火または失火絶滅のため、相互に協力するとともにその他の災害による被害を軽減するためにも協力するものとする。

- ① 警察通信施設の使用
- ② 警戒施設の設定
- ③ 警戒区域内への立入制限、禁止、退去
- ④ 火災時においては、盗難等の犯罪が発生するおそれがあるので警察官は防犯隊員等と連携し、地域住民の協力を得て犯罪予防の措置を講じるものとする。

（4）福井県ドクターヘリの要請

傷病者の救命率向上および後遺症の軽減を図るため必要がある場合には、県に対しドクターヘリの出場を要請するものとする。

第 9 惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

南越消防組合は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

【資料編】

- 9－3 消防車両等配置状況
- 9－4 消防団消防車両置状況
- 9－5 消防団・消防水利の現況

第6節 災害警備計画

第1 計画の方針

市は、大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等に努めるとともに、迅速かつ確実に応急対策用資機材等の輸送を行う。

第2 災害警備対策

市は、大規模な地震が発生した場合、所轄警察署に設置される現地災害警備本部と連携して、次の災害警備活動に従事または支援を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 情報の収集と伝達② 被害の実態把握③ 被災者の救出・救護および避難誘導④ 避難路および緊急交通路の確保⑤ 犯罪の予防、取締り⑥ 広報活動⑦ 交通混乱の防止および交通秩序の確保⑧ 遺体の見分、検視⑨ その他必要な警備活動 |
|---|

第3 交通規制対策

市および関係機関は、大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行路を確保する。

(1) 交通支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路橋梁等の支障箇所について、所轄土木事務所長および所轄警察署長に通報または連絡する。

（２）交通規制に関する措置

① 規制の実施および緊急交通路の指定

市長は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、「大地震発生時の交通規制計画」に基づき、所轄の警察署長に交通規制の実施を要請するとともに、一般国道８号等の緊急交通路の確保に努める。

大地震発生時の交通規制計画により指定されている緊急交通路指定予定路線			
ア	北陸自動車道	イ	近畿自動車道（舞鶴若狭自動車道）
ウ	一般国道８号	エ	一般国道２７号

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	地方整備局長 県知事 市 長	１．道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき ２．道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 (46 条)
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	１．災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要であると認めるとき ２．道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３．道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、またはそのおそれがあると認めるとき	災害対策 基本法 (76 条)
			道路交通法 (4 条・5 条 ・6 条)

ア 県公安委員会による交通規制

ア) 災害対策基本法による交通規制

（ア）県公安委員会は、管轄区域またはこれに隣接する府県において災害が発生し、もしくは災害が発生するおそれがある場合で、緊急輸送を確保するため必要がある時は、道路の区間および区域を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。

（イ）通行の禁止または制限が行われた区域・道路区間について、同区域内および隣接府県の住民に対し周知する。

イ) 道路交通法による交通規制

県公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑等を図るため、必要がある時は、道路交通法第４条の規定に基づき歩行者または車両等の通行を禁止または制限する。また、必要に応じて迂回路を明示して一般の交通に支障がないようにする。

イ 警察署長の実施する交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路について災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、またはその他の状況から必要がある時は、歩行者または車両等の通行を禁止または制限する（道路交通法第5条第1項）。

ウ 警察官の実施する交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を実施する必要がある時は、一時的に歩行者または車両等の通行を禁止または制限する。（道路交通法第6条第4項）

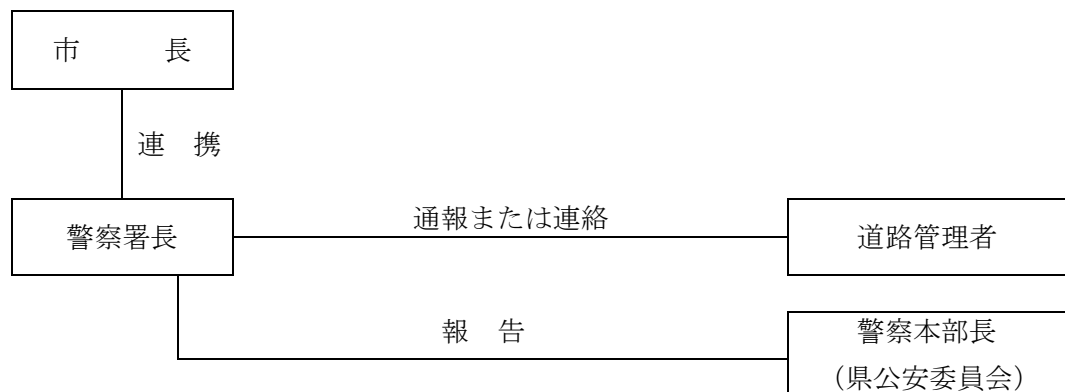
エ 道路管理者による交通規制

道路管理者は、道路の損壊その他の事由によって、交通が危険である時は、区間を定めて通行を禁止または制限する。（道路法第46条）

- ② 規制区間における消防機関、自衛隊等の措置命令等通行禁止区間において、市長の要請により災害警備活動に従事する消防吏員および自衛官は、警察官がその場にいない場合でかつ災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他物件の移動等必要な措置命令・強制措置を行うことができる。

③ 規制情報の連絡および周知

ア 関係機関への連絡等

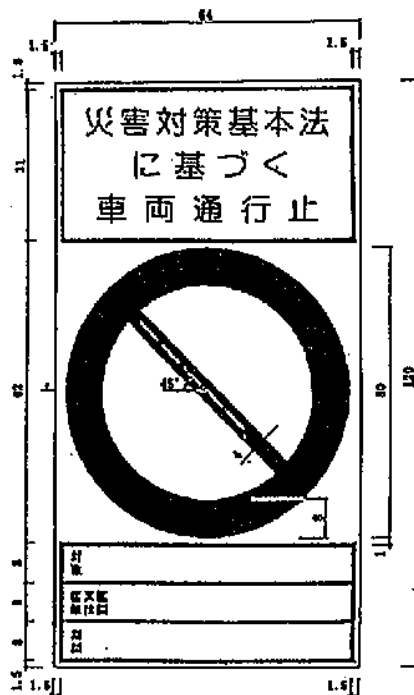


イ 市民への周知

警察署長が前掲の交通規制を行う場合の市民への広報活動に協力する。

また、緊急車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する場合は災害対策基本法施行規則に定める立看板を設置し、市民への広報を行う。

(基本法施行規則第2条による通行禁止制限標識様式第1)



備考

1. 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白地とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(3) 緊急通行車両

① 緊急通行車両の申請

当該車両が災害応急対策に従事するため必要な車両であると認められるときは、公安委員会に申請し、緊急通行車両の指定を受ける。また、あらかじめ災害応急対策に従事する必要のある車両は、公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度により、届出を行っておくものとする。

(基本法施行規則第3条による緊急輸送車両の標章様式第2)



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

② 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車および災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づき、下記に掲げる車両とする。

○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両(特殊ナンバー車両)
緊急通行車両	必要	可	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両等
事前届出対象の 規制除外車両	必要	可	民間事業者等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両

○第二局面（道路復旧が進み、ある程度の交通容量が可能）で通行可能な車両

車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様
事前届出対象外 の規制除外車両	必要	不可	規制除外車両の拡大 ※ タンクローリー（燃料輸送）・バス（被災者等輸送）・霊柩車・大型貨物自動車（生活用品輸送）

（４）道路管理者の措置

- ① 関係機関において随時巡視し、危険箇所、被災箇所の早期発見に努める。
- ② 災害により、道路および橋梁の決壊等により交通の危険が生じ、またはそのおそれがある場合は、被災状況等を調査するとともに直ちに所轄警察署へ交通規制等必要な措置について要請を行い、これにかわる迂回道路等を指定して交通の安全確保を図る。また、当該道路、橋梁等の管理者に通報または連絡するものとする。
- ③ 危険箇所、被害箇所については、関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。
- ④ 電力、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに所轄警察署へ必要な交通規制の要請を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める計画により応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

⑤ 市内の主要道路のうち災害を受けやすい箇所、代替道路を調査し、あらかじめ実態を把握しておくものとする。

⑥ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 自動車運転者への啓発

平素から市民に対して、地震発生時における自動車運転者のとるべき措置として次の事項の周知を図る。

① 走行中

- ア できるだけ安全な方法により車両を左側に停車する。
- イ 停車後はカーラジオ等により災害情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車する。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

② 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しない。

災害警備		担当部班	建設班、農林班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 管内道路の被害状況の把握 ① 緊急パトロール ・道路被災状況 ・避難場所および連絡道路の被災場所 ・河川および急傾斜地の被災状況 ② 区長、住民等からの情報収集 ■ 各道路管理者、警察との道路交通情報の交換 ■ 交通規制（警察と連携 ホットラインの開設（いつでも交通規制できるようにする。）） ① 損壊個所の交通規制 ② 不用不急車両の交通規制	
	24 時間後	■ 道路の応急復旧 ■ 輸送ルートを選定等（救出、救助、救援物資等のルート優先） ① 道路等の被害状況の把握 ② 輸送ルートを選定 一般国道 8 号	
2 日 目 か ら 3 日 目	72 時間後	■ 道路の応急復旧（一車線確保） ① 要員、資機材の見積り ② 各道路管理者と業者確保についての調整 ③ 応急復旧工事 ④ 応急復旧工事と他の応急対策活動の調整 （工事で応急対策活動に支障が出る場合） ■ 道路交通情報の広報等（総合政策・秘書広報班へ情報提供） ① 不通箇所、迂回路、復旧見込等の広報 ② 道路交通情報の問い合わせ等への対応	

第7節 緊急輸送および障害物の除去計画

第1 計画の方針

市は、地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第2 緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	地震災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	地震災害応急対策のために必要な輸送
第4順位	その他の人員、物資の輸送

第3 緊急輸送の範囲

- ① 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ② 救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
- ③ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ④ 後方医療機関・被災地域外へ搬送する負傷者および被災者
- ⑤ 食糧、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
- ⑥ 罹災者を収容するために必要な資機材
- ⑦ 二次災害防止用および応急復旧の資機材
- ⑧ その他緊急に輸送を必要とするもの

第４ 緊急輸送体制の確立

（１）輸送計画

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有、または直接調達できる車両・船艇等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする。

また、物資調達・輸送の確保ための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

① 輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市有車両の使用を原則とするが、必要とする車両・船艇等が不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保するものとする。

ア 民間業者への依頼

市内の自家用車・営業用車両および船艇等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出場要請を行うものとする。

イ 県への斡旋要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行うものとする。

ウ 自衛隊の要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請するものとする。

② 輸送方法

輸送方法については、災害の状況により迅速かつ正確に行える手段を次により講じるものとする。

ア 自動車による輸送

イ 航空機による輸送

また、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機の活用を要請する。

（２）緊急通行車両の確認制度の活用

緊急通行車両については、公安委員会にその旨を申し出て確認を受けるものとする。

特に、災害応急対策に必要な車両については、公安委員会が行う緊急通行車両の事前届出制度により届出を行い、事前に緊急通行車両としての指定を受けておくものとする。

輸 送		担当部班	財産管理班、建設班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 市有車両等輸送手段の被害状況の把握	
2 日 目 か ら 3 日 目	24 時間後	■ 輸送需要の把握 ① 各班からの要望整理、輸送需要の概要把握 ② 輸送対象の決定 ③ 輸送順位の決定 ④ 車両の借上げ、燃料の確保 ⑤ 車両の一元管理	
	72 時間後	■ 航空機輸送 ① ヘリポートの開設 ② 航空機輸送の要請 ■ 輸送活動調整体制の確立 ① 輸送関係機関との調整 ② 道路管理者（工事関係者）との調整	

第5 障害物除去計画

災害において、災害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施に支障となるものおよび災害により住民またはその周辺に運ばれた土石・竹木等で、住民の生命・身体および財産等に危険を及ぼし、または日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去するための計画である。

（１）障害物の除去

- ① 道路および河川における障害物の除去は、道路管理者または河川管理者が実施するものとし、その他障害物除去の直接の実施は、市長が行うものとする。ただし、現場に市長がいない場合については、警察官が行うことができるものとする。

また緊急を要する場合および単独での実施が困難であると認められる場合については、災害協力協定に基づき、関係団体に要請するとともに県に応援を求めるものとする。

② 除去対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|---|---------------------------|
| ア | 住民の生命・財産等の保護のため除去を必要とする場合 |
| イ | 防災活動の実施のため除去を必要とする場合 |
| ウ | 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合 |
| エ | その他、公共的な立場から除去を必要とする場合 |

③ 実施方法

市長は、自らの組織・労力・機械器具等を用い、または市内土木建築業者等の協力を得て速やかに実施するものとする。また、緊急な応急措置を実施する場合、周囲の状況を考慮し、事後支障をきたさないよう配慮して実施しなければならない。

（２）障害物の保管場所

障害物の大小にもよるが、原則として再び住民の生命・財産に被害を与えることのない安全な場所で、道路交通の障害にならない場所とする。

（３）障害物の集積保管場所

校区（地区）毎に定め、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で、道路交通に障害とならない市有地を選ぶものとする。また、盗難等の危険のない場所に集積保管する。ただし、適当な場所がないときは、国、県有地または民有地を使用するものとするが、書類または口頭をもって了解を求め、事後の処理に万全を期するものとする。

第 8 節 危険物施設等応急対策計画

第 1 計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第 2 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は地震等の災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

① 危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。
② 危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
③ 危険物施設からの出火および流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
④ 災害発生時の応急措置	危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
⑤ 防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。
⑥ 従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生の事業所は、消防、警察等関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第 3 火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

(1) 保安責任者は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置② 危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置③ 火薬類の数量等の確認④ その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置 |
|---|

- (2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持を行うため、県の指示のもと必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令に協力する。

第4 高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

- (1) 製造者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置② 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置③ 落下防止、転倒防止等の安全措置④ その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置⑤ 従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置 |
|--|

- (2) 災害の発生の防止または公共の安全の維持のため、県の指示のもと必要に応じ製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令に協力する。

第5 毒物・劇物取扱施設

県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、地震により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、または、そのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

第 4 項 市民生活の安定

第4項 市民生活の安定	第1節 飲料水、食糧品、生活必需品の供給計画
	第2節 住宅応急対策計画
	第3節 廃棄物処理計画
	第4節 防疫・食品衛生計画
	第5節 遺体の搜索、処置、埋葬計画
	第6節 教育再開計画

第 1 節 飲料水、食糧品、生活必需品の供給計画

第 1 計画の方針

市は、地震発生時における住民の生活を保護するため、飲料水、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して必要な施策を講じる。

第 2 給水対策

地震発生時には水道等給水施設の損壊が予想されるため、早期に給水体制を確立し、1人1日当たり最低必要量3ℓの水を供給するように努める。

(1) 給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市に能力の限界をきたしたときは、県および他の市町に、県・市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

(2) 給水方法

市は給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について充分に広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

① 輸送による給水

ア 上水道の水源、浄水場、中継ポンプ場（県）、配水池からの取水を行い、応急給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合は、衛生防疫上必ず上下水道課の指示によらなければならない

イ 給水基地へ輸送を行った後、給水基地にて拠点給水を行うほか、ポリタンク、飲料水袋等の容器で給水を行う。

② ろ水器による給水

局地的給水、または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ水器による給水基地を設営する。

③ 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、飲料水以外の使用目的として確保する。

④ 飲料水は、次の方法により供給する。

前項の飲料水が汚染したと認められたときは、飲用の緊急停止の処置をとるとともに、応急給水車、給水基地からの容器等により滅菌した水を供給する。

⑤ 供給の方法は被災や状況に応じ適宜次の方法により行う。

ア 水道施設の損壊により一部断水が生じたときは、断水区域の広報と施設の補修を行うとともに必要に応じて応急給水車、容器等により水道水を搬送し供給する。

イ 水道施設の損壊が大きく使用不能となった場合は、供給人員や範囲等を考慮のうえ比較的汚染の少ない井戸を選定して浄水基地とし、応急給水車、容器等により滅菌した水を拠点給水する。ほか、水質条件を満たした地下水やため池水、道路融雪装置用井戸水等を利用する。

ウ 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地、または、隣接市町に依頼して、その水道施設より搬送し拠点給水を行う。

エ 災害協力協定により確保した飲料水および災害対応型自販機により供給する。

（３）給水量

被災者に対する最低給水量は、１人１日３ℓとし、給水能力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

（４）給水用資機材・器材の確保

非常時に使用できる水源の現況および給水用資機材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を平素から把握しておくとともに、震災に備え各家庭・各事業所に１０ℓ～２０ℓ入りポリ容器を必要数常備しておくよう市民および関係者へ周知徹底するものとし、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備しておくものとする。

また、消毒用資材等についても必要数確保保管しておくものとする。

（５）給水施設の応急復旧

震災による上水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

- ① 施設を巡回して事故発生の有無および状況を確認する。
- ② 施設の損傷、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

給 水		担当部班	上下水道班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 水道施設被害の把握 ① 上下水道班は直ちに本庁および村国浄水場に集合 ② テレメーターで配水池の配水量チェック ③ 配水施設のパトロール ④ 通報または問い合わせによる被害状況のとりまとめ ※ 被害の程度によっては、各浄水場および配水池からの配水を停止する。	
	24 時間後	■ 給水需要、可能量の把握 ① 断水地域の把握 ② 給水可能量の把握 ■ 給水方針の決定 ① 給水タンク（3 t）、トラック搭載用タンク（1 t）、組立式給水タンク（1 t）を配備 ② 給水タンク、トラック、人員（2 人）を 1 組とする。 ③ 給水場所の決定（固定する。） ④ 給水時間……午前 8 時から日没まで ⑤ 応急給水の期限……通水するまで ■ 給水体制の確立 ① 人員、車両の手配 ② 資機材の確保、応援要請 ③ 次の箇所に給水場設置 ア 主水源の王子保浄水場調整池、向新保送水場、白山浄水場、調整池 イ 配水池の西谷配水池、池ノ上配水池、不老第 2 配水池 （午前 8 時から日没まで） ■ 管工事業者等へ応急復旧の要請 （資機材の確保と人員の手配）	
2 日 目 か ら 3 日 目		■ 給水場所の見直し ① 優先給水地域の決定 ② 優先給水施設は、病院だけとし給水タンクに直接給水 ③ 配水管に仮給水場を設ける。 ④ 給水地域への広報（調整班へ情報提供） ■ 上水道施設応急復旧方針の決定 ① 復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。 ■ 復旧体制の確立	
	72 時間後		

第3 食糧の供給

震災時に被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

(1) 配布の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所へ避難した者② 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者③ 旅行者、宿泊人等④ 救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者⑤ その他市長が必要と認める者 |
|---|

(2) 食糧の供給

- ① 市民生活・物資調整班は、地区担当班等からの情報に基づいて配布計画を作成し、財産管理班は不足する物資等を調達し、必要数量の確保を行う。
- ② 食糧の供給は、原則として避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部（班）と密接な連携を図りながら実施する。
- ③ 避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

(3) 食糧の調達・搬送

① 備蓄食糧

物資輸送班は、配布計画により防災施設および備蓄倉庫から搬出して避難場所等へ配布する。

② 調達食糧

ア 財産管理班は、流通状況に応じ災害協力協定締結事業者および卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

イ 調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、災害協力協定に基づき、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送を要請する。

（協定先：福井県中央トラック事業協同組合）

③ 救援食糧

ア 市において食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

イ 県およびその他自治体等からの救援食糧は、あらかじめ定めた受入れ候補地・集積場所候補地や災害協力協定に基づいた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

＜受入れ候補地・集積場所候補地（一時集積所）＞

アイシンスポーツアリーナ、武生中央公園 まさかりどんの館、
あいぱーく今立 多目的ホール、越前市社会福祉センター、福井県中央トラック事業協同組合加盟事業所倉庫（災害協定）

④ 市が実施する搬送については、災害協力協定に基づき搬送を要請する。また軽微なものにあつては、公用車を用いる。（協定先：福井県中央トラック事業協同組合）

（４）米穀等の応急供給

① 実施責任者

米穀等の応急供給は、市長ならびに実施責任者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
罹災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市長
罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代って販売する場合	必要数量	市長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害・事故（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い罹災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関・事故関係機関が協議

② 実施の方法

応急供給品目は、米穀または乾パン等とする。

ア 米穀による応急供給の場合

ア) 米穀供給の申請

市長は、罹災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の所要数量を知事に申請するものとする。

イ) 市長の申請があつた場合の知事の処置

知事は、申請書を受理し、必要と認めた時は、応急用米穀の数量等を北陸農政局地方参事官（福井県担当）に通知するものとする。

北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、通知を受けたときは、知事と協議のうえ、必要に応じ政府所有米穀を直接または知事の指定する者に売却するものとする。

イ 乾パン等による応急供給の場合

ア) 乾パン等供給要請

市長は、災害の状況等により、炊出しができず乾パン等の供給が必要だと判断した場合には、直ちに知事に対し受配方要請する。

イ) 市長の要請に対する知事の処置

- (ア) 知事は、炊出し不能のため、乾パン等配給の必要を認めたときは、北陸農政局地方参事官（福井県担当）に乾パン等供給申請を行う。
- (イ) 北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、備蓄地農政事務所長等に乾パン等の運送要請を行う。
- (ウ) 備蓄地農政事務所長等は、直ちに運送の措置をとるものとし、乾パン等の備蓄数量が皆無または必要量に満たない場合は、自衛隊補給所長等に対し管理換えの協議を行ったうえで引渡しを受け、直ちに運送の措置をとるものとする。北陸農政局地方参事官（福井県担当）は備蓄地農政事務所長等から引渡しを受けた場合において知事に売り渡す。
- (エ) 交通途絶等により、政府運送においては緊急の用に間に合わないおそれがある場合は、知事は自衛隊に災害地までの運送を要請するものとする。
- (オ) 災害の状況により、特に緊急を要する場合は、北陸農政局地方参事官（福井県担当）は自県内または自県以外の最寄りの陸、海、空駐屯部隊業務隊長等に要請し、乾パン等の管理換えを受けることができる。

(5) 炊出し等の実施

① 実施方法

炊出しは奉仕団体等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意するものとする。

ア 炊出しの現場には責任者を配置する。責任者はその実施に関し指揮をするとともに、関係事項を記録するものとする。

イ 献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は握り飯と漬物、缶詰の副食等を配慮するものとする。また、乳幼児に対しては、ミルクを配給するものとする。

ウ 市において直接炊出しすることが困難な場合で、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して業者から購入し、配給するものとする。

② 応援等の手続

炊出し等食品の給与ができないとき、または物資の確保ができないときは次により応援要請する。

ア 市長は、応援の必要を認めたときは県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に
応援を要請する。

イ 応援等の要請は、次の事項を明示して行う。

ア) 炊出しの実施

所要食数（人数）、炊出し期間、炊出し品送付先、その他

イ) 物資の確保

所要物資の種別、数量、物資の送付先および期日、その他

③ 食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

ア 炊出し施設には、飲料適水を十分供給する。

イ 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備えつける。

ウ 炊出し場所には、手洗い設備および器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ 供給食品は防ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れを行い保管に注意する。

カ 炊出し施設は学校等の給食施設または公民館、社寺等の既存施設を利用するが、これらが得難い
場所は、湿地、配水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設ける。

（６）備蓄・調達計画

地震時における救助用として、主要食糧および副食を次のとおり確保する。

① 主要食糧

ア 政府所有米穀および乾パン等

北陸農政局地方参事官（福井県担当）は、管内の農林水産省指定倉庫に保管されている政府所有米穀の備蓄場所および数量について常時把握するとともに、災害発生時における知事からの要請に対処できるよう態勢を整えておくものとする。また、乾パン等については備蓄地農政事務所等との連絡体制および輸送体制について整備しておくものとする。

イ 政府所有米穀以外の米穀

市は、管内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に態勢を整えておくものとする。

② 流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食糧の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

北陸農政局 福井県拠点	福井市日之出 3-14-15 福井地方合同庁舎	TEL 0776-30-1611	FAX 0776-30-1612
越前たけふ農業協同組合	越前市本多二丁目 10-22	TEL 0778-22-1111	FAX 0778-21-2510

③ 備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食糧備蓄について普及および啓蒙を図る。

また、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食糧の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食糧備蓄に配慮する。乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など要配慮者向けの食糧備蓄にも努めるものとする。

④ 副食

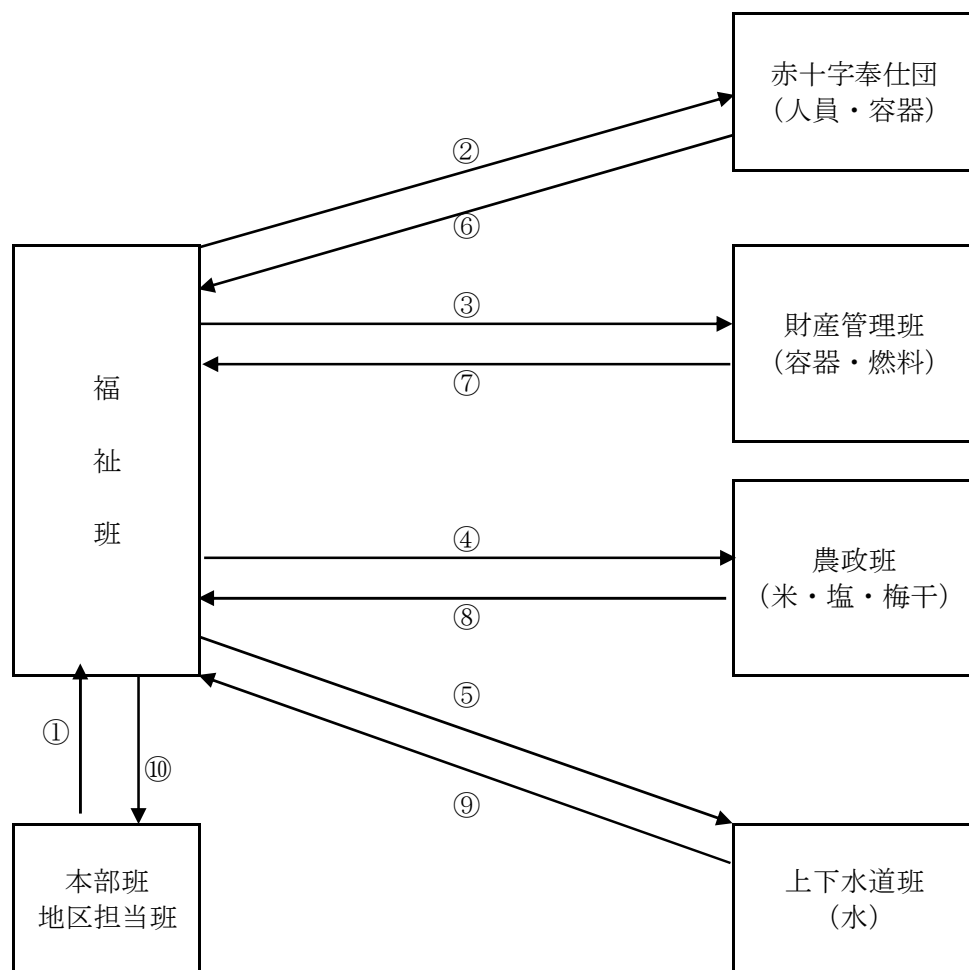
副食は、それぞれ製造工場、荷受機関、販売業者をして手持ちさせ、必要に応じ、災害救助に充当し得るよう常に態勢を整えておくものとする。

⑤ 要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

給 食		担当部班	市民生活・物資調整班、福祉班、 財産管理班、物資輸送班	
時 間 経 過		処 理 事 項		
1 日 目	発 災			
	3 時間後	食糧備蓄先 主食提供業者 道路被害 農政事務所 米穀販売業者 本部にて確認 電話または現地確認		
2 日 目 か ら 3 日 目	24 時間後	給食需要の把握 食品の調達 ① 食品の調達可能量の把握（市内、市外） ② 備蓄食糧の蔵出し ③ 食品の購入、弁当業者への発注 炊出しの実施（福祉班が実施 次頁のとおり） 給食可能地域から順次炊出しから給食へ移行		
	72 時間後	食品の配布 ① 避難収容者への配布方法 ② 調理不能者への配布方法 ③ 孤立地域への配布方法 給食対象人員の早期固定化 給食施設の応急復旧		

[炊出しに関するマニュアル]



- ① 炊出しの決定および要請
- ② 赤十字奉仕団の応援と容器等の一部の搬入を要請（各分団長へ連絡）
- ③ 炊出しの容器等および燃料の供給を要請
- ④ 米・塩・梅干の供給を要請
- ⑤ 炊出し用の水の供給を要請
- ⑥ 赤十字奉仕団員を派遣
- ⑦ 炊出しの容器等および燃料を受給
- ⑧ 米・塩・梅干を受給
- ⑨ 炊出し用の水を受給
- ⑩ 炊出しを供給

※容器等および食糧の調達、供給の陸上輸送が困難な場合は、本部にヘリコプターの出場を要請する。

第4 生活必需物資の供給

震災時には生活必需品を喪失または毀損し、日常生活を営むことが困難な者が生じる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

(1) 実施対象者

地震により家屋の全焼、全壊、埋没、半焼、半壊等の被害を受けた者で生活上必要な家財等をそう失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難なもの。

(2) 支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

① 物資の貸与または配布の基準

① 寝具	就寝に必要な毛布および布団等
② 外衣	普通着で作業衣、婦人服
③ 肌着	シャツ、ズボン下、パンツ等
④ 身のまわり品	タオル、履物等
⑤ 炊事用具	鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
⑥ 食器	茶碗、汁椀、皿、はし等
⑦ 日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
⑧ 光熱材料	マッチ、ローソク等

(3) 物資の調達および保管

- ① 所要物資は、流通状況に応じ災害協力協定締結事業者および卸売業者、小売販売業者から調達する。
- ② 所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。
- ③ 調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時保管場所に受入れ、仕分けのうえ各避難場所等へ搬送する。
- ④ 衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および物資調達台帳等を整備するものとする。
- ⑤ 物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。
- ⑥ 市は、地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

(4) 救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量を速やかに把握し、市内で調達が出来ない場合は、必要物資の種類・数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。

県、市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

① 物資の受入れ、集積場所

災害協力協定に基づき、あらかじめ一時保管場所の選定を依頼しておくものとし、その場所には、職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

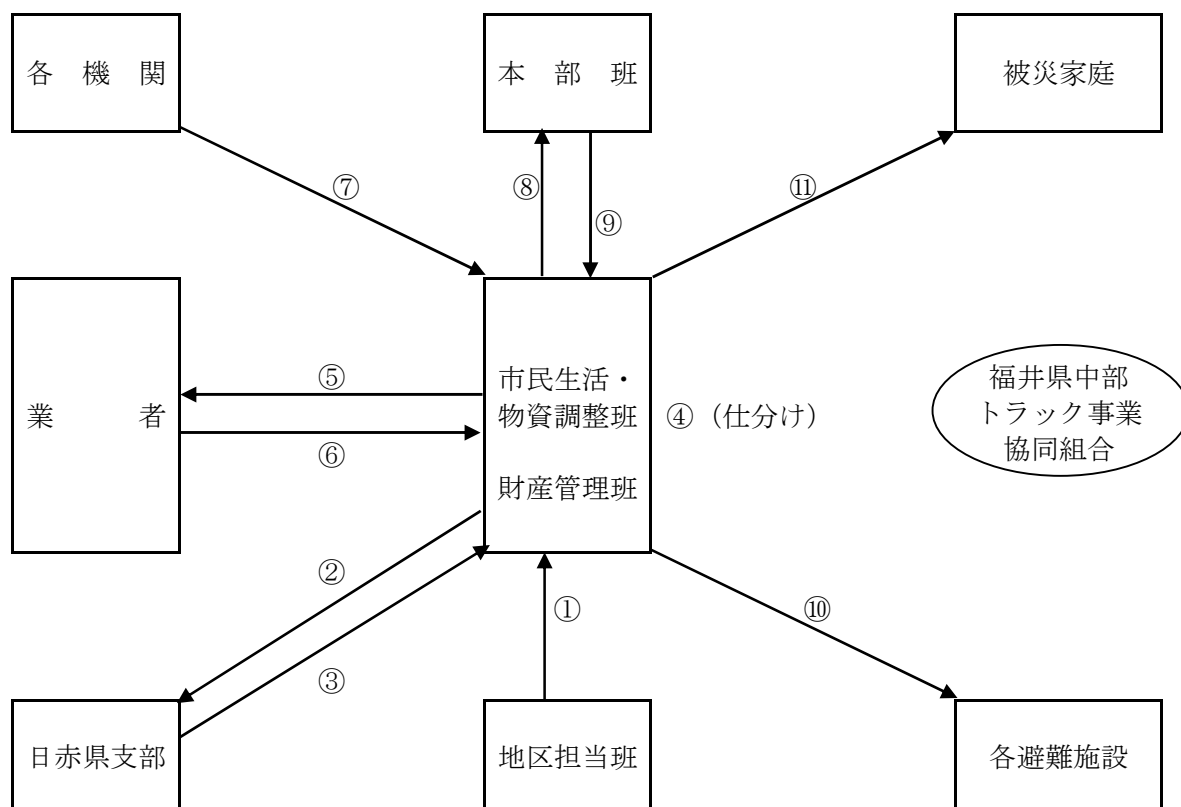
② 配付方法

避難施設に配付された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、子供や病弱者等を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

生活必需品		担当部班	市民生活・物資調整班、 財産管理班、物資輸送班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後		
2 日 目 か ら 3 日 目	24 時間後	■ 需要の把握 ① 避難者数の把握 ② 被災者数の把握 ③ 必要物品の選定 ■ 生活必需品等の調達、輸送 ① 調達可能量の把握（市内、市外） ② 生活必需品の購入 ③ 日赤福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 ④ 生活必需品の輸送	
	72 時間後	■ 生活必需品の配布方針の決定、広報 ■ 救援物資の受付、輸送、配分 ① 救援物資等の受付、仕分け ② 救援物資集積地の決定 ③ 救援物資取扱要員の確保	

《衣料品等の調達供給および救援物資の配分に関するマニュアル》



- ① 避難施設毎に必要とする衣料品等および救援物資の数量、種類の報告
- ② 日赤県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請（数量、種類を報告）
- ③ 日赤県支部より衣料品等（毛布、下着）を受給
- ④ 衣料品等の種類、必要数量を調達依頼、救援物資の分類・数量、避難施設毎・地区毎に仕分けする。
- ⑤ 業者へ衣料品等の調達を依頼
- ⑥ 業者から衣料品等の搬入
- ⑦ 各機関から救援物資を受給
- ⑧ 衣料品等および救援物資の分類、仕分け、配布する要員の派遣要請
- ⑨ 応援の要員を派遣
- ⑩ 各避難施設へ衣料品等および救援物資を配布
- ⑪ 各被災家庭へ衣料品等および救援物資を配布

※陸上輸送が困難な場合は、本部にヘリコプターの出場を要請し、各避難場所に配布する。

第2節 住宅応急対策計画

第1 計画の方針

市は、応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第2 実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施する。市は、状況により必要と認められ要請があれば、知事からの委任を受ける。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、市は、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとし、建設する場合には、二次災害防止に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

第3 応急仮設住宅の建設

(1) 設置場所

設置場所は、原則として市有地に建設する。

仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については市が行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。入居者の選定にあたっては、下記の基準を参考に民生委員等との協議を行うものとする。

- ① 次のいずれにも該当するもの

 - ア 住家が全壊（焼）、流失した世帯
 - イ 居住する住家がない世帯
 - ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯

② 上記①の該当者のうち下記のいずれかの要件を備えているもの

 - ・生活保護法の被保護者および要保護者
 - ・一定の資産のない失業者
 - ・一定の資産のないひとり親家庭
 - ・一定の資産のない老人、病弱者および障がい者等

ただし、上記の選定基準に該当する者が応急住宅数を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

（３）高齢者および障がい者等避難行動要支援者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した仮設住宅の建設を考慮する。

第４ 住宅の応急修理

（１）対象者

- ① 住宅が半壊（焼）し、または半壊に準じる程度の損害を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自己の資金では応急修理を行うことができない者

（２）応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

（３）実施責任者

知事の救助事務を委任された市長が、建築関係事業者に請負わせて修理する。

第５ 被災建築物応急危険度判定制度

市は、地震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対して被災地に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

被災建築物応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の危険度を判定し、建築物への判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）への勧告により注意を喚起する。

第６ 公的賃貸住宅等

市は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用として市営住宅の空室等に被災者を一

時入居させることができる。また、国、県、近隣市町、民間事業者等の協力のもと、空きのある公的賃貸住宅や民間の賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅の被災者へのあっせん等に努めるものとする。

第 7 被災宅地危険度判定制度

市は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対して被災地に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して危険度を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市および使用者に対して行う。

住宅応急対策		担当部班	建築住宅班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災		
	3 時間後	■ 県に危険度判定の要請	
2 日 目 か ら 3 日 目	24 時間後	■ 住宅被害の把握 被害程度別および地域別の把握 ■ 需要の把握 仮設住宅建設戸数の見積り ■ 仮設住宅の建設準備 ① 建築業者、資機材の調達 ② 建設予定地の選定 校庭、公園、グラウンド、遊休地等	
	72 時間後		

第3節 廃棄物処理計画

第1 計画の方針

震災時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等大量の廃棄物が発生し、かつ避難施設等からは多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難施設における仮設トイレ等のくみ取り、し尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、市は、南越清掃組合と協力して、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

第2 ごみ処理

(1) 処理体制

- ① 被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともにごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

- ② ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り組合の現有の体制および委託業者・許可業者で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、機材および人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

(2) 処理方法

ごみの処理は焼却によることを原則として、必要に応じ環境影響上支障のない方法で適正に処理を行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性質または状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

市と南越清掃組合は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう災害廃棄物処理計画を策定しており、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示している。また、定期的に災

害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、NPO等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第3 し尿処理

(1) 処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

(2) 処理方法

し尿および汚泥等処理の方法は、通常どおり汚泥前処理施設、家久浄化センターによることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第4 死亡獣畜

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および死亡獣畜所有者が、県家畜保健衛生所の指示、立会いのもと処理する。

廃棄物処理		担当部班	避難広報班、南越清掃組合
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災	■ ごみ処理施設、汚泥前処理施設等の被害状況の把握	
	3 時間後	■ ごみ処理施設、汚泥前処理施設等の被害状況および処理能力の把握 ① 施設被害状況 ② 作業員、車両の被害状況 ③ 収集ルート、運搬ルートの被害状況 ④ 復旧見込み ■ 処理施設の応急復旧方針の調整	
	24 時間後	■ 作業能力の把握 ① 委託業者作業員と車両 ② 応援要員、借上げ車両 ■ ごみ、し尿等の排出量の見積り ■ 臨時ごみ、し尿収集方針の決定 ① 集積場、投棄場の選定 ② 仮設トイレの設置 ③ 住民への広報 ■ 応援要請（市内で処理能力が不足するとき）	
2 日 目 か ら 3 日 目	72 時間後		

第4節 防疫・食品衛生計画

第1 計画の方針

市は、大地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生の確保など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第2 防疫対策

災害発生時における防疫対策は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるので、市は、防疫対策を迅速かつ的確に実施する。

(1) 防疫業務の実施方法

① 消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地および家屋の内外

② 消毒方法

家屋内の消毒	汚水等で汚染された台所、炊事場は次亜塩素酸ナトリウム、トイレは次亜塩酸ナトリウムなどの消毒薬を用いる。
ねずみ族、昆虫等の駆除	汚染地域を重点的に実施し、あわせて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

③ 保清方法

知事の指示により、避難所、道路、溝渠、公園等を中心に実施する。

(2) 防疫活動の実施要領

① 防疫班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は、1班4名程度の人員をもって班を編成し、知事の指導のもと、避難所、道路、溝渠、公園等の消毒および町内区長に対する薬剤配布を行うものとする。

② 地区防疫活動の実施

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、別記（資料編）の基準に基づき配布された薬剤で、町内区長を通じて市長の指示により行うものとする。

③ 情報収集および連携体制の整備

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、丹南健康福祉センター等

関係機関と連絡を緊密にし、必要な器具、資材、薬品および人員を確保して防疫体制を整える。

④ 予防啓発および広報

知事の指導のもとパンフレット等により区長を通じて住民に対する予防啓発を徹底するとともに、報道機関による広報活動を強化し、特に社会不安の防止に留意する。

⑤ 検病調査および健康診断の実施

検病調査は、県が検病調査班を編成し、市の協力を得て実施することとする。

特に、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者を対象に調査をし、必要があるときは健康診断を実施する。

⑥ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者または病原体保有者が発生したときは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき次の対策を実施する。

- ア 感染症患者等の入院（県が勧告、措置）
- イ 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施（県が実施）
- ウ 家屋、台所、トイレ、排水溝等の消毒を実施（県の指示により、市が実施）

⑦ 臨時予防接種

市は、感染症予防上必要があるときは、県の指示により臨時予防接種に協力する。

⑧ 避難所における感染症対策

市は、感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。なお、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、本部班と医療保健班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

⑨ 知事の指導および指示等

知事が感染症予防上必要と認めて次の指示を発したときは、市長は災害の規模、態様に応じその範囲および期間を定めてこれを速やかに実施しなければならない。

- ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法という。）第 27 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示
- イ 感染症法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
- ウ 感染症法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
- エ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

⑩ 防疫活動に必要な人員資材等の確保

- ア 人員

市長は保清方法および消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。被害が甚大であり市のみでは実施不可能である場合、県へ応援要請を行う。

イ 器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

ウ 車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借り上げる。

エ 薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県にあつせんを要請するほか、薬剤取扱業者より購入する。

(3) 状況報告および記録の整備

市は、災害防疫に関し次の書類を県に提出するとともに記録を整備保管するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被害状況報告書② 災害防疫活動状況報告書③ 防疫経費所要金額および関係書類④ 各種防疫措置の指示命令に関する書類⑤ 防疫作業日誌⑥ その他必要な書類 |
|---|

作業に従事した者の氏名、実施した作業の内容、量、場所、期間および実施後の反省、その他参考事項を記載する。また、災害発生と同時に、丹南健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

(4) 家畜防疫

① 家畜の保健衛生指導について

災害発生による家畜の伝染病発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため国、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

家畜共済制度の普及促進と事故が発生した場合の迅速な処理の推進を図る。

② 家畜の防疫について

災害により家畜の死亡あるいは伝染病の発生あるいは、発生のおそれがある場合はその状況を早期かつ的確に把握し、県および家畜保健衛生所と緊密に連絡をとり、その指示に従うものとする。

第3 食品衛生対策

市は、被災地における食品関係事業者および臨時給食施設(避難所その他炊き出し施設等)の実態を把握し、丹南健康福祉センターと連携協力し、被災者に対する適正な栄養・食生活指導を行い、安全で衛生的

な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。また、食中毒の発生を防止するため、避難施設や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。あわせて、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

（１）食品関係事業施設等の食品衛生の確保

関係機関と密接な連携をとり、施設の実態を把握し、丹南健康福祉センターの指導、協力のもと、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒事故の発生を防止する。

（２）避難施設等における食品衛生の確保

市は、丹南健康福祉センターが被災者等に対して行う次の指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは同センターの調査に協力する。

- ア 救援食品の衛生的取扱いの徹底
- イ 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- ウ 配布された弁当の適切な保管と早期喫食
- エ 手洗い・消毒の励行
- オ 食器、器具の消毒の実施

（３）食中毒発生防止の措置

避難施設への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- ア 弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
- イ 早期喫食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
- ウ 避難者等に対し、早期喫食および直接食品に触らず包装物等で持って飲食するよう指導する。
- エ 体調不良の人は配給作業等を行わないよう指導する。

（４）避難所における適切な栄養管理

市および県健康福祉センターは、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

- ア 食料調達に関する業務を担当している班と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
- イ 被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

【資料編】

７－５ 防疫収容施設および資機材薬剤一覧表

７－６ 家庭用消毒薬品配布基準

防疫衛生		担当部班	医療保健班
時 間 経 過		処 理 事 項	
1 日 目	発 災	■ 防疫・衛生に関する施設の被害状況の把握	
	3 時間後	■ 需要の把握 ① 防疫を必要とする地域の把握 ② 必要人員、薬剤等の見積り ■ 防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ■ 防疫用薬剤、資機材の輸送 ① 人員、車両の手配 ② 福祉班との調整	
	24 時間後	■ 防疫方針の決定 ① 消毒地域の優先順位 ② 消毒方法 ■ 防疫活動 ① 避難施設周辺 ② 浸水地域 ③ ごみ集積場等 ■ 保健指導 ① 避難施設健康診断 ■ 食品衛生対策 ① 避難施設における食品衛生の確保	
2 日 目 か ら 3 日 目			
	72 時間後		

第5節 遺体の搜索、処置、埋葬計画

第1 計画の方針

市は、地震のため、死亡していると推定される者の搜索および死亡者の処置、埋葬の措置を行う。

第2 遺体の搜索

(1) 搜索を行う場合

行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推定される場合に行うものとする。

(2) 搜索の方法

- ① 搜索の方法は、第2章第3項第2節「被災者の救出計画」に準じて行う。
- ② 遺体の搜索の必要がある場合、所轄警察署のほか南越消防組合をはじめ、防災関係機関等の協力を得て行う。
- ③ 遺体の搜索期間は、地震発生後10日以内とする。ただし、10日を経過してもなお搜索を必要とするときは、市長の指示により搜索の規模を縮小してこれを行う。

(3) 応援要請等

二次災害、その他の事情により搜索の実施が困難と考えられるときまたは遺体の流失等により、他市町に漂着していると考えられるとき等にあつては、次の方法により応援を要請するものとする。

- ① 県に応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合にあつては、隣接市町長または遺体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請するものとする。
- ② 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行う。

ア 遺体が埋没または漂着していると思われる場所

イ 遺体数および氏名、年令、性別、容ぼう、特徴、着衣、持物等

ウ 応援を求めたい人数または舟艇器具等

エ その他必要な事項

第3 遺体の収容、処置

市は災害の際に死亡した者について、発見された遺体については、「死体取扱規則」（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定により、警察官の検視の後、市長が指示する場所に一時保存し、次のように行う。

- (1) 遺体の収容、処置は、収容、処理場所を借上げ、または仮設し、捜査機関による検視、救護班等の現地医師が遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとする。
- (2) 遺体の身元確認は、警察および町内会等の協力のもとに実施し、身元が判明したものは、遺族に引渡すものとする。なお、遺族が判明しないものについては、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第引渡すものとする。
- (3) 身元が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、(2)の処置を実施する。
- (4) 遺体は原則として火葬により処理するが、火葬が困難な場合は、応急的な埋葬により行う。ただし、市においてそのどちらも実施困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行うものとする。
- (5) 広域的な火葬の実施体制
- 市および県は、災害により平時に使用している火葬場が使用できない場合や、平時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を講ずるものとする。

第6節 教育再開計画

第1 計画の方針

市は、地震災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難施設となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設等を借用し、教科書その他学用品を提供するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。

第2 教科書、文具の確保と給与

教育部（教育委員会）は、教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者および県教育委員会との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

（1）調達方法

- ① 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づき、教科書供給者等に連絡し、その供給を求める一方市内の他の学校および他市町に対し使用済教科書の調達供与を依頼する。この場合、若干量が不足する場合は、県に対し調達供与依頼する。

第3 教職員の確保

教育部（教育委員会）は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県教育委員会と連絡調整のうえ行う。

- （1）被災教職員が僅少のときは校内において融通する。
- （2）被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。
- （3）市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

第4 通学路の安全確保

県および市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

第5 授業等再開対策

市または市教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第6 学びの支援体制

県は、災害の発生に際し、被災の程度に応じて被災地域外の都道府県の教職員、スクールカウンセラー等の学校支援チームの支援を受けるとともに、受援体制の整備を図るものとする。

また、国の要請に応じて、被災地へ教職員、スクールカウンセラー等の学校支援チームを派遣するものと市、その派遣体制の整備を図るものとする。

第7 その他の対策

（１）保健、厚生に関する事項

① 被災園児、児童、生徒および教職員の保健管理

災害の状況により、被災学校等の園児、児童、生徒および教職員に対し、県の指示または協力により感染症予防接種や健康診断等を実施する。

② 被災学校の清掃、消毒

学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症予防法に基づき、県の指示または協力により校舎等の清掃、消毒を行う。

（２）児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な園児、児童および生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

また、身近にいる教職員が被災園児、児童および生徒の心理状態や行動を把握し、P T S D（外傷後ストレス障害）をはじめとする心のストレスに対するケアに努める。

（３）学校給食に関する事項

災害の発生に際し、文部科学省および農林水産省の定める「災害時における応急配給」により、県の指導のもと給食物資の確保と輸送に万全を期するものとする。

- ① 緊急を要する給食物資等について児童生徒以外に給食する場合は、県を通じ文部科学省、食糧庁に連絡し、その承認を受けて売却することがある。
- ② 学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市（災害対策本部）に協力する。
- ③ 市は被害を受けた物資を常に把握し、県学校給食会に対しその物資の処分方法等について指示を仰ぐ。

（４）育英補助に関する事項

被災による家屋の全壊や流失等のため就学に著しく困難を生じた児童、生徒に対して（独）日本学生支援機構の育英資金を特別に増枠するよう（独）日本学生支援機構および県に働きかける。

（５）転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

第5項 ライフライン対策

第5項	ライフライン対策	第1節	交通施設応急対策計画
		第2節	上下水道施設および浄化槽応急対策計画
		第3節	ガス施設応急対策計画
		第4節	電力施設応急対策計画
		第5節	通信および放送施設応急対策計画

第1節 交通施設応急対策計画

第1 計画の方針

市の各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第2 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、架橋の設備等の応急工事により、交通の確保を図る。道路管理者および上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(1) 災害対策用緊急輸送道路の確保

大規模地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。また、市は関係機関と連携し道路啓開に努めるものとする。

(2) 一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

① 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

② 点検措置の実施

大地震等災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

③ 応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

④ 占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要する場合には、通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じた後、通報を行う。

⑤ 交通止め等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、地震による災害が発生した場合、所轄の警察署、消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

(3) 高速道路

中日本高速道路㈱金沢支社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「金沢支社防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

① 防災体制

ア 災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ 災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ 非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

② 防災関係機関等への連絡

中日本高速道路㈱金沢支社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

③ 点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

④ 応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに

復旧させる。

⑤ 交通規制

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講じる。

⑥ 初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

⑦ 救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出場を要請するものとし、中日本高速道路㈱金沢支社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

⑧ 危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出場の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

⑨ 緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、震災時の緊急輸送道路として優先して交通の確保を図る。

第3 鉄道施設

列車の衝突、脱線、転覆、その他の事故および地震等の災害により、多数の死傷者を伴う鉄道災害が発生したときの応急救助対策については、西日本旅客鉄道㈱、㈱ハピラインふくい、福井鉄道㈱が主体となり災害応急対策にあたる。

（１）西日本旅客鉄道㈱（金沢支社管内）の措置

① 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅社員および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。現地対策本部長および駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、妊産婦等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

④ 震度による運転規制（新幹線）

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次の各項により行う。

ア 計測震度別の初動対応

ア) 計測震度 5.0 以上の取扱い

- ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回・線路外からの構造物点検を実施

イ) 計測震度 4.5 以上～5.0 未満

- ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回を実施

ウ) 計測震度 4.0 以上～4.4 未満

- ・全車両を一旦停止

エ) 計測震度4.0未満

- ・規制なし

イ アのア)～ウ)の目視による地上設備点検終了後の取扱い

ア) 特例がある場合の点検順序(係員添乗までは30km/h以下で運転)

(ア) 係員添乗での30km/h以下で列車巡回

(イ) 係員添乗での70km/h以下での列車巡回

イ) 特例がない場合の点検順序(係員添乗までは70km/h以下で運転)

(ア) 係員添乗での70km/h以下での列車巡回

※特例とは連続雨量120mm以上ある場合、レール温度が50℃以上ある場合

※係員とは施設・電気の両方社員

ウ イが終了した後の列車の速度向上

- ・160km/hでの施設社員による動揺測定の実施
- ・測定結果により速度規制解除か継続を判断

(2) ㈱ハピラインふくいの措置

株式会社ハピラインふくいが定める「事故・テロ・災害応急処置標準」に沿って、災害時の応急援助、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

① 活動体制

ア 対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

駅社員および乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長は、災害被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ 避難誘導

駅社員および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、老人、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

ウ 救護措置

現地対策本部長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

③ 関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って食糧その他非常緊急に関わるものの輸送を早急に確保するよう努める。

④ 震度による運転規制（在来線）

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次の各項により行う。

ア) 計測震度 4.5 以上の取扱い

- ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検
- ・線路に異常は無く列車走行は可能を確認ができた場合、初列車は 4.5 km/h 以下で運転。
- ・初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受け、その後の列車は所定運転。

イ) 計測震度 4.0 以上～ 4.5 未満

(ア) 要注意箇所がある場合

- ・初列車は 2.5 km/h 以下
- ・初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告および要注意箇所の巡回で異常の無いことを確認し、運転規制解除
- ・巡回で異常の無いことを確認されるまでは要注意箇所を 2.5 km/h 以下で徐行運転を継続

(イ) 要注意箇所なし

- ・初列車は 2.5 km/h 以下
- ・初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受け、確認された区間から運転規制解除し、その後の列車は所定運転。

ウ) 計測震度 4. 0 未満

・規制なし

(3) 福井鉄道(株)の措置

① 活動体制

ア 災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統轄する。

イ 職員の動員

災害発生時には「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

② 災害時の初動措置

ア 旅客に対する案内

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

イ 避難誘導

ア) 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

イ) 駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

ウ 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

③ 関係施設の応急復旧

現地災害対策本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

④ 震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱い」に定めるところによる。

ア 運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ 乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生旨の旨通告があったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不相当と判断したときは、列車を安全な場所に小移動する。

列車停止後震動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示を受けるものとする。

ウ 運転指令者は列車を停止させた後、福井地方気象台に問い合わせる等の方法で震度を確認、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

ア) 震度 4 相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

イ) 震度 5 以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所の巡回点検を要請する。

第2節 上下水道施設および浄化槽応急対策計画

第1 計画の方針

市は、地震の発生に際し、上下水道施設および浄化槽の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第2 上水道施設

震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。

災害時の行動指針に基づき各市町相互が協力し、広域的な情報収集・連絡体制を確立する。

(2) 応急措置および復旧

① 被害状況の収集

地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

② 第1次復旧工事

浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

浄水場には、災害時の停電を考慮し、自家発電により制御機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

管路の被害に対しては、直ちに復旧を行う。導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

③ 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして復旧工事を施工する。

ア 給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

イ 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

(ア) 既設管を生かす。

(イ) 仮配管より既設管に通水して生かす。

(ウ) 仮配管より各戸に給水する。

④ 恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮にいれ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

イ 地震後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

ウ 石綿セメント管および老朽管は出来る限り取り替える。

エ 配管状態の図面整備に完全を期する。

(3) 給水車等の活用

医療施設や避難施設等に対する飲料水等確保のため、給水車等（水槽付き消防車も含む）による給水を行う。

(4) 応急対応時の受入れ施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入れ施設は次の通りとする。

① 調査班および修繕班受入れ事務所：村国浄水場 1 階

② 調査班および修繕班車両基地：武生中央公園第 4 駐車場（アイシンスポーツアリーナ駐車場）、日野川河川緑地

③ 給水班基地：東運動公園

第 3 下水道施設

震災時において下水道の被害を最小限にとどめ、必要な対応力を確保し、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

(1) 防災体制

職員の配備については、震災時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、地震時の非常配備体制を確立する。

(2) 要員および応急対策用資材等の確保

要員および応急対策用資材等の確保ならびに施設復旧について、関係機関および団体等に対し広域的な支援を要請する。

(3) 応急対策業務・復旧業務

被災時にできる限り速やかに下水道機能を維持・回復するために、越前市下水道業務継続計画における

非常時対応計画に準じ、応急対策業務・復旧対策業務にあたる。

① 被害状況等の情報収集

緊急対応を行うために必要な情報の収集

② 県・市災害対策本部、関連部局への連絡

緊急対応等の応急対策業務・復旧業務を行うための関連する部局・組織との連絡調整

③ 緊急点検・緊急調査

二次災害発生の恐れや重大な機能障害の把握のための点検実施と緊急措置の方針検討のための調査

④ 暫定措置

ア 二次被害防止対策
イ 汚水溢水の緊急措置
ウ 緊急輸送における交通障害対策
エ 処理機能の回復
オ 災害トイレの設置
カ 災害トイレのし尿受入れ
キ 浸水対策

⑤ 支援要請および受援体制の整備

応急対策業務・復旧業務の実施に関する外部組織への支援要請と受入れ準備

⑥ 一次調査

施設の全体的な被害状況を把握するための点検

⑦ 応急復旧

暫定的に機能を回復するための復旧

(4) 応急措置および復旧

ア 管路施設

(ア) 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置	交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。
(イ) マンホール等からの溢水の排除	管路施設 可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠へ緊急排水する。
(ウ) 吐き口等における浸水防止	河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

イ ポンプ場および処理場施設

(ア) ポンプ設備の機能停止に対する措置	損傷および故障箇所は直ちに復旧に着手するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。
(イ) 停電および断水に対する措置	設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。
(ウ) 自動制御装置の停止に伴う代替措置	現場の手動操作によって運転する。

(エ) 危険物の漏洩に対する応急措置	危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認し、漏洩を発見したときには、速やかに応急措置を講じる。
(オ) 水処理設備の機能停止に対する応急措置	処理場敷地内に仮設沈でん池を設け、固形塩素剤による簡易処理を行う。

(5) 下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水の排水制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

(6) 応急対応時の受入れ施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入れ施設は次のとおりとする。

ア 受入れ事務所：家久浄化センター（家久浄化センター被災時は水循環センター）

車両基地：上記受入れ事務所駐車場および家久スポーツ公園駐車場

第4 浄化槽災害応急対策

震災時における浄化槽の復旧を迅速に行い、公衆衛生への影響を最小限に抑えるため、住民、越前市浄化槽維持管理協会および行政の連携により被害状況の把握、応急措置および復旧を行う。

(1) 被害状況の把握

被害状況については、単独浄化槽も含めた市内全域の状況について把握する。

越前市浄化槽維持管理協会に災害時における浄化槽の復旧に関する協定に基づき、当面の使用の可否の一次調査を要請する。越前市浄化槽維持管理協会は、被害状況を整理し市に報告する。

(2) 応急措置および復旧

被害状況の報告を受けた市は、越前市浄化槽維持管理協会に災害時における浄化槽の復旧に関する協定書に基づき、一時調査の結果、修繕が必要な浄化槽の詳細な点検および応急措置ならびに復旧等の協力を要請する。

- ① 浄化槽の詳細な点検および応急措置ならびに復旧等の協力を要請する。
- ② 越前市浄化槽維持管理協会に加入する浄化槽の機能回復ならびに応急対策

【資料編】

4-1 上水道給水区域・施設の配置図

4-2 公共下水道計画図

第3節 ガス施設応急対策計画

第1 計画の方針

ガス事業者は地震の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第2 都市ガスおよびコミュニティーガス

ガス施設が、地震により被害を生じたとき、または、被害を受けるおそれがあるとき、都市ガス事業者およびコミュニティーガス事業者は、速やかに応急復旧を実施するとともに、保全対策を講じその機能を確保し、二次災害の発生の防止に努める。

(1) 実施主体

都市ガス事業者およびコミュニティーガス事業者

(2) 実施内容

① 保全対策

平時において、現場の状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行うほか、地震発生時には地域、場所別に重点巡視警戒を行う。

② 地震時における応急復旧工事

地震が発生した場合は、応急復旧体制に基づき、速やかに応急処理を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行うとともに、二次災害への影響を考慮し、その発生防止に努める。

③ 地震時におけるガスの保安

ガス施設が火災等により危険な状態となったときまたはガス導管の折損等によってガス漏洩の危険があるときもしくは爆発する等の危険があるときには、速やかに応急処置を実施し、現場状況に応じて被災ガス施設へのガス供給を遮断する等の措置を行い、二次災害防止に努める。

(3) 応援協力、要請

応急工事の実施が困難な場合には、相互救援体制に基づき他のガス事業者の応援を要請する。

（４）広報活動

- ① 住民の不安解消、二次災害防止を図るため、テレビ、広報車等による広報のほか、防災関係機関の協力を得て、ガス施設の復旧見通しについて広報活動を行う。
- ② 住民がガス漏れ等を発見した場合は、直ちに都市ガス事業者およびコミュニティーガス事業者・防災関係機関に通報するよう、平素から住民に周知を図るものとする。

（５）応急対応時の受入れ施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入れ施設を次のとおりとする。

車両基地：家久スポーツ公園駐車場

第３ 液化石油ガス

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者は、県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

(社) 福井県エルピーガス協会	福井市下江守町第 26 号 35-4
	TEL 0776-34-3930 FAX 0776-34-3940

（１）初動対策

① 消費者の初動対策

消費者は地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

② 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は地震が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

③ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第4 地震時における広報活動

次の場合には需要家の二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

- ア ガスの供給停止が予想される時
- イ ガス供給停止時
- ウ 復旧完了における再供給時

第5 代替施設設備の活用

避難施設等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設設備の活用を図る。

【資料編】

4-4 ガス供給区域図

第4節 電力施設応急対策計画

第1 計画の方針

電力供給機関（北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)）は被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。

北陸電力(株)福井支店	福井市日の出1丁目4-1	TEL 0776-25-8710
北陸電力(株)丹南支店	越前市高木町11-16-1	TEL 0778-23-1217
北陸電力送配電(株)福井支社		

第2 防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは、警戒体制をとり、福井支店および丹南支店に警戒体制本部を設置し、各種情報の収集、管内状況の把握および広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第3 応急対策

（1）応急対応体制

災害が発生した場合は、予想災害または発生被害の程度により非常体制をとり、北陸電力(株)福井支店および丹南支店に災害対策本部を設置し、また指定地域に災害対策支部を設置して応急措置および復旧対策を実施する。

- ① 各種情報の収集、伝達、報告
- ② 被害情報および復旧情報の把握
- ③ 広報活動
- ④ 復旧対策の計画
- ⑤ 復旧資材の調達、輸送
- ⑥ 本部または各事業所との連絡

（2）応急対応時の受入れ施設

応急対応や復旧における応援機関・団体の受入れ施設を次のとおりとする。

車両基地：武生中央公園第4駐車場（アイシンスポーツアリーナ駐車場）

第4 応援協力

(1) 広報活動

災害に関し緊急を要する広報は、広報車およびテレビ・ラジオ等の報道機関を通じ敏速に行うほか、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり協力を求めるものとし、これらの機関は協力の求めに応じるものとする。

(2) 動員対策

応急復旧能力が不足するときは、応援隊、社外工事業者の動員等により復旧対策を実施するが、消防機関の応援を必要とする場合は、本部または各支部から消防機関に応援を要請するものとする。

第5節 通信および放送施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための計画である。

第1 電気通信施設

N T T 西日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

- ① 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
- ② 災害用伝言ダイヤル等の提供
- ③ 非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
- ⑤ 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
- ⑥ 特設公衆電話の設置
- ⑦ 携帯電話の貸出し

(2) 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第2 放送施設

- ① 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
- ② 一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- ③ 災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

④ 視聴者対策

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車、船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

第6項 被災者の支援

第6項 被災者の支援	第1節 義援金、救援物資の受入れおよび配分計画
	第2節 災害救助法の適用に関する計画

第1節 義援金、救援物資の受入れおよび配分計画

第1 計画の方針

市は、寄託された義援金、救援物資を受入れ、被災者になるべく早期に配分する。この際、混乱のないように関係者の意見を聴取し、実情を考慮して実施する。

第2 義援金の受入れおよび配分

(1) 受入れ

総合政策・秘書広報班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

(2) 配分

- ① 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。
- ② 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。
- ③ 義援金の配分が終了した段階等で、第三者による監査の実施、配分状況の公表等を行い公平性や透明性を確保すること。

第3 救援物資の受入れおよび配分

(1) 受入れ

- ① 市民生活・物資調整班は、庁舎内等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。
- ② 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③ 救援物資の申し出があった場合は、次のことを要請する。

- ア 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。
- イ 複数の品目を梱包しないこと。
- ウ 品物は新品が望ましいこと。
- エ 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。
- オ 腐敗する食糧は避けること。
- カ 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること。

（２）救援物資の配分、処分

救援物資の配分については、災害対策本部にて物資班を設置し、市民生活・物資調整班が中心となり、越前市社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等やボランティアグループの協力を得て、配分および処分を行う。

（３）救援物資の搬送

- ① 県および他の市町等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積拠点に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。
- ② 搬送は、物資輸送班の管理のもと、ボランティア等の協力を得て行う。

第2節 災害救助法の適用に関する計画

第1 計画の方針

市は、災害に際し、食糧品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第2 実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、知事に委任されている。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第3 適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区分	人 口 (R 2. 10. 1 国調)	施行令第1条第1項第1号 による法適用基準世帯数	同第2号による適用基準 世帯数 (県全体で 1,000 世帯以上 の場合)
越前市	86,011人	80世帯	40世帯
備 考	法適用基準には、上欄のほか次のものがある。 1 施行令第1条第1項第3号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯が滅失したとき 2 施行令第1条第1項第3号後段 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき 3 施行令第1条第1項第4号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき		

(注) 1 基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。

2 半壊（焼）の場合は1／2世帯として換算し、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

3 床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第4 適用手続

災害救助法の適用は、市長が知事あて被害の状況を報告してから行われるものである。

第5 個別適用計画

〔救助の種類および実施期間〕

救助の種類	実施者	実施期間
① 避難所の設置	市	7 日以内
② 応急仮設住宅	県	20 日以内着工
③ 炊出しその他による食品の給与	市	7 日以内
④ 飲料水の供給	市	7 日以内
⑤ 被服寝具その他生活必需品の給貸与	市	10 日以内
⑥ 医療 助産	県	14 日以内 7 日以内
⑦ 災害にかかった者の救出	市	3 日以内
⑧ 災害にかかった住宅の応急修理	市	3 か月以内（災害対策基本法に 基づく国の災害対策本部が設置さ れた場合は6 か月以内）に完成
⑨ 学用品の給与	市	教科書 1 か月以内 文房具等 15 日以内
⑩ 遺体の搜索、処理、埋葬	市	10 日以内
⑪ 障害物の除去	市	10 日以内
⑫ 応急救助のための輸送 応急救助のための賃金職員雇上げ	市	種目毎の救助期間中 種目毎の救助期間中

（1）避難所の設置（開設および収容）

知事の職権を委任された市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

② 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための人夫賃、消耗器材費、建物または器物の使用謝金、燃料費ならびに仮設便所等の設置費とする。

③ 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

④ 避難所開設状況報告

市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告しなければならない。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりで、差し当たっては電話または電報で報告する。

- | |
|-----------------|
| ア 避難所開設の日時および場所 |
| イ 箇所数および収容人員 |
| ウ 開設期間の見込 |

(2) 応急仮設住宅

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

① 適用期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から 2 年以内とする。

② 適用戸数

市内の全壊、全焼および流失世帯数の 3 割以内とする。ただし、被災の程度、その他の要件から必要と認めた場合は、設置戸数の限度を引き上げることができる。

③ 設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地の場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

④ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に委任できる。

(参考) 入居者基準

- | |
|---------------------------|
| ア 住家が全壊（焼）流失した世帯 |
| イ 居住する住家がない世帯 |
| ウ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯 |
| ・生活保護法の被保護者および要保護者 |
| ・一定の資産のない失業者 |
| ・一定の資産のないひとり親家庭 |
| ・一定の資産のない老人、病弱者および障がい者等 |

ただし、全ての項目に該当する者が全壊、全焼、流失世帯数の 3 割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

⑤ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

知事の救助事務を委任された市長は、住家の被害時に自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

イ 給与のための費用

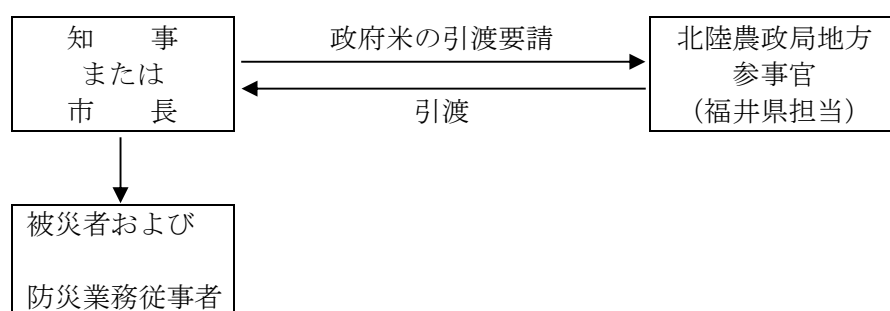
主食、副食および燃料費の経費とする。

ウ 炊出し等の方法

炊出しは、避難施設内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際、市は各現場に実施責任者を指名して、その任にあたらせる。

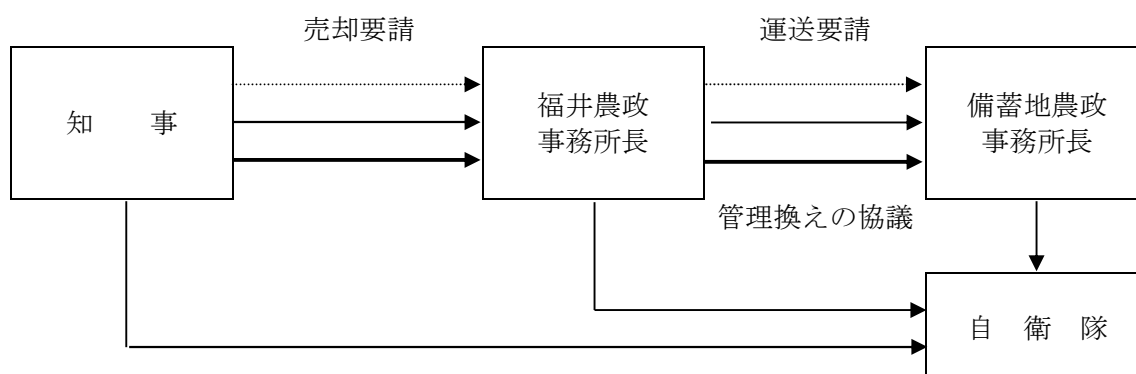
① 米穀による応急供給の場合

米穀の応急配給は北陸農政局地方参事官（福井県担当）と緊密な連絡を図り、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付け18総食第294号）に基づき実施する。



※知事の指示が可能な場合は知事から、交通・通信の途絶のため知事の指示を受け得ない場合は市長から要請を行う。

② 乾パンによる応急供給の場合



..... 通常の場合

———— 備蓄地農政事務所の備蓄数量が皆無または必要量に満たない場合

———— 交通途絶等緊急の場合

（４）飲料水の供給

知事の職権を委任された市長は、災害のため飲料水が枯渇または汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

① 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市長は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

② 飲料水供給のための費用

ろ水器その他給水に必要な機械器具の借上げ費、修繕費および燃料費ならびに浄水用の薬品費および資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、ろ水器による給水、家庭用井戸水等による給水および災害協力協定に伴う給水の方法により実施する。

（５）被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

① 適用期間

災害発生の日から１０日以内とする。ただし、大地震により交通・通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

② 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 被服、寝具および身の回り品 |
| イ | 日用品 |
| ウ | 炊事用具および食器 |
| エ | 光熱材料 |

（６）医療および助産

災害救助法に基づく医療は、県が行い、市は県の指示に従い協力する。

① 実施対象者

医療を受ける者	応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
助産を受ける者	災害発生の日以前または、以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

② 範囲

医療の範囲	ア 診療 イ 薬剤または治療材料の支給 ウ 処置、手術、その他の治療および施術 エ 病院または診療所への収容 オ 看護
助産の範囲	ア 分娩の介助 イ 分娩前および分娩後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

③ 実施方法

ア 医療の方法

救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、知事から委託を受けた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班および県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（DMAT）、県が要請する災害派遣精神医療チーム（DPAT）および災害支援ナースとする。なお、救護班は、医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

イ 助産の方法

救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。

④ 期間

医療	災害発生の日から 14 日以内
助産	災害発生の日以前または以後 7 日以内に分娩した者に対し、分娩の日から 7 日以内

⑤ 医療のための費用

ア 救護班による場合	使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費
イ 一般の病院または診療所による場合	国民健康保険の診療報酬の額以内
ウ 施術者による場合	協定料金の額以内

（７）災害にかかった者の救出

知事の職権を委任された市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を搜索し、または救出してその者を保護する。

① 適用期間

災害発生の日から 3 日以内とする。ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市長は、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む）を受けなければならない。

② 救出のための費用

車両、船艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 福祉サービスの提供

知事の救助事務を委任された市長は、災害により被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）に対し、福祉サービスの提供を行う。

① 適用期間

災害発生の日から7日以内

② 福祉サービスの提供内容

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 災害時要配慮者に関する情報の把握 |
| イ | 災害時要配慮者からの相談対応 |
| ウ | 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 |
| エ | 災害時要配慮者の避難所への誘導 |
| オ | 福祉避難所の設置 |

③ 提供のための費用

上記②アからエまでについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費とし、オについては、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費とし、当該地域における通常の実費とする。

(9) 災害にかかった住宅の応急修理

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

① 適用戸数

市内の半壊および半焼世帯数の3割以内とする。ただし、被災の程度、その他の要件から必要と認めた場合は、修理戸数の限度を引き上げることができる。

② 適用期間

3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完成する。

③ 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分について行う。

④ 協力要請

県は、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体

に対して協力を要請するため、市は県の要請があれば協力する。

(10) 学用品の給与

知事の救助事務を委任された市長は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む。）に対し、学用品の給与を行う。

① 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア 教科書
イ 文房具
ウ 通学用品

② 適用期間

教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

③ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として市長が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(11) 遺体の搜索、処理、埋葬

知事の救助事務を委任された市長は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

① 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

(12) 障害物の除去

知事の救助事務を委任された市長は、災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

① 適用戸数

半壊および床上浸水世帯数の1.5割以内とする。ただし、居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

② 適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(13) 応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

知事の救助事務を委任された市長は、救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは市が実施するが、市から要請があった場合は、県があっせんする。

① 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

範 囲	期 間
被災者の避難	2 日以内（厚生労働大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療および助産	14 日以内（助産は 7 日以内）
被災者の救出	3 日以内
飲料水の供給	7 日以内
福祉サービスの提供	7 日以内
遺体の搜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

② 輸送および賃金職員等の雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上げ料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

③ 輸送力の確保

ア 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ 県、市は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておく。

ウ 消防班（南越消防組合）は、物資輸送班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第3章 災害復旧計画

第3章 災害復旧計画	第1節	公共施設の災害復旧計画
	第2節	激甚災害の指定計画
	第3節	民生安定計画
	第4節	経済秩序安定計画
	第5節	復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

第1 計画の方針

市は、災害復旧を地震発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行う等将来の震災に備える事業計画を樹立し、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 砂防設備災害復旧事業
- ③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ④ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑥ 道路災害復旧事業
- ⑦ 下水道災害復旧事業
- ⑧ 上水道災害復旧事業
- ⑨ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- ① 農地、農業用施設災害復旧事業
- ② 林道施設災害復旧事業
- ③ 治山施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 住宅災害復旧事業
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業
- (6) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (7) 公立学校教育施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) ガス施設災害復旧事業
- (10) 消防防災施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

第3 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努めるものとする。

第4 特定大規模災害等における復旧工事の代行

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、市は県に要請し、県が工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県はその事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うものとする。

第5 災害復旧資金の確保

県および市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるように努めるものとする。

第6 関係機関との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。市は、災害応急対応や上下水道復旧支援について災害協力協定を締結している事業所・団体と共に、復旧に向けた工事や整備・強化を図るものとする。（【参照】資料編11-3）

第2節 激甚災害の指定計画

第1 計画の方針

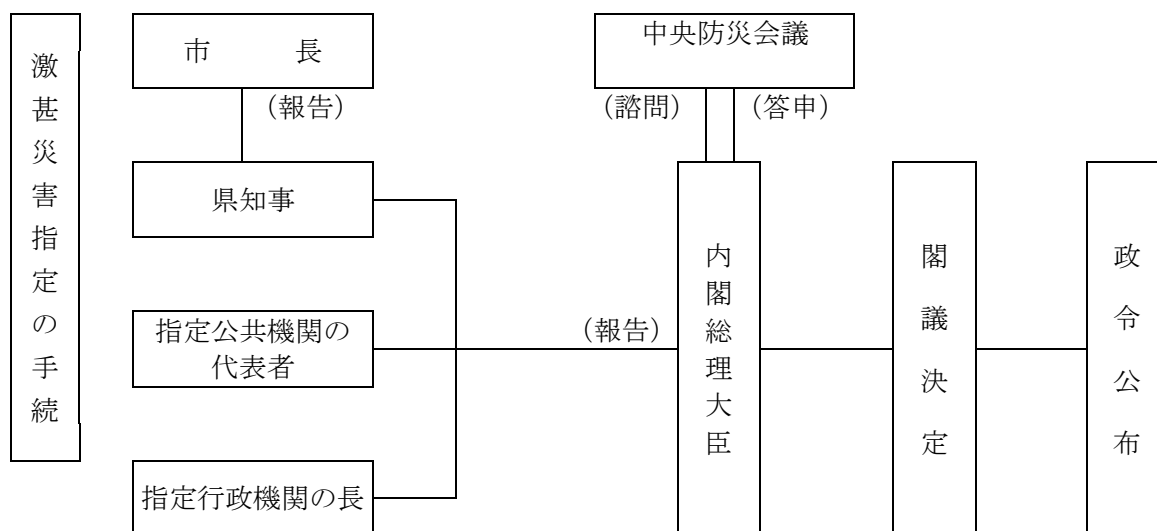
市は、県に対し、大規模な地震災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望するものとする。

第2 激甚災害に関する調査

- （１）市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。
- （２）市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- （３）市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第3 激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとるよう要望する。



第4 特別財政援助額の交付手続

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く）

② 公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）または41条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項で定義された認定こども園

エ 児童福祉法第34条の15第1項および第2項の規定により設置された小規模保育事業所等

オ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

カ 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

キ 障害者自立支援法第79条第1項もしくは第3項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第1

5 項に規定する就労継続支援に限る。) の事業の用に供する施設の災害復旧事業

ク 売春防止法第 36 条の規定により県が設置した女性保護施設の災害復旧事業

⑤ 感染症予防事業および感染症指定医療機関の災害復旧事業

ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条の規定による激甚災害のための県の支弁に係る感染症予防事業

イ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第 4 条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

イ) 公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除事業

イ 湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第 3 条第 1 項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額および政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合または農業協同組合連合会に対する貸付限度額を引き上げる。

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ 災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ 保険料率を引き下げる。

② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

県が補助を行う場合に、国が県に対して補助を行う。

（４）その他の特別の財政援助および助成

① 公共社会教育施設災害復旧事業に対する補助

② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

③ 市町が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

④ 母子福祉法による国の貸付けの特例

国は、指定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を県に対し貸付ける。

⑤ 水防資材費の補助の特例

⑥ 罹災者のための住宅建設事業に対する補助または融資の特例

- ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑦ 小災害復旧債の元利補給
 - ア 公共土木施設小災害復旧事業
 - イ 公立学校施設小災害復旧事業
 - ウ 農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業
- ⑧ 激甚災害時における雇用保険による求職者給付の支給の特例

第3節 民生安定計画

第1 計画の方針

市は、県と協力し、地震災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業の斡旋等民生安定のための緊急措置を講じる。

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機械や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 被災者生活再建支援のための措置

(1) 生活支援総合相談窓口の設置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、福井地域さわやか行政サービス推進協議会において定められた「震災等大規模災害時における相談窓口体制について（申合せ）」により、国、県、市町および関係機関による総合相談窓口を開設する。

(2) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(3) 被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

(4) 仮設住宅等の提供

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに

に、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

（５）公営住宅の確保

市は、県と協力し、損壊公営住宅を速やかに補修し、被災者に対し住宅の供給を図る。

（６）住宅の再建の支援

災害により住宅に被害を受けた者は、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資を受けることができる。

（７）雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。

また、必要な場合には、相談窓口の設置を行う。

（８）生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるときは、県に対し所要の措置を講ずるよう要請する。

（９）住宅に関する各種調査の説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、国〔内閣府、国土交通省〕および県は、市の活動の支援に努めるものとする。

（１０）支援制度の周知

市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケアスマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第３ 義援金および義援物資の受入れ・配分

（１）義援金および義援物資の募集と周知

市および県は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア 義援金

- ・受入れ窓口
- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

- ・受入れ窓口
- ・受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

（２）義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

市および県は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受入れる。

イ 配分

市および県は、必要に応じて配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

（３）義援物資の受入れ・配分

ア 受入れ

市および県は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受入れる。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

イ 配分

市および県は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第４ 被災者生活再建支援金の支給等

（１）被災者生活再建支援金

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

（２）被災者生活再建支援金に係る体制の整備等

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等

の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第5 個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第6 郵便業務の確保

日本郵便株式会社は、災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、次の措置を実施する。

（１）郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送および集配の確保または早期回復するため、災害の態様および規模に応じて、運送または集配の経路もしくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便または臨時集配便の開設等機宜の応急措置を実施する。

（２）窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、被災により業務継続が不能となった支店、郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間または取扱日の変更等の措置を実施する。

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受け期間中は、郵便窓口取扱い時間外においても引き受ける。

（４）被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉葉書等寄付金を配分する。

（５）被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込みおよび通常振替の料金免除を実施する。

（６）為替貯金業務および簡易保険業務の非常取扱い

被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮し、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、

郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払戻しおよび非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱いならびに簡易保険の保険金および、保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

（７）簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救助活動

被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、郵便事業株式会社が被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救助活動を行う。

第７ 郵便業務の特例措置

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策を実施する。

（１）被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店および郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

（２）被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

（３）被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第８ 「越前市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用

（１）災害弔慰金（条例第２章）

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」等に基づき、市民が災害により死亡した場合、その遺族に対して災害弔慰金を支給する。

支 給 額	
１．生計維持者	５００万円
２．その他の者	２５０万円

※ 生計維持者とは、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金をうけることができることとなる者の生計を主として維持していた者。

（２）災害障害見舞金（条例第３章）

市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治った時（その症状が固定したときを含む。）

に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民に対し災害障害見舞金を支給する。

支 給 額	
1. 生計維持者	2 5 0 万円
2. その他の者	1 2 5 万円

(3) 災害援護資金（条例第4章）

市は、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

被 害		金 額
負傷区分	程 度	
療養に要する期間が概ね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合	家財についての被害金額がその家財の価額の概ね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）がなく、および半壊以上の住居の損害がない場合	1 5 0 万円
	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2 5 0 万円
	住居が半壊した場合	2 7 0 万円（特別の事情のあるときは3 5 0 万円）
	住居が全壊した場合	3 5 0 万円
世帯主に負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合	家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	1 5 0 万円
	住居が半壊した場合	1 7 0 万円（特別の事情のあるときは2 5 0 万円）
	住居が全壊した場合 （※1の場合を除く）	2 5 0 万円（特別の事情のあるときは3 5 0 万円）
	住居の全体が滅失した場合 ※1	3 5 0 万円

備考：

1. 住居の半壊とは、住居の損壊、焼失または流失した部分の延床面積（以下「損失床面積」という。）がその住居の延床面積の2割以上7割未満の場合であって、その部分の修理を実施することによって住居として使用できる状態をいう。
2. 住居の全壊とは、損失の面積がその住居の延床面積の7割以上に達した状態（次項に定めるものを除く。）または損失床面積がその住居の延床面積の7割に達しないが、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。
3. 住居の滅失とは、住居全体の損壊、焼失または流失をいう。
4. 特別の事情のあるときとは、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情が認められるときをいう。

<貸付条件>

利率年1. 5%（延滞の場合を除く。据置期間は無利子） 据置期間3年 償還期間10年 償還方法（元利均等償還の方法）年賦償還または半年償還
--

（４）災害見舞金

市は、火災または風水害等の災害により被害を受けた罹災者に対し、「越前市災害見舞金支給規則」により見舞金を支給する。

- ① 住家が災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じ、次の表に掲げるとおり被災世帯の世帯主（当該災害により世帯主が死亡したときはその遺族または葬祭を行った者）に対し支給する。

被害の程度の区分	見舞金額
全焼、全壊、流出	100,000円
半焼、半壊	50,000円
部分焼、床上浸水、一部破損	10,000円

- ② 被害の程度は、南越消防組合消防署長からの報告に基づき決定する。

第9 暴力団排除活動

市は、県警察と連携して、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、「越前市暴力団排除条例（平成23年市越前市条例第17号）」の規定を遵守して、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第4節 経済秩序安定計画

第1 計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図るものとする。

第2 租税の徴収猶予および減免

- (1) 市は、被災者に対する市税の徴収猶予および減免などの適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、国税通則法、地方税法または福井県県税条例による国、県税の納税緩和措置としての、期限の延長、徴収猶予および減免等の措置についても適切に助言する。

第3 県の融資計画

(1) 生活福祉資金（福祉費）

貸付対象	貸付限度	貸付条件	貸付方法および利子	申込方法
・低所得世帯 ・生活保護受給世帯	150万円以内	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1. 据置期間 貸付の日から6月以内 2. 償還期間 据置期間経過後7年以内 3. 利率年1.5% (措置期間中は、無利子)	民生委員・児童委員 あるいは 市社会福祉協議会 へ申し込む。

(2) 中小企業向け緊急融資

重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について適宜、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 農林業関係融資

災害時における農林業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農地の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設等の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金

第5節 復興計画

第1 計画の方針

県および市は、被災地の再建を行うため、地震被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、住民の意向を尊重しつつ、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

第2 改良復旧

県、市および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、原状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第3 計画的復興

(1) 復興計画の作成

大規模災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、県および市は、これを可及的速やかに実施するため必要に応じて復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。なお、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

(2) 防災まちづくり

県および市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

県および市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに要配

慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

また、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

さらに、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 県の復興方針

県は、必要に応じ、国の復興基本方針に即して県の復興方針を定める。

(2) 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(3) 特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。

(4) 職員の派遣

県および市は、災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合には、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努めるものとする。

国、県および市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

国および県の職員は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁および県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。